参考資料６

CHIBA

第10次千葉県廃棄物処理計画

（千葉県食品ロス削減推進計画）

千 葉 県 マスコットキャラクター
チーバくん

令和３年３月

千　葉　県

第10次千葉県廃棄物処理計画

（千葉県食品ロス削減推進計画）

令和３年３月

千　葉　県

目　　次

１　計画の基本事項 ---------- 1
１．１　計画策定の背景 ---------- 1
１．２　策定方針 ---------- 2
１．３　計画の位置付け及び計画期間 ---------- 4
１．４　計画の対象とする廃棄物 ---------- 5

２　社会の動向 ---------- 6
２．１　国外の動向 ---------- 6
２．２　国内の動向 ---------- 7

３　県の廃棄物処理の現状 ---------- 10
３．１　一般廃棄物 ---------- 10
３．２　産業廃棄物 ---------- 24
３．３　計画目標の進捗状況 ---------- 38

４　県が取り組むべき課題 ---------- 40

５　基本方針と計画目標 ---------- 44
５．１　本計画の基本方針 ---------- 44
５．２　計画目標 ---------- 45

６　展開する施策 ---------- 53
６．１　施策体系 ---------- 53
６．２　展開する施策 ---------- 54
Ⅰ　３Ｒの推進 ---------- 54
Ⅰ－１　リデュース・リユースの推進---------- 54
Ⅰ－２　食品ロスの削減---------- 58
Ⅰ－３　市町村と連携した３Ｒの推進---------- 64
Ⅰ－４　排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組促進---------- 66
Ⅰ－５　循環資源等の利活用の促進---------- 67
Ⅰ－６　効果的なリサイクルの推進（各種リサイクル法の遵守の指導）---------- 69
Ⅰ－７　環境学習の推進---------- 70

Ⅱ　適正処理の推進---------- 71
Ⅱ－１　排出事業者における適正処理の促進---------- 71
Ⅱ－２　有害廃棄物の適正処理の推進---------- 72
Ⅱ－３　再生土の適正利用の推進---------- 73
Ⅱ－４　環境美化意識の向上と実践活動の推進---------- 73
Ⅱ－５　海岸漂着物の処理の推進---------- 73
Ⅱ－６　不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施---------- 74
Ⅱ－７　原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応---------- 75
Ⅱ－８　処理困難物や高齢化社会等への対応---------- 75
Ⅲ　適正処理体制の整備---------- 77
Ⅲ－１　一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理---------- 77
Ⅲ－２　ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化---------- 78
Ⅲ－３　産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理---------- 80
Ⅲ－４　県全体における適正処理体制の整備---------- 80
Ⅲ－５　施策や制度の実施に関する国への提案・要望---------- 81
Ⅳ　万全な災害廃棄物処理体制の構築---------- 82
Ⅳ－１　平時からの備えの強化---------- 82
Ⅳ－２　発災時の迅速な対応---------- 83

７　計画の推進　---------- 84
７．１　各主体の役割　---------- 84
７．２　進行管理　---------- 86

資料編　---------- 87

用語解説　---------- 153

千葉県食品ロス削減推進計画
策定方針---------- 2
計画の位置付け---------- 4
国内の動向---------- 7
県が取り組むべき課題---------- 40
展開する施策---------- 58

※ 本書中、図や表において、四捨五入により合計値と内訳値の合計が一致しない場合があります。

１　計画の基本事項

１．１　計画策定の背景

千葉県（以下「県」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、昭和 49 年から５次にわたる「産業廃棄物処理計画」を策定してきましたが、平成 12 年の廃棄物処理法改正により、第６次計画以降は、一般廃棄物を含めた「廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進してきたところです。

令和２年度を目標年度とした第９次廃棄物処理計画（以下「前計画」という。）では、東日本大震災等の大規模災害を教訓として、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理や平時における備え等を進めてきました。同時に、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法、リサイクルの推進に係る法制度等に対応し、県民、事業者、関係団体等と協働し、積極的な取組を展開してまいりました。

しかしながら、県の廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、家庭系可燃ごみへの資源化可能物の混入や集団回収量の減少などによる再生利用率の伸び悩み、根絶に至らない不法投棄や廃棄物処理施設の老朽化などの課題に引き続き対応していく必要があります。

また、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、社会の変化に対応した廃棄物処理体制の確立が求められています。さらに食品ロスの削減や廃プラスチック類の使用削減・再資源化の促進、地球温暖化対策の視点を踏まえた廃棄物エネルギーの利活用や災害廃棄物の処理、新型コロナウイルス感染症の影響などの新たな課題にも対応していく必要があります。

第１０次千葉県廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）では、これらの複雑、多様化する課題に対応するため、国際社会全体の目標であるＳＤＧｓの視点を踏まえながら、市町村や事業者等との連携のもと、持続可能な循環型社会の構築を目指して、実効性のある施策の展開を図っていきます。さらに、頻発する台風等の自然災害に対し、県民の安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の強化を図ります。

１．２　策定方針

平成 28 年３月に策定された前計画では、「３Ｒの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を３つの柱として、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、施策に取り組んできましたが、県の廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化し、前述のとおり、一般廃棄物、産業廃棄物ともに解決しなければならない課題があります。

本計画では、廃棄物の減量化や資源化等をさらに進めていくため、県の廃棄物処理の現状と課題及び前計画における施策の進捗状況等を踏まえるとともに、上位計画である千葉県総合計画（平成 29 年 10 月策定）及び第三次千葉県環境基本計画（平成 31 年３月策定）を具体化する個別計画として、国が定めた、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年１月改正）及び第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年６月策定）等との整合を図りながら、計画を策定することとします。

計画の策定にあたっては、県民・事業者・行政などの各主体による３Ｒ、特に環境への負荷を低減する効果の高い２Ｒ(リデュース・リユース)の取組を推進し、環境への負荷も配慮しつつ、地域循環共生圏の考え方も含め、最適な再生利用及び熱回収（循環的利用）と適正な処分の確保を目指し、新たな目標値を設定し、施策体系を見直すこととします。

また、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を盛り込むこととします。

県が目指す資源の適正な循環的利用のイメージは、図１－２－１のとおりです。

図１－２－１　資源の適正な循環的利用のイメージ

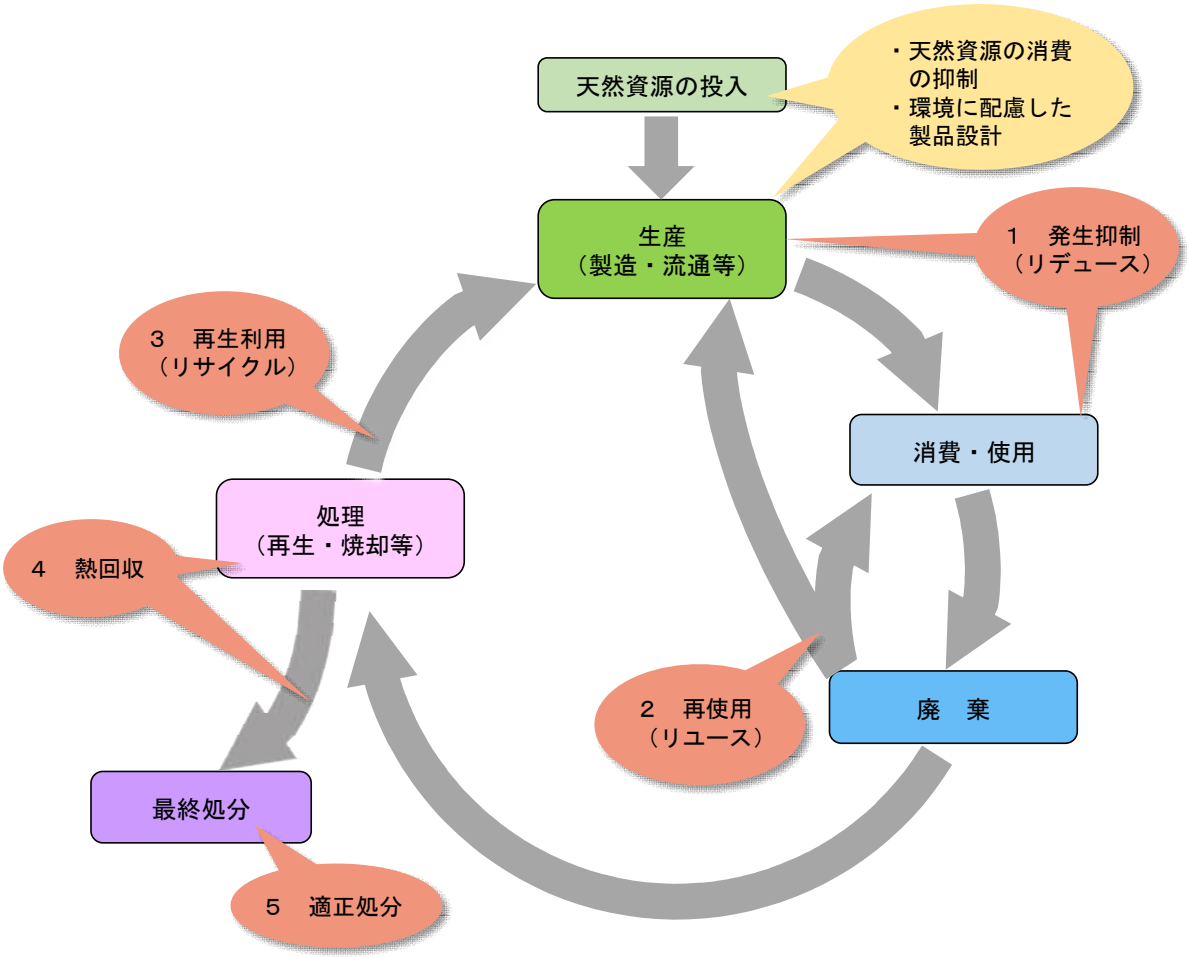

＜3R の推進＞

1：発生抑制（Reduce）

天然資源投入量の抑制、環境に配慮した製品設計、廃棄物等の発生を抑制

2：再使用(Reuse)

使い終わったものも繰り返し使用

3：再生利用(Recycle)

再使用できないものでも、資源としてリサイクル

＜熱回収＞

4：熱回収

リサイクルできず、かつ、燃やさざるを得ない廃棄物を焼却する際に発電や余熱利用を実施

＜適正処理の推進＞

5：適正処分

処分する以外の手段がない場合は、適正に埋め立て処分

１．３　計画の位置付け及び計画期間

（１）計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第５条の５の規定による法定計画として、県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。

併せて、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、平成 31 年３月 29 日付け環循適発第 1903293 号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」を盛り込むこととします。

また、「千葉県バイオマス活用推進計画」、「千葉県ＰＣＢ廃棄物処理計画」等の関連計画と連携を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協調し補完し合うことで、県内の一般廃棄物の減量化や適正処理を進める関係にあります。

図１－３－１　本計画の位置付け

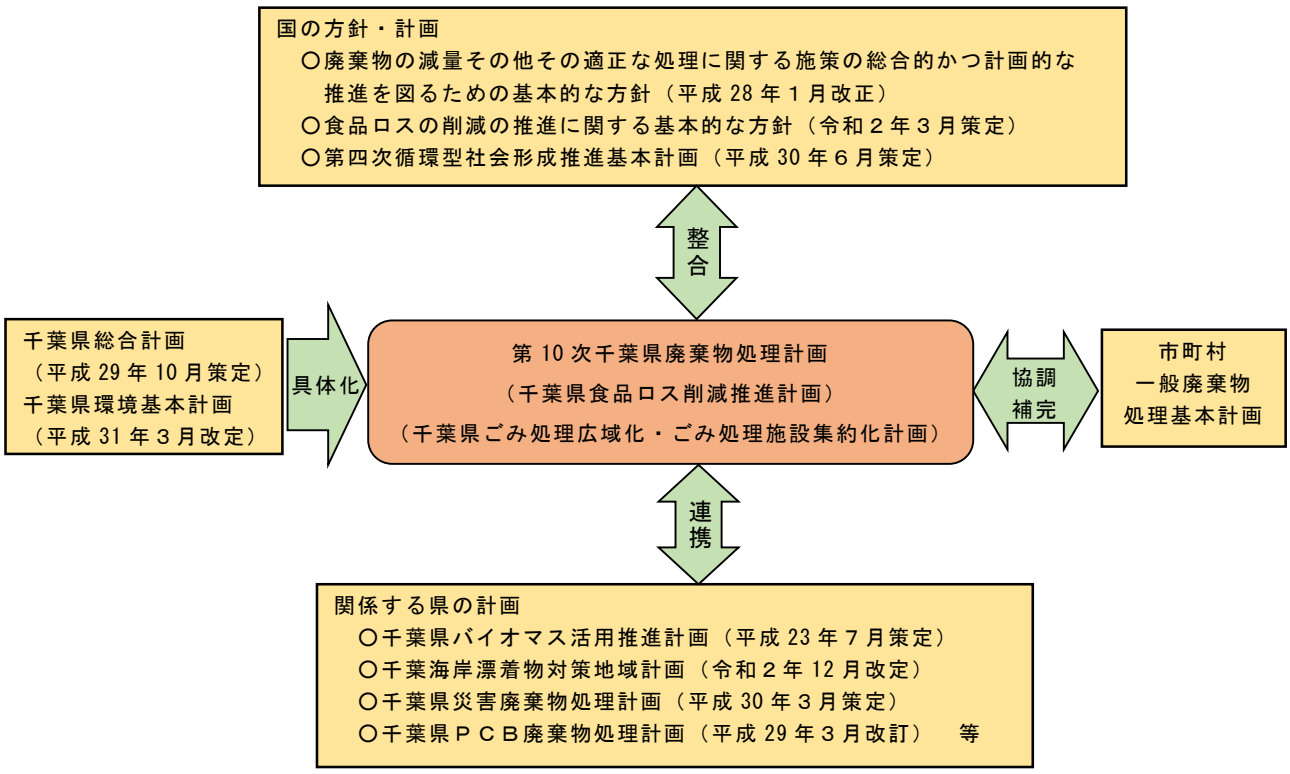

（２）計画期間

本計画の計画期間は、令和３年度を初年度とし、令和７年度を目標年度とする５か年計画とします。

１．４　計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令（以下「施行令」という。）に規定する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む。）及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とします。

図１－４－１　廃棄物処理計画で対象とする廃棄物

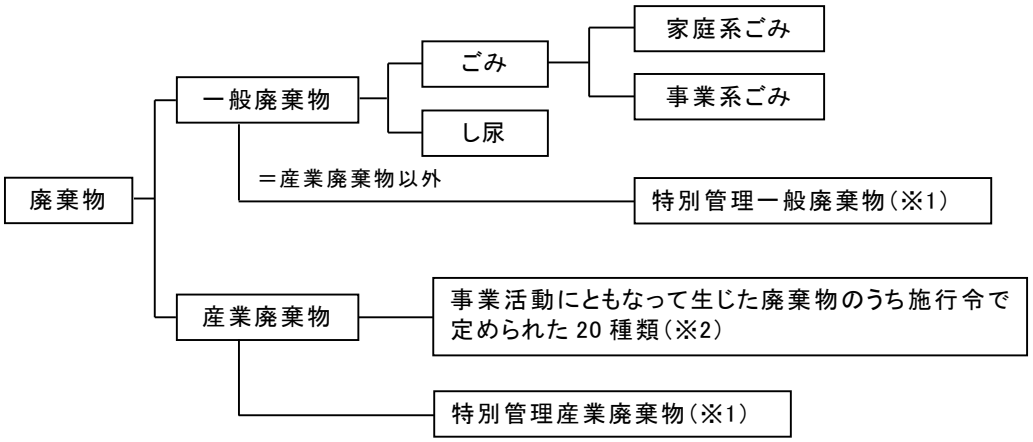

※1　爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
※2　1 燃え殻、2 汚泥、3 廃油、4 廃酸、5 廃アルカリ、6 廃プラスチック類、7 紙くず、8 木くず、9 繊維くず、10 動植物性残さ、11 動物系固形不要物、12 ゴムくず、13 金属くず、14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、15 鉱さい、16 がれき類、17 動物のふん尿、18 動物の死体、19 ばいじん、20 上記 1～19 に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの、輸入された廃棄物

※ 放射性物質汚染対処特別措置法（平成24年1月施行）では、原発事故由来の放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超えて環境大臣の指定を受けた指定廃棄物の処理は、国が責任をもって行うこととされているため、本計画の対象とはしていません。

※ 建設発生土（いわゆる「残土」）は、廃棄物処理法に定める「廃棄物」に該当しないため、本計画の対象としていません。建設発生土等の埋立てによる土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（いわゆる「残土条例」）を制定し、事業者に対する適正処理の指導を行っています。
また、独自の施策を講じようとする市町村については、県条例を適用除外することができることになっており、令和元年 6 月時点で千葉市をはじめ 22 市町が県条例の適用除外となっています。

２　社会の動向

２．１　国外の動向

気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模での環境問題が深刻化する中、国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（平成 27 年９月）が採択されました。

その中で示された、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」では、2030 年までに達成すべき国際社会全体の目標として、17 のゴールと具体的な 169 のターゲットが設定され、目標の達成に向けて国や地方自治体、企業等において様々な取組が進められています。

廃棄物との関わりが深い食品ロスについては、『2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる』ことが掲げられており、既にＥＵ、イギリスやアメリカ等の各国で、一人当たりの食品廃棄物量削減率等の目標が定められています。

また、海洋プラスチックごみは、陸上で製造・消費されたプラスチックの処理が正しく行われず、その多くが海に流入し、自然分解することなく、そのまま、あるいは破砕・細分化されて残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境、観光・漁業への影響など、さまざまな問題を引き起こしています。特に、近年、マイクロプラスチック（一般に５㎜以下の微細なプラスチック粒子）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界規模での取組が求められています。

図２－１－１　ＳＤＧｓのロゴ及びアイコン

資料：国連広報センター

主に廃棄物分野と関わりが深い項目として以下の項目がありますが、各ゴールはそれぞれのターゲットを通じて相互に関係しており、全体を俯瞰する視点を持って達成を目指すことが求められています。

4　質の高い教育をみんなに
7　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
9　産業と技術革新の基盤をつくろう
11　住み続けられるまちづくりを
12　つくる責任つかう責任
13　気候変動に具体的な対策を
14　海の豊かさを守ろう
15　陸の豊かさも守ろう

２．２　国内の動向

（１）第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年６月）における方針

「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国際状況の変化や国内で進む人口減少・少子高齢化社会、各地で頻発する災害等を背景に、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核に据え、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた計画となっています。

重要な方向性として、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」等の７項目を掲げ、国の取組や指標、各主体の連携や役割を示しています。

特に、３Ｒのうちのリサイクルについては、資源として循環的な利用を行う場合であっても、その過程でエネルギーの消費や温室効果ガスの発生といった環境への負荷が生じます。より低炭素・省資源につながる２Ｒ(リデュース・リユース)に重点を置いた取組の強化が求められています。

（２）プラスチック資源循環戦略（令和元年５月）の策定

日本を含む先進国の廃プラスチックの資源循環を支えていたアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内での貯留量が増加傾向となっており、プラスチック製品の使用・排出抑制も含め、さまざまな対策が必要となっています。

このような状況を受け、令和元年５月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。戦略では、「３Ｒ＋Renewable」を基本原則とし、2030 年までに『リデュース：ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの累積 25%排出抑制』、『リユース・リサイクル：容器包装の６割をリユース・リサイクル』、『再生利用（Renewable）：再生利用を倍増』といった目標を掲げています。レジ袋等のワンウェイプラスチックの使用削減、使用済みプラスチックの分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルに向けた対策が求められています。

（３）食品ロス削減推進法（令和元年 10 月施行）と食品ロス削減推進計画の策定

近年の食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、令和元年５月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が成立（同年 10 月１日施行）し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。また、都道府県及び市町村は、政府の定める基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされています。

なお、食品ロスの削減に関しては、食品ロス削減推進法の制定以前から、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」（平成 13 年５月施行）に基づき、食品廃棄物等の発生抑制の取組が進められてきたところです。令和元年７月に、同法に基づく新たな基本方針が示され事業系

食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに半減させる目標が示されています。

（４）安定的・効率的な施設整備及び運営

平成９年に厚生省が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」により、小規模施設について、ダイオキシン類の対策可能な大規模施設に集約する方針が示されました。これを受けて、県では「ごみ処理広域化計画」（平成 11 年３月）を策定し、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を進めてきました。

国のガイドラインの策定から 20 年以上が経過した現在、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化が進んだ一方で、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化し、廃棄物処理に係る担い手不足、老朽化した廃棄物処理施設の増加、人口減少による廃棄物処理の非効率化等が懸念される中、国は平成 31 年３月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（環循適発第 1903293 号）を発出しました。

今後は、社会情勢や地域の状況を踏まえつつ、地域循環共生圏の考えを含め、廃棄物量に合わせた効率的な処理に向け、廃棄物の広域的処理や処理施設の集約化を図る必要があります。また、新たな施設整備にあたっては、気候変動対策の観点から、廃棄物エネルギーの活用、効果的なエネルギー回収技術の導入等も検討し、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制を構築することが求められています。

（５）災害廃棄物対策

国では東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて、平成 26 年３月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等の教訓や明らかとなった課題を元にこれを平成 30 年３月に改訂しました。

新たな指針では、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目指し、災害発生時の初動対応等の各段階において実施すべき事項が具体的に示されています。また、国、県、市町村における平時の備えの充実も明記されており、体制整備や仮置場の確保、人材育成、災害協定の充実が求められています。

（６）高齢化社会に対応した廃棄物処理システムの構築

日本では今後、少子高齢化が一層進み、令和 47 年には高齢化率（人口に対する 65 歳以上人口の割合）が 38.4％に達し、同時に、１世帯あたりの人数が減少し、高齢者のみの世帯または高齢者の単身世帯が増加すると推計されています。

既に、高齢者においては、身体に問題を抱え日常のごみ出しに支障をきたしているケースも増えており、高齢者や障がい者に対するごみ出し支援事業を実施している市町村もあります。

国においても、実施自治体の事例の分析、課題の抽出等を踏まえてガイド

ラインの作成を進めており、高齢化社会へ対応した廃棄物処理体制への転換が求められています。

（７）新型コロナウイルス感染症による暮らしや事業活動への影響

世界的規模の流行である新型コロナウイルス感染症については、人々の暮らしや事業活動を一変させました。

在宅勤務の増加や外出自粛に伴い在宅時間が長くなり、生活ごみが増えるだけでなく、片付け等の機会が増加しました。さらに、リモートワークの導入が進んだことで家具等の需要も高まり、一方で大型ごみ等の排出も増加傾向がみられました。また、アジア諸国などへの輸出によってリユースやリサイクルシステムが成立していた古着類等は、感染拡大に伴う輸出入の停止によって、自治体や収集業者の保管場所を圧迫し、収集を一時的に停止せざるを得ない自治体もみられました。

このような状況においても、廃棄物処理は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務であることから、国においても令和２年９月に「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定するなど、安定した収集運搬・処理を維持できるような体制づくりが求められています。

３　県の廃棄物処理の現状

３．１　一般廃棄物

（１）ごみの排出量

【現状】
平成 30 年度における県内のごみの排出量は約 206 万トンで、県民一人１日当たりのごみの排出量（排出原単位）は 897 グラムでした。
家庭系ごみの一人１日当たりの排出量（資源物除く）は、徐々に減少しており、全国平均に近づいています。

ごみの排出量は、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量に分かれ、生活系ごみから集団回収量と資源ごみ量を除いた家庭から排出されるごみ量を、家庭系ごみ排出量と定義しています。

ごみの排出量は平成 18 年度以降減少傾向で推移していますが、近年減少幅が縮小しています。（図３－１－１）

県民一人１日当たりのごみの排出量（排出原単位）は、減少傾向で推移し、全国平均を下回っています。（図３－１－２）

一人１日当たりの家庭系ごみ排出量（排出原単位）をみると、近年減少幅が縮小しており、平成 30 年度は 507ｇ/人・日と全国平均（505ｇ/人・日）に近づいています。（図３－１－３）

家庭から排出されたごみに加え、集団回収によって集められたごみを家庭系のごみとした場合、ごみの排出量の約７割が家庭系ごみ、約３割が事業系のごみとなっています。（図３－１－４）

図３－１－１　ごみ排出量等の推移

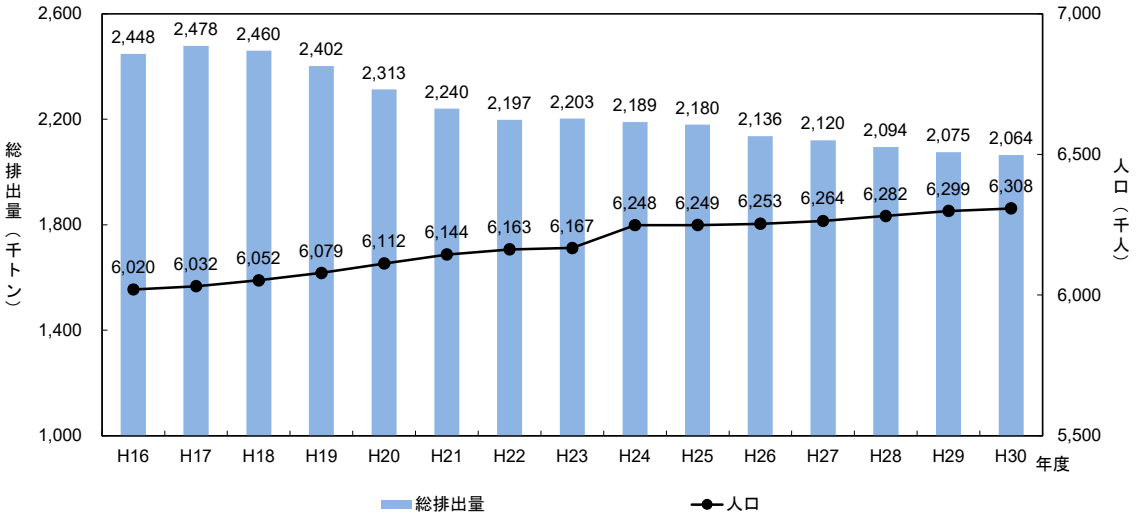

※ 人口は毎年度 10 月１日現在の住民基本台帳人口
※ 平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、12 万トンを超える災害廃棄物が発生しましたが、グラフ中の総排出量には含めていません。

図３－１－２　一人１日当たりのごみ排出量（排出原単位）の推移

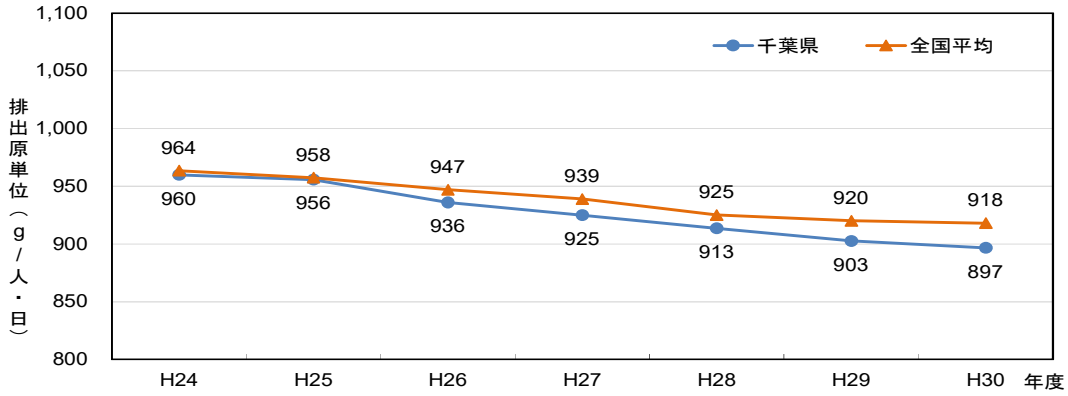

図３－１－３　一人１日当たりの家庭系ごみ排出量（排出原単位）の推移

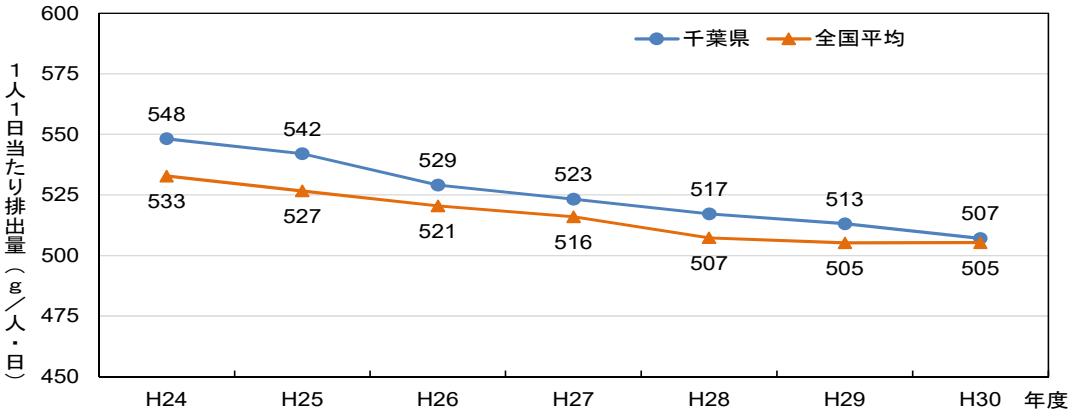

図３－１－４　家庭系ごみと事業系ごみの排出割合の推移

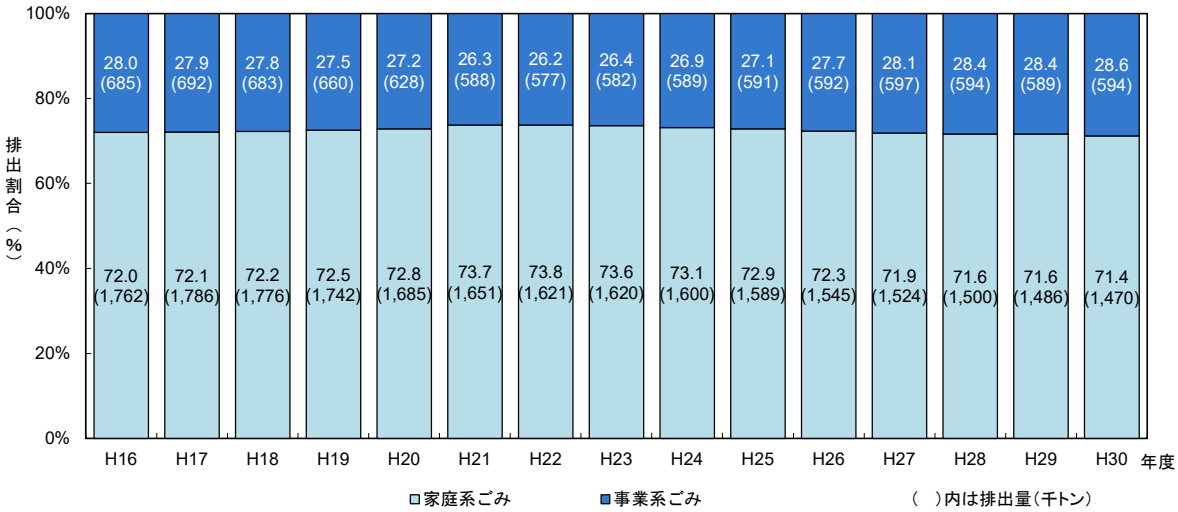

（２）ごみの資源化等

【現状】
平成 30 年度の再生利用量は約 46.4 万トンで、再生利用率は 22.4%でした。
焼却ごみの組成では、紙・布類等が多く混入しており、可燃ごみの中には資源化が可能なものが多く含まれています。
また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集については、県内 54 市町村のうち、紙製容器包装は 16 市町村、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）は 36 市町村が実施しています。

①　焼却処理の状況

ごみの焼却量は、ごみの排出量と同様に、減少傾向にありますが、平成 30 年度における焼却ごみの組成をみると、紙・布類が 45.6%、ちゅう芥類（台所から出る調理くずなどのごみ）が 13.0%を占めるなど、資源化が可能なものが多く含まれています。（図３－１－５、図３－１－６）

図３－１－５　焼却処理量の推移

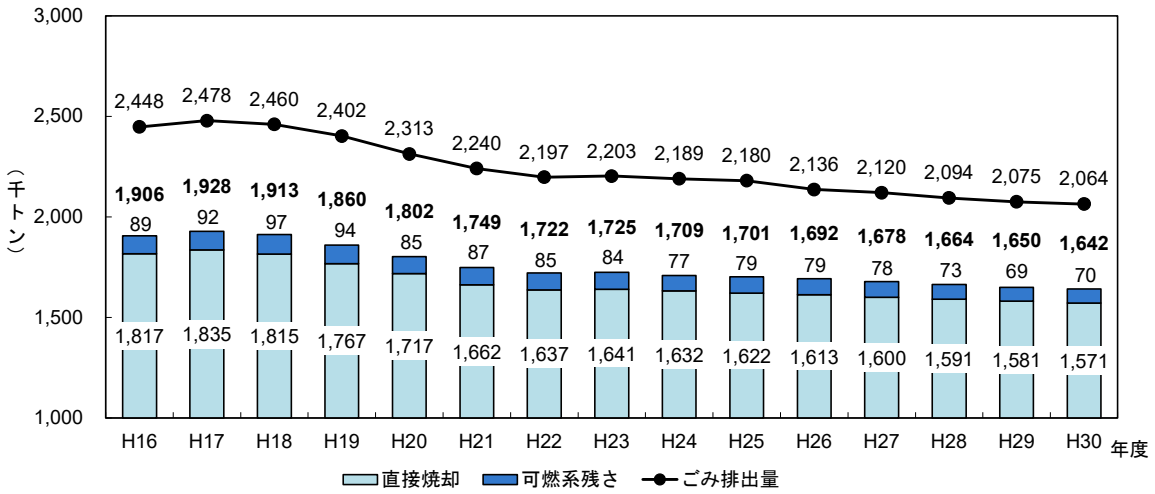

図３－１－６　焼却ごみの組成

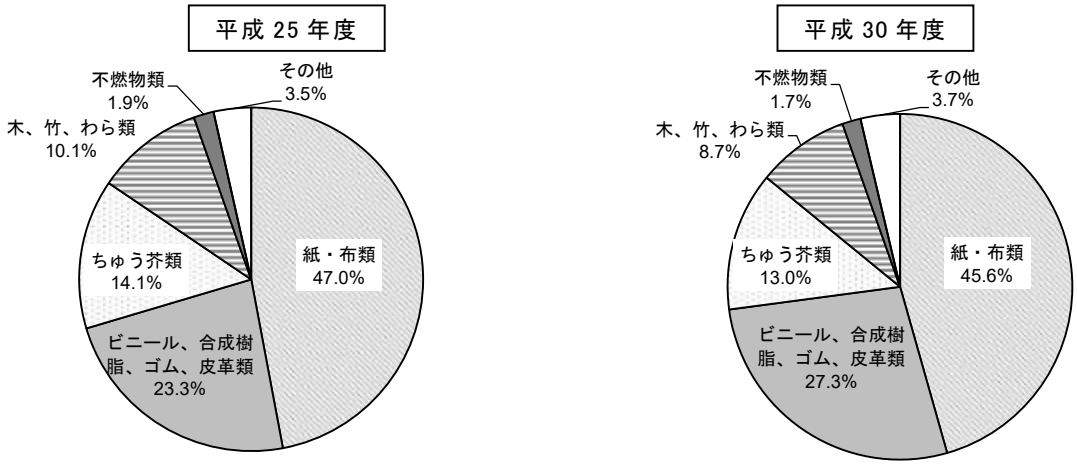

※ 県内市町村及び一部事務組合の焼却施設のうち、ごみ組成分析を行った施設のデータの平均値
※ ごみを乾燥させた後に軽量する方法（乾燥ベース）による数値

②　資源化の状況

再生利用量は、減少傾向で推移しており平成 30 年度は 46.4 万トンとなっています。（図３－１－７）

再生利用率は全国平均より良好な水準で推移しているものの、近年は伸び悩んでおり、ほぼ横ばいで推移しています。（図３－１－８）

また、集積所に出された資源物の持ち去り行為が見受けられ、こうした行為を防止するため、市町村においては市民への広報やパトロールを行うとともに、資源物の持ち去り行為を禁止する条例の制定（31 市町村（平成 30 年度末現在））が進んでいます。

図３－１－７　再生利用量の推移

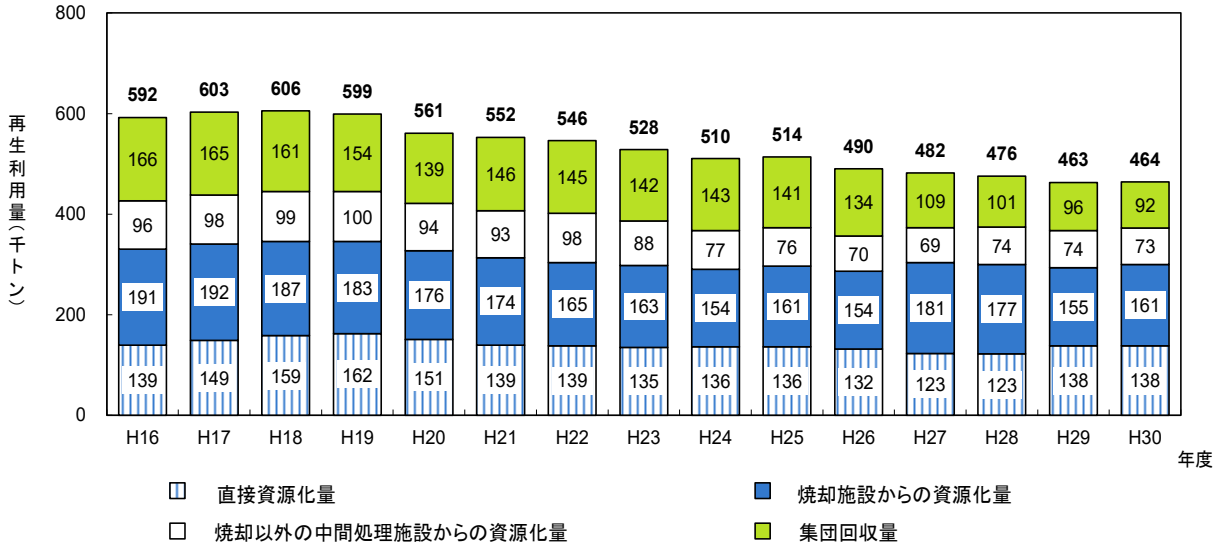

図３－１－８　再生利用率の推移

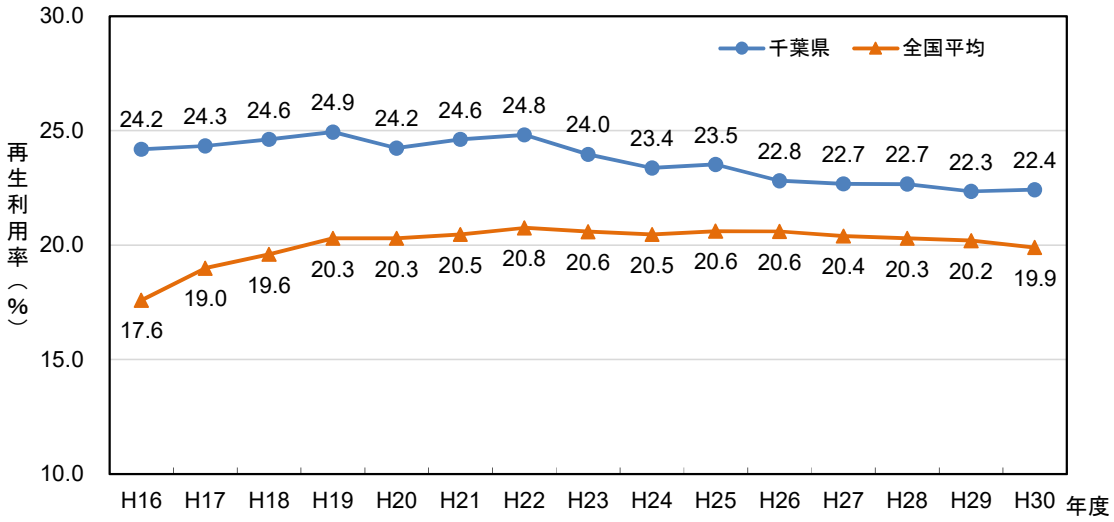

③　容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施状況

平成 30 年度の分別収集の実施状況を見ると、ガラスびん（その他）、ペットボトル、缶、ダンボールについては、全市町村が分別収集計画を策定し、そのほとんどの市町村で分別収集を実施しています。

プラスチック製容器包装の収集については 36 市町村の実施にとどまり、分別収集の取組があまり進んでいない状況にあります。（表３－１－１）

表３－１－１　容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績（平成 30 年度）

品目		収集量※1（ｔ） （A）	再商品化量（ｔ） （B）	再商品化率（%） （B／A）	計画市町村数	実施市町村数
ガラスびん	無色	15,132	14,986	99.0	53	52
	茶色	10,232	10,125	99.0	53	52
	その他	11,039	10,983	99.5	54	54
ペットボトル		17,406	16,522	94.9	54	54
紙製容器包装 ※2		618	560	90.5	21	16
プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）		30,875	26,519	85.9	38	36
缶	鋼製	7,975	7,950	99.7	54	52
	アルミニウム製	9,149	9,111	99.6	54	41
飲料用紙製容器包装※2		473	473	100.0	49	40
ダンボール		42,939	42,783	99.6	54	53
全品目		145,838	140,013	96.0		

※1 「収集量」は当該年度の収集量に前年度の持ち越し分を加え、そこから当該年度の保管残量を引いた実収集量です。

※2　紙製容器包装、飲料用紙製容器のリサイクルについては、容器包装リサイクル法ルートと古紙ルート（雑がみ等）の２つが存在し、残りの市町村は古紙ルートで回収しています。

（３）最終処分量

【現状】
平成 30 年度の最終処分量は約 14.3 万トンでした。その内、県内では約 7.8 万トン、県外では約 6.5 万トンが処分されています。

最終処分量は、平成 23 年度以降は若干増加傾向にありましたが、平成 28 年度以降は減少傾向で推移しています。

焼却残さについては、資源化されているものがあるものの、埋立処分される廃棄物の大部分を占めています。（図３－１－９）

県の平成 30 年度の一人１日当たりの最終処分量は 62 グラムです。平成 27 年度までは若干の増加傾向で推移していましたが、平成 28 年度以降は減少傾向に転じています。全国平均より良好な水準で推移しており、その差は近年若干広がっています。（図３－１－１０）

県内処分・県外処分の内訳をみると、県外処分の割合は平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向となっており、平成 30 年度には約 6.5 万トン、最終処分量の 45.3%と約半分を占めています。（図３－１－１１）

図３－１－９　最終処分量の推移

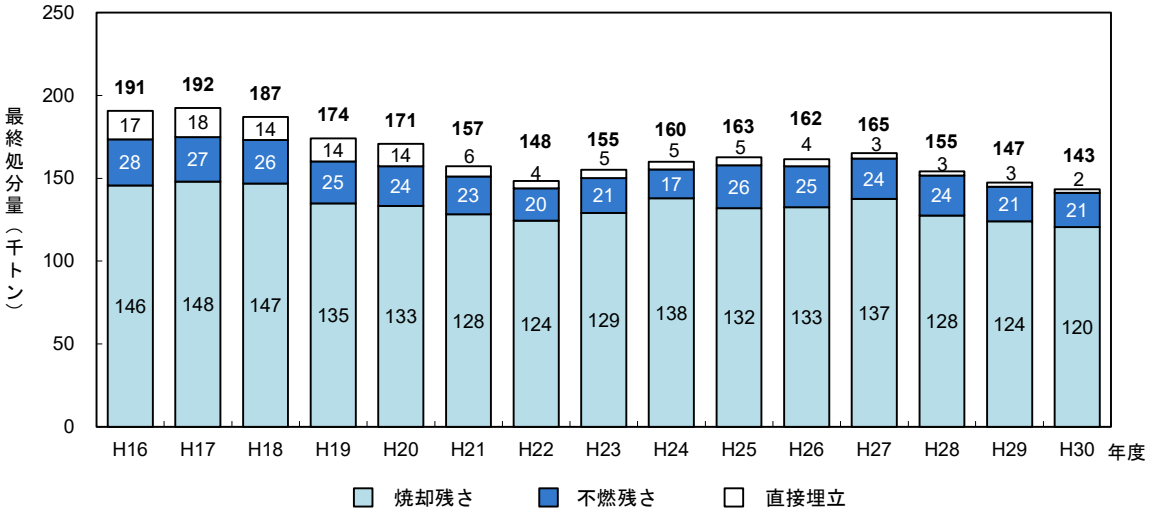

図３－１－１０　一人１日当たりの最終処分量の推移（全国比較）

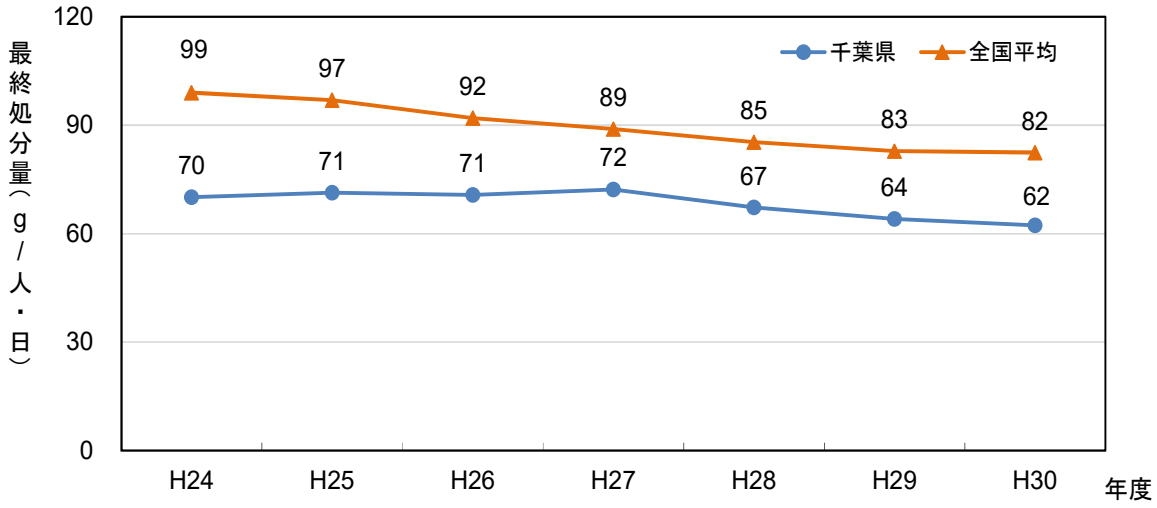

図３－１－１１　県内処分・県外処分の推移

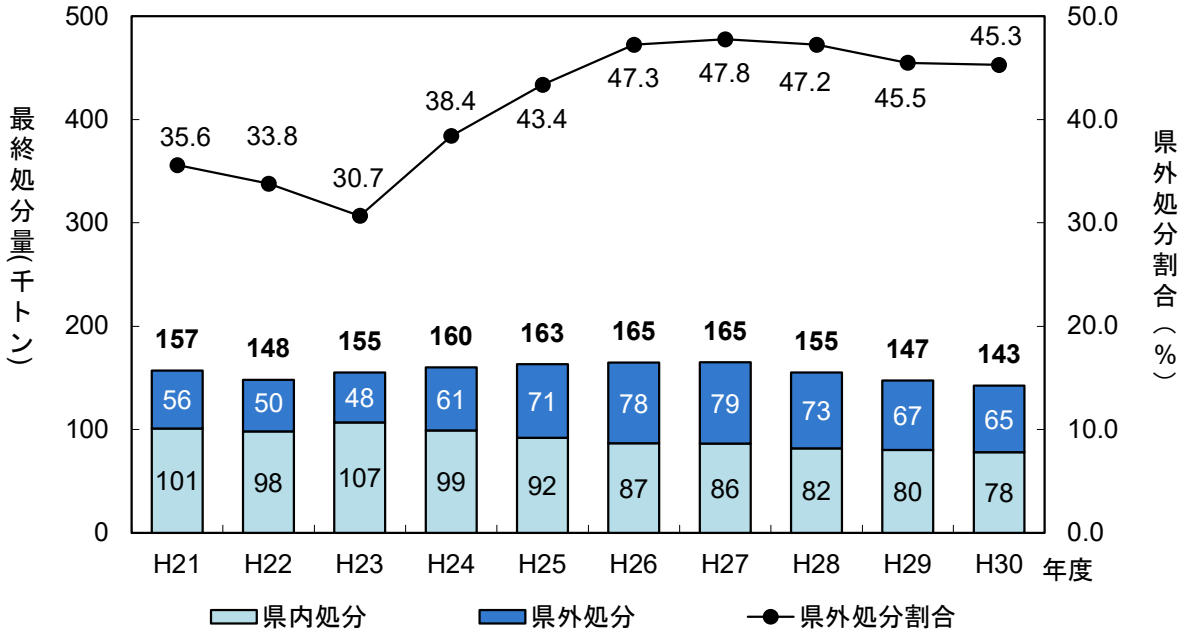

（４）　市町村におけるごみ処理費等の状況

【現状】
平成 30 年度に市町村がごみ処理に要した費用は約 930 億円で、県民一人当たりでは年間 14,672 円でした。
また、ごみ処理の有料化については、平成 30 年度末で 36 市町村が導入しています。

ごみ処理費用には、収集運搬から焼却等の中間処理、最終処分に至るまでの人件費を含む処理・維持管理費のほか、施設の建設、改修等の建設改良費等の費用が含まれています。平成 30 年度における県民一人当たりのごみ処理費用は 14,672 円でした。（表３－１－２）

ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平化や費用面からの廃棄物排出に係る意識改革につながるとともに、ごみの排出抑制や再生利用促進の効果が期待され、平成 30 年度末現在、36 市町村で導入されています。（表３－１－３）

また、有料化の導入とともに、可燃ごみの収集回数を減らし、資源ごみの収集回数を増やすといった見直し等を併せて実施することで、さらなる排出抑制効果も期待されます。

表３－１－２　ごみ処理費用の推移

		H26	H27	H28	H29	H30
処理・維持管理費	（千円）	74,131,354	73,476,547	72,733,709	71,442,718	72,115,317
建設改良費	（千円）	9,327,974	13,623,468	16,541,337	7,301,245	15,438,465
その他	（千円）	6,296,556	5,792,760	4,951,256	5,320,089	5,003,476
計	（千円）	89,755,884	92,892,775	94,226,302	84,064,052	92,557,258
人口	（人）	6,253,412	6,263,716	6,281,537	6,298,748	6,308,313
1人当たりの経費	（円/人・年）	14,353	14,830	15,001	13,346	14,672
市町村等搬入量	（t）	2,002,720	2,011,123	1,992,845	1,979,030	1,972,698
1t当たりの経費	（円/t・年）	44,817	46,190	47,282	42,477	46,919

表３－１－３　平成 30 年度ごみ処理有料化の状況（生活系可燃収集ごみ（直接搬入ごみを除く。））

収集回数	制　度	市町村
週2回	無料（2）	流山市、我孫子市
	無料/指定袋制（7）	成田市、柏市、印西市、白井市、酒々井町、市川市、船橋市
	有料（23）	千葉市、銚子市、館山市、木更津市、野田市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、御宿町、鋸南町
週3回	無料/指定袋制（9）	松戸市、佐倉市、習志野市、市原市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、八街市、富里市
	有料（13）	東金市、茂原市、八千代市、袖ケ浦市、いすみ市、大網白里市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町

※ 年度末時点での状況
※（　）内の数字は、市町村数
※ 県民がごみ袋の購入代金のみを負担している場合は、「無料/指定袋制」のグループに計上しています。
※ 野田市は、１世帯 120 枚までは無料としています。
※ 東金市では、一部地域において週５回収集としています。

（５）ごみの不法投棄等

【現状】
道路や空き地、林地などで、ごみの散乱・放置や廃家電等の不法投棄などの事例が依然として見受けられます。

県及び市町村では、地域の環境美化を進めるため、地域の実情に応じた取組を実施しています。

また、道路や河川への空き缶等のポイ捨てや観光地の空き缶の散乱等による生活環境の悪化を防ぐため、令和元年度末現在、49 市町村で、いわゆる「ポイ捨て禁止条例」が制定されていますが、未だに観光地や市街地の道路・空き地などでは、ごみの散乱・放置が見受けられます。

廃家電については、平成 23 年７月の地上デジタル放送への移行前後にはテレビの不法投棄台数の増加がみられました。近年では洗濯機の不法投棄が増加傾向にあります。（表３－１－４）

表３－１－４　廃家電（家電リサイクル法に定める４品目）の不法投棄の推移

（台）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
エアコン	119	111	51	82	51	36	39	57	58	50
テレビ	5,123	6,849	9,440	6,457	3,813	2,794	2,283	2,089	2,111	1,946
冷蔵庫・冷凍庫	1,808	1,531	1,221	1,241	1,045	799	727	675	736	665
洗濯機	1,135	954	682	581	479	393	391	418	458	487
計	8,185	9,445	11,394	8,361	5,388	4,022	3,440	3,239	3,363	3,148

（６）一般廃棄物処理施設等の整備状況

【現状】
ごみ処理施設の約 89%が、稼働してから 15 年以上経過しており、令和２年度にはその割合が 94%となることから、施設の長寿命化や更新を検討する時期を迎えています。
県内には 22 施設の最終処分場がありますが、最終処分場を有していない市町村が平成 30 年度末で 16 市町村あります。また、最終処分場の残余容量は近年減少傾向にあります。

市町村及び一部事務組合のごみ処理施設の設置数は、ごみ処理の広域化や施設の集約化の進展に伴い減少していますが、粗大ごみ処理施設は横ばいで推移しています。資源化を行う施設は増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しています。（表３－１－５）

ごみ処理施設のうち稼働してから 15 年以上経過している施設の割合は平成 30 年度末現在で約 89%を占めており、令和２年度末には 94%を超えることから、今後、広域化の可能性も含め、施設更新を検討する必要があります。（表３－１－６）

また、県内市町村における最終処分場の残余容量は減少傾向にあります。平成 31 年３月現在、残余年数は 7.6 年と試算され、国の廃棄物処理施設整備計画で示されている目標の 20 年を下回っている状況にあります。（図３－１－１２）

表３－１－５　ごみ処理施設の整備状況

区分 ＼ 年度		H21	H22	H23	H24	H25
ごみ焼却施設	施設数	47	45	45	44	44
	処理能力（t/日）	8,454	8,418	8,418	8,436	8,436
粗大ごみ処理施設	施設数	24	24	24	24	24
	処理能力（t/日）	1,187	1,188	1,141	1,137	1,136
資源化等を行う施設	施設数	22	22	24	26	26
	処理能力（t/日）	804	802	818	828	828
最終処分場	施設数	27	27	25	25	25
	残余容量（千㎥）	1,887	1,800	1,730	1,643	1,615

区分 ＼ 年度		H26	H27	H28	H29	H30
ごみ焼却施設	施設数	43	43	42	41	41
	処理能力（t/日）	8,396	8,396	8,356	8,017	8,065
粗大ごみ処理施設	施設数	25	24	24	24	24
	処理能力（t/日）	1,446	1,195	1,195	1,195	1,195
資源化等を行う施設	施設数	18	20	19	18	18
	処理能力（t/日）	675	696	674	674	674
最終処分場	施設数	24	24	22	22	22
	残余容量（千㎥）	1,511	1,482	1,427	1,382	1,329

※ 清掃事業の現況と実績により集計

表３－１－６　ごみ処理施設の稼働年数の状況及び将来推計

区分 ＼ 年度		H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ焼却施設(A)	総施設数	41	41	41	41	41	41	41	41	41
	15年経過施設数	33	36	37	39	39	39	39	39	39
粗大ごみ処理施設(B)	総施設数	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	15年経過施設数	22	23	23	23	23	23	23	23	23
資源化等を行う施設(C)	総施設数	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	15年経過施設数	15	15	16	16	16	17	17	17	17
ごみ処理施設合計(A+B+C)	総施設数	83	83	83	83	83	83	83	83	83
	15年経過施設数	70	74	76	78	78	79	79	79	79
	割合(%)	84.3	89.2	91.6	94.0	94.0	95.2	95.2	95.2	95.2

※ 平成 30 年度までは実際の値、平成 31 年度以降は施設の改廃がないと仮定した場合の値です。
※ 「割合」は、総施設数に占める 15 年が経過した施設の割合

図３－１－１２　最終処分場の残余容量・年数の推移

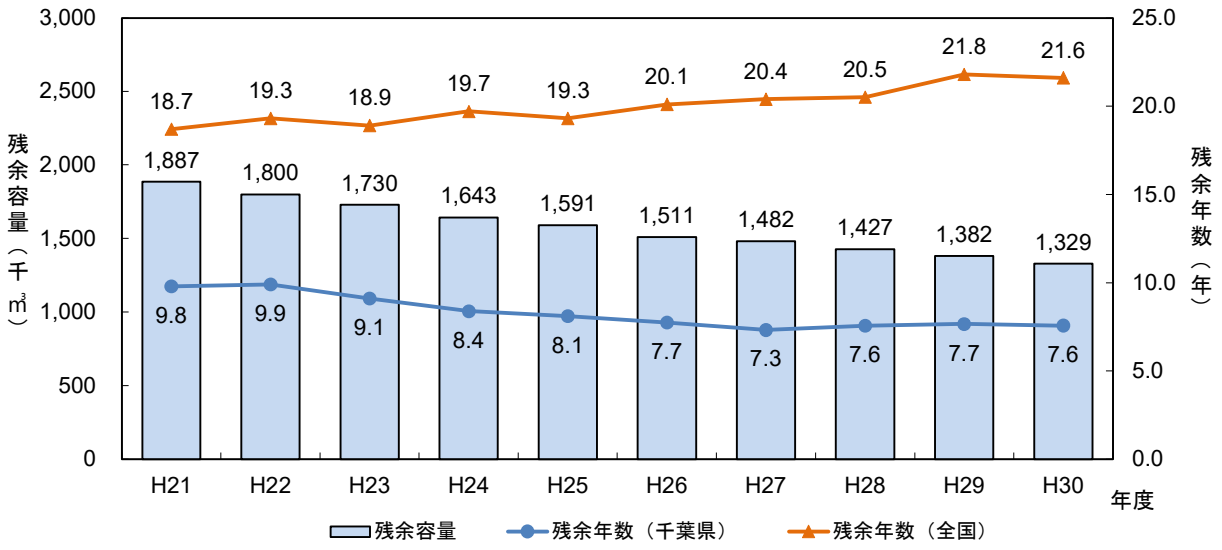

※ 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量の全量が県内の最終処分場（民間を除く）で最終処分が行われた場合に、最終処分が可能な期間（年数）であり、以下の式により算出。

$$残余年数＝\frac{当該年度の残余容量}{当該年度の最終処分量／埋立ごみ比重}$$

（埋立ごみ比重＝0.8163（環境省が残余年数算定の際に使用する数値））

（７）災害廃棄物対策

【現状】
令和３年２月末現在、25 市町村が「災害廃棄物処理計画」を策定しています。
令和元年度の台風等を契機に、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う体制の強化とともに、県内全市町村における災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な廃棄物が混ざり合い、大量の災害廃棄物が広範囲にわたり発生しました。災害廃棄物は、人々の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

国は、平成 26 年３月に「災害廃棄物対策指針」を、平成 27 年 11 月には「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定し、県及び市町村にこれらの指針を踏まえた「災害廃棄物処理計画」の策定を求めています。さらに、平成 27 年８月に廃棄物処理法が改正され、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、廃棄物処理計画に盛り込むべき項目が追加されています。

これを踏まえて県では、平成 30 年３月に災害廃棄物処理計画を策定したところです。

また、市町村においては、令和３年２月末現在、25 市町村が「災害廃棄物処理計画」を策定していますが、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、県内全市町村における災害廃棄物処理計画の策定が必要です。

（８）し尿処理

【現状】
平成 30 年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量（公共下水道等で処理されるし尿は除く）は約 77 万キロリットルで、年々減少しています。
また、し尿処理施設の約 90%が、稼働してから 15 年以上経過していることから、施設の長寿命化や更新を検討する時期を迎えています。

平成 30 年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量（公共下水道等で処理されるし尿を除く。）は、全体で約 77 万キロリットルであり、そのうち市町村が収集しているし尿が約 11 万キロリットル、浄化槽汚泥が約 66 万キロリットル、その他自家処理されているものが約 300 キロリットルです。公共下水道等の整備により、し尿処理施設で処理する汚泥の量は年々減少しています。（図３－１－１３）

また、し尿処理施設において発生する残さ（汚泥）の処理内訳は、54%がごみ焼却施設で焼却、24%がし尿処理施設内で焼却、15%がごみ堆肥化施設で堆肥化されています。（図３－１－１４）

浄化槽の設置状況は、現在、単独処理浄化槽を新たに設置することが原則禁止されていることや、既設の単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への切替が進んでいることから、単独処理浄化槽の設置基数は減少傾向にあり、合併処理浄化槽の設置基数は増加傾向にあります。平成 30 年度末現在における設置総基数は約 57 万５千基となっています。（表３－１－７）

また、し尿処理施設のうち、稼働してから 15 年以上経過している施設の割合は平成 30 年度末で約 90%となっています。（表３－１－８）

図３－１－１３　し尿処理状況の推移

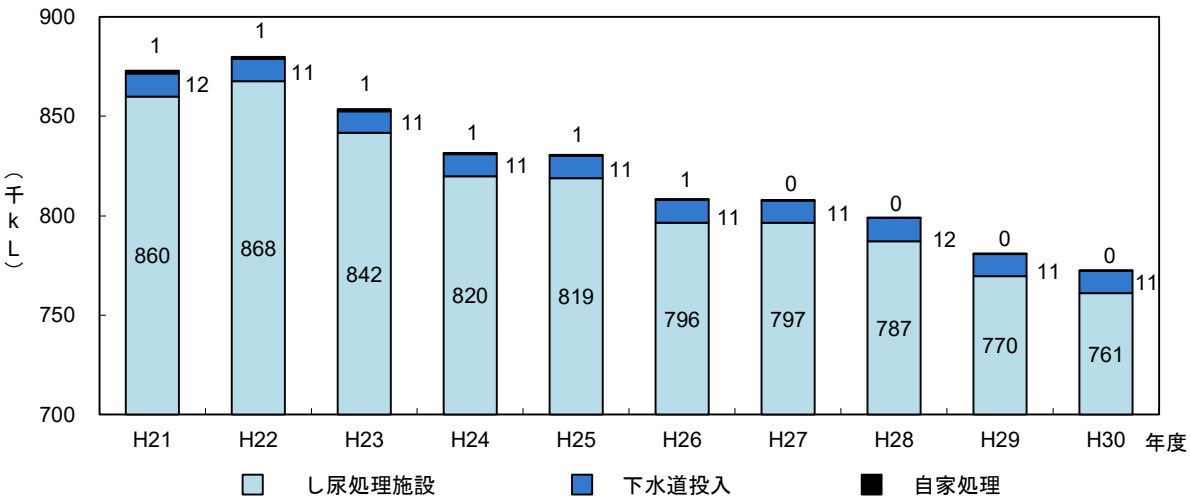

図３－１－１４　し尿処理施設からの残さの処理内訳

平成 30 年度（千葉県）

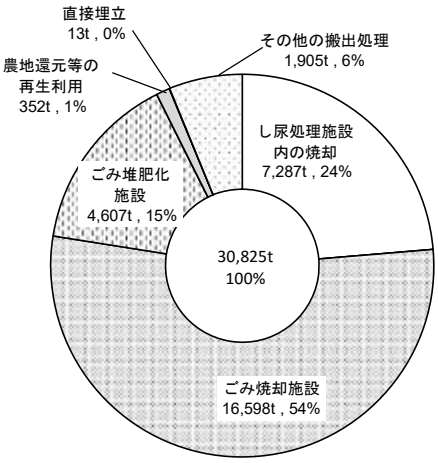

平成 30 年度（全国）

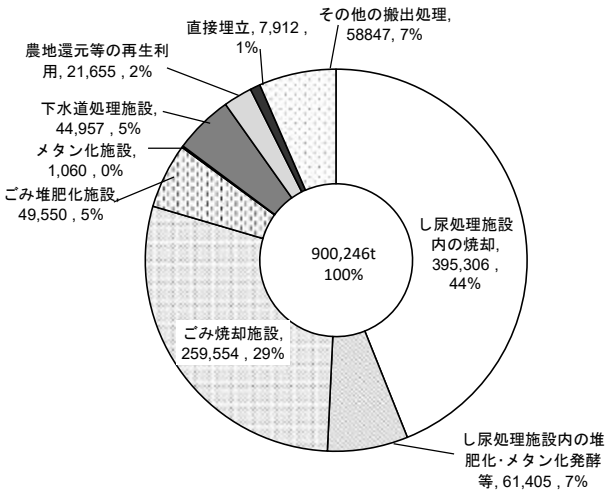

表３－１－７　浄化槽設置状況

区分＼年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30
総基数		566,516	571,719	571,299	573,182	576,052	574,716
内訳	単独処理浄化槽	343,259	340,355	334,742	330,433	328,303	321,964
	合併処理浄化槽	223,257	231,364	236,557	242,749	247,749	252,752

表３－１－８　し尿処理施設の稼働年数の状況

区分＼年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総施設数	38	38	38	38	38	38	38	38
15年経過施設数	34	34	34	35	35	35	35	36
割合(%)　※	89.5	89.5	89.5	92.1	92.1	92.1	92.1	94.7

※ コミュニティプラントは含みません。
※ 平成 30 年度は実績。平成 31 年度以降の新たな設置は考慮していません。
※ 割合は、総施設数に占める稼働後 15 年が経過した施設の割合です。

３．２　産業廃棄物

（１）排出量

【現状】
平成 30 年度の産業廃棄物の排出量は約 1,752 万トンでした。
産業廃棄物 20 品目の種類別内訳では、汚泥が約 34%を占めており、動物のふん尿、金属くず、がれき類、ばいじん、鉱さいを合わせた上位６品目で全体の 87%強を占めています。
業種別内訳では、製造業が約 40%を占め、続いて電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業からの排出量が多くなっています。

産業廃棄物の排出量は、平成 26 年度まで減少した後、平成 27 年度に再び増加し、その後減少傾向を示しています。平成 30 年度の実績は、平成 25 年度比で 17.2%（約 364 万トン）の減少となっています。

なお、産業廃棄物の排出量については、経済の動向次第で変動する可能性があります。

種類別の内訳でみると、汚泥が 34.4%と多く、動物のふん尿 15.8%、金属くずが 10.9%、がれき類が 10.0%、ばいじんが 8.2%、鉱さいが 8.1%と続いています。平成 25 年度に比べ、平成 30 年度は鉱さいが 46.6%（約 124 万トン）減少しています。（図３－２－１、図３－２－２）

業種別では、鉄鋼、石油精製、石油化学等の製造業からの排出割合が高く、約 714 万トン（約 41%）となっており、次いで電気・ガス・熱供給・水道業が約 419 万トン（約 24%）、農業・林業が約 283 万トン（約 16%）と続いており、この上位３業種で全体の８割強を占めています。（図３－２－３）

図３－２－１　種類別排出量の推移

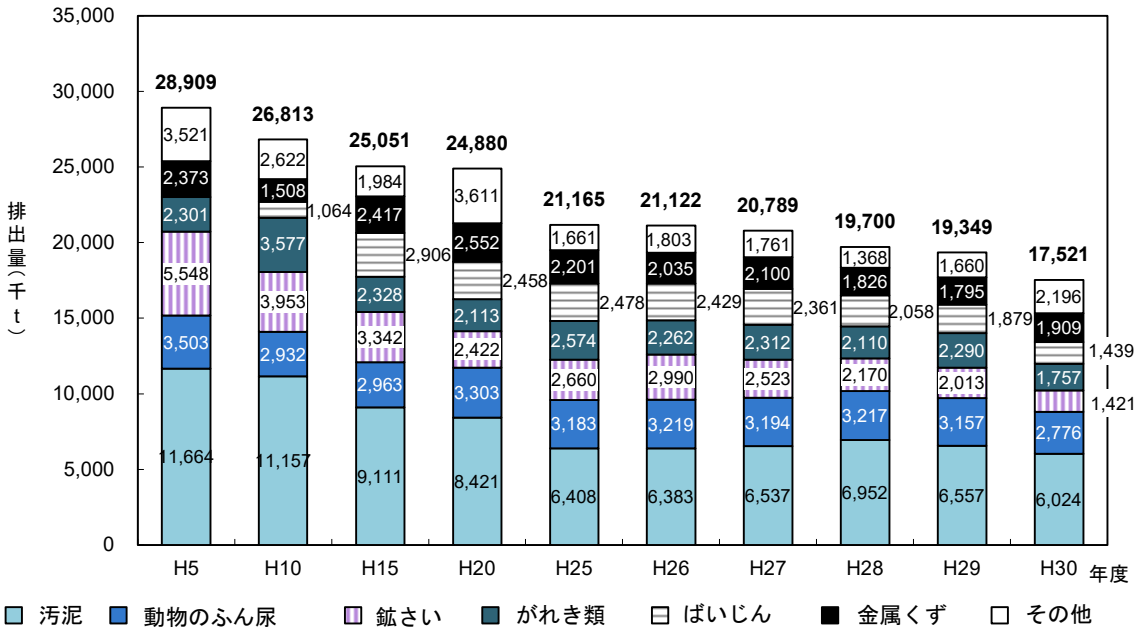

図３－２－２　種類別排出量

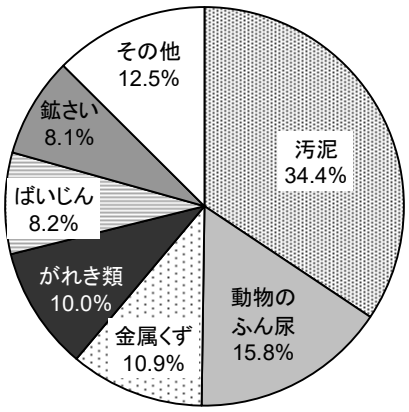

	（千トン）
排出量合計	17,521
汚泥	6,024
動物のふん尿	2,776
金属くず	1,909
がれき類	1,757
ばいじん	1,439
鉱さい	1,421
その他	2,196

図３－２－３　業種別排出量

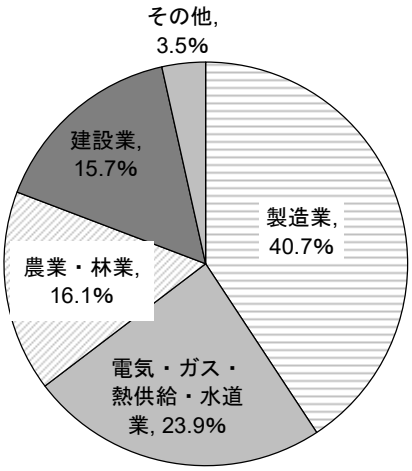

	（千トン）
排出量合計	17,521
製造業	7,137
電気・ガス・熱供給・水道業	4,192
農業・林業	2,828
建設業	2,750
その他	614

（２）処理・処分状況

【現状】
　産業廃棄物の再生利用率は、横ばいで推移していましたが、平成 30 年度は 49.2%と減少しています。
　種類別では、鉱さい、がれき、金属くずなどの再生利用率が高くなっています。
　平成 30 年度の最終処分量は 29 万トンで、最終処分率は近年２%以下と全国平均より低い水準にあります。

　県の産業廃棄物の再生利用量は近年約 1,000 万トン強で推移していましたが、平成 30 年度には 860 万トンに減少しました。再生利用率は全国平均より良好な水準で推移していましたが、平成 28 年度に初めて全国平均を下回り、平成 30 年度には 49.2%と全国平均より 2.8 ポイント低くなりました。（図３－２－４）
　これは、再生利用率の高い鉱さい、がれき類などの排出量が減少したことなどによるものです。
　平成 30 年度において、排出量が上位の廃棄物のうち、再生利用率の高いものは鉱さい（99.9%）、金属くず（99.4%）、燃え殻（97.7%）などとなっています。（図３－２－５）

図３－２－４　産業廃棄物の処理・処分状況（全国平均との比較）

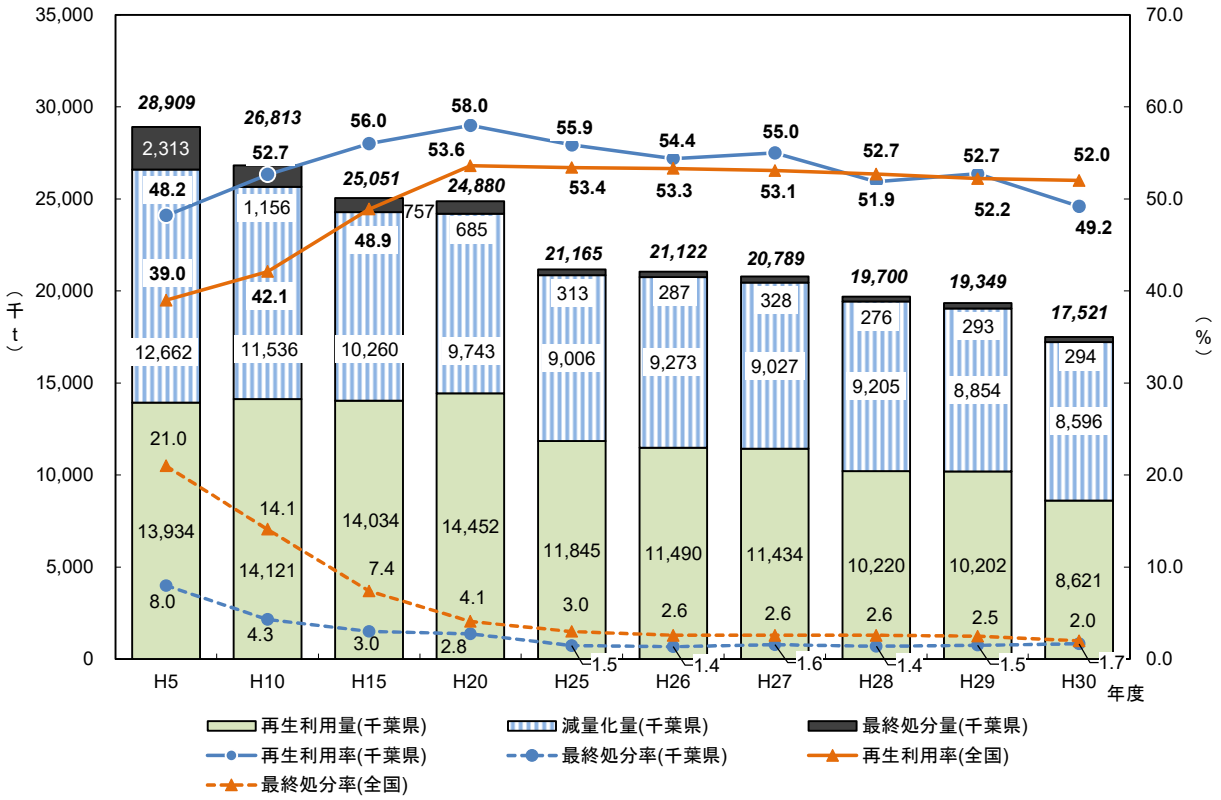

※ 内訳は、その他量（保管量）を含まないため合計と一致しない場合があります。

図３－２－５　産業廃棄物の種類別処理・処分状況（処理区分別構成比）（平成 30 年度）

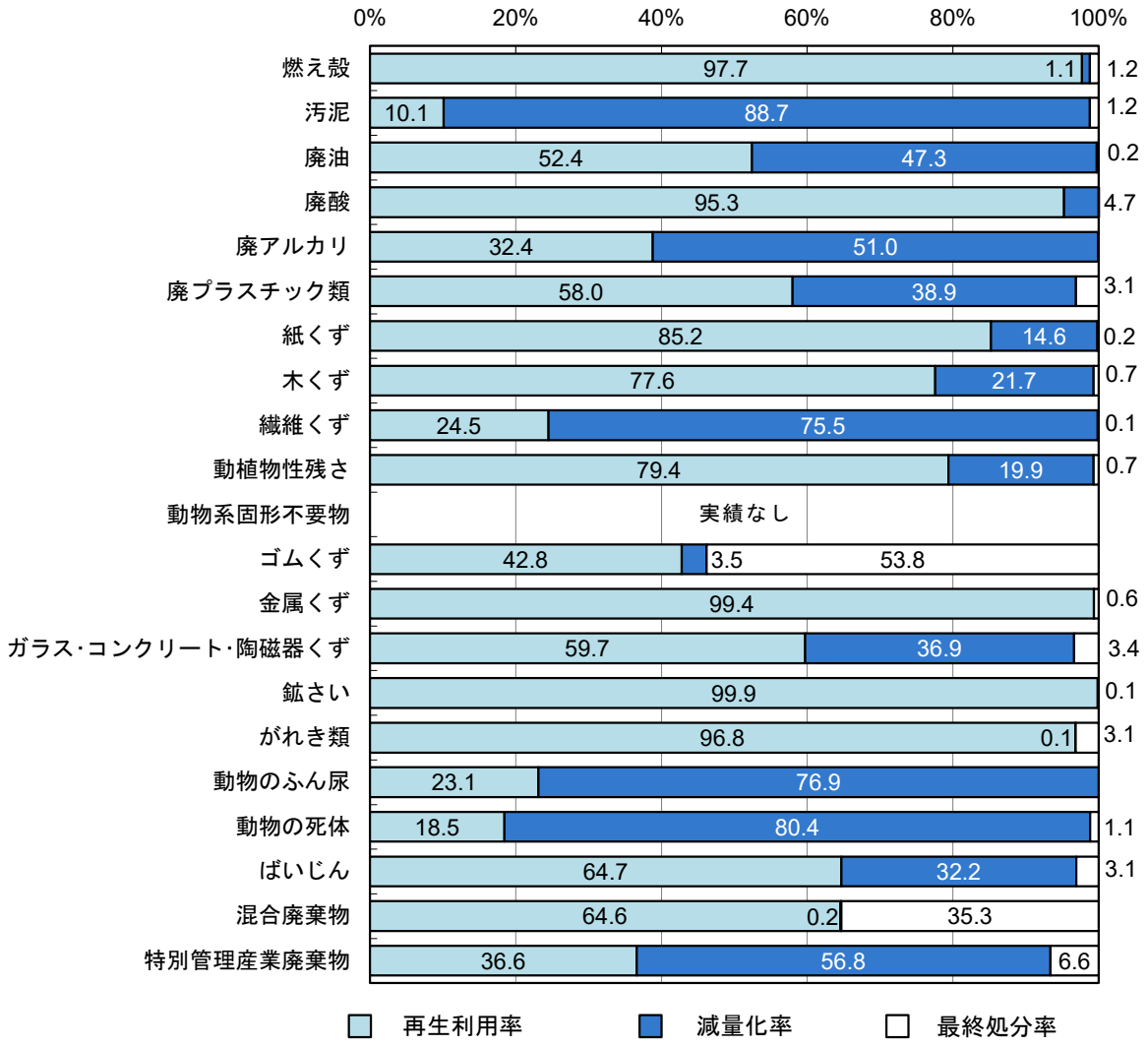

最終処分量は、平成 30 年度には約 29 万トンと平成 25 年度から６％減少しています。最終処分率でみると、平成 25 年度の 1.5%から 1.7%に微増しているものの、全国平均より若干低い水準で推移しています。（図３－２－４、表３－２－１、表３－２－２）

また、最終処分量は、汚泥が最も多く、次いで混合廃棄物、がれき類、ばいじんの順となっています。（表３－２－１）

表３－２－１　産業廃棄物の種類別処理量・処分状況（処理区分別構成比）（平成30年度）

廃棄物名		量（千t）				種類別　処理区分別構成比（%）		
		排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	再生利用率	減量化率	最終処分率
燃え殻		283	276	3	3	97.7	1.1	1.2
汚泥		6,024	608	5,346	70	10.1	88.7	1.2
廃油		250	131	118	1	52.4	47.3	0.2
廃酸		102	98	5	0	95.3	4.7	0.0
廃アルカリ		61	20	31	0	32.4	51.0	0.0
廃プラスチック類		353	204	137	11	58.0	38.9	3.1
紙くず		15	12	2	0	85.2	14.6	0.2
木くず		225	175	49	2	77.6	21.7	0.7
繊維くず		3	1	2	0	24.5	75.5	0.1
動植物性残さ		82	65	16	1	79.4	19.9	0.7
動物系固形不要物		0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
ゴムくず		0	0	0	0	42.8	3.5	53.8
金属くず		1,909	1,896	0	12	99.4	0.0	0.6
ガラス･コンクリート･陶磁器くず		397	237	147	13	59.7	36.9	3.4
鉱さい		1,421	1,419	0	1	99.9	0.0	0.1
がれき類		1,757	1,701	1	55	96.8	0.1	3.1
動物のふん尿		2,776	642	2,134	0	23.1	76.9	0.0
動物の死体		25	5	20	0	18.5	80.4	1.1
ばいじん		1,439	931	464	44	64.7	32.2	3.1
その他(13号廃棄物)　※		0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
混合廃棄物		187	121	0	66	64.6	0.2	35.3
特別管理産業廃棄物	廃油	24	12	12	0	49.6	49.8	0.6
	廃酸	57	11	46	0	19.6	80.2	0.2
	廃アルカリ	32	22	10	0	69.0	30.8	0.2
	感染性産業廃棄物	44	1	39	4	2.0	87.9	10.1
	廃石綿等	2	0	0	2	6.5	0.9	92.6
	特定有害産業廃棄物	54	32	14	8	59.9	25.3	14.8
合　計		17,521	8,621	8,596	294	49.2	49.1	1.7

※　「13 号廃棄物」とは、産業廃棄物を処理した結果、廃棄物の性状が産業廃棄物のどの種類にも分類されなくなったものをいいます。

※ 上記項目には保管量を含まないため合計と内訳は一致しません。

表３－２－２　産業廃棄物の種類別処理量・処分状況（処理区分別構成比）（平成25年度）

廃棄物名		量（千t）				種類別　処理区分別構成比（%）		
		排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	再生利用率	減量化率	最終処分率
燃え殻		10	1	8	1	11.0	77.8	11.2
汚泥		6,408	578	5,732	98	9.0	89.4	1.5
廃油		182	64	116	1	35.3	64.1	0.6
廃酸		181	175	5	0	97.0	2.9	0.1
廃アルカリ		160	33	126	1	20.7	79.0	0.3
廃プラスチック類		215	118	91	5	54.7	42.4	2.5
紙くず		18	15	2	0	87.6	12.1	0.3
木くず		217	174	41	1	80.5	19.0	0.6
繊維くず		7	1	6	0	16.5	83.5	0.1
動植物性残さ		78	46	32	1	58.6	40.4	1.1
動物系固形不要物		3	2	0	0	94.7	5.0	0.3
ゴムくず		0	0	0	0	41.3	4.8	54.8
金属くず		2,201	2,187	8	6	99.4	0.4	0.3
ガラス･コンクリート･陶磁器くず		264	233	5	26	88.1	2.0	9.9
鉱さい		2,660	2,659	0	1	100.0	0.0	0.0
がれき類		2,574	2,491	34	48	96.8	1.3	1.9
動物のふん尿		3,183	1,667	1,515	0	52.4	47.6	0.0
動物の死体		0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
ばいじん		2,478	1,273	1,159	47	51.4	46.8	1.9
その他(13号廃棄物) ※		0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
混合廃棄物		129	62	0	68	47.7	0.1	52.3
特別管理産業廃棄物	廃油	21	12	9	0	56.9	41.2	1.9
	廃酸	70	10	60	0	14.0	85.8	0.2
	廃アルカリ	13	2	11	0	13.9	86.0	0.0
	感染性産業廃棄物	14	0	12	2	3.0	81.9	15.0
	廃石綿等	7	0	0	7	3.3	0.3	96.3
	特定有害産業廃棄物	71	39	32	1	54.6	44.5	0.8
合　計		21,165	11,845	9,006	313	55.9	42.6	1.5

※ 上記項目には保管量を含まないため合計と内訳は一致しません。

（３）　適正処理の推進

①　不法投棄

【現状】
不法投棄量は年々減少しており、平成 29 年度には約 1,500 トンとなっていましたが、平成 30 年度に大規模不法投棄事案が２件発生したことにより約６万トンとなりました。

県は、産業廃棄物が多量に排出される首都圏に位置し、交通の便が良く廃棄物を運搬しやすいこと、比較的平坦な地形に丘陵地や谷津があり、遊休化した農地や山林などが多いことなど、産業廃棄物の不法投棄がされやすい条件が重なっています。ピーク時の平成 11 年度には、全国の不法投棄量の４割にあたる約 18 万トンもの不法投棄がありました。

このため、県では、民間警備会社も活用し、悪質巧妙化する不法投棄等に機動的に対応できるよう 24 時間・365 日の監視パトロールや、不適正処理の疑いが高い現場等を集中的に監視するスポット監視（定点監視等）の実施、市町村職員への立入検査権限の付与など、監視指導の体制整備・強化を図るとともに、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」（平成 14 年 10 月施行）による規制の強化を図った結果、平成 12 年以降減少し、近年は横ばい傾向となっています。（図３－２－６）

しかし、平成 30 年度には大規模な不法投棄事案が２件発生するなど、不法投棄の撲滅には至っていません。

不法投棄の原因としては、一部の排出事業者や処理業者等が適正処理を怠る、法の委託基準等を理解していない等が考えられます。

図３－２－６　不法投棄状況の推移

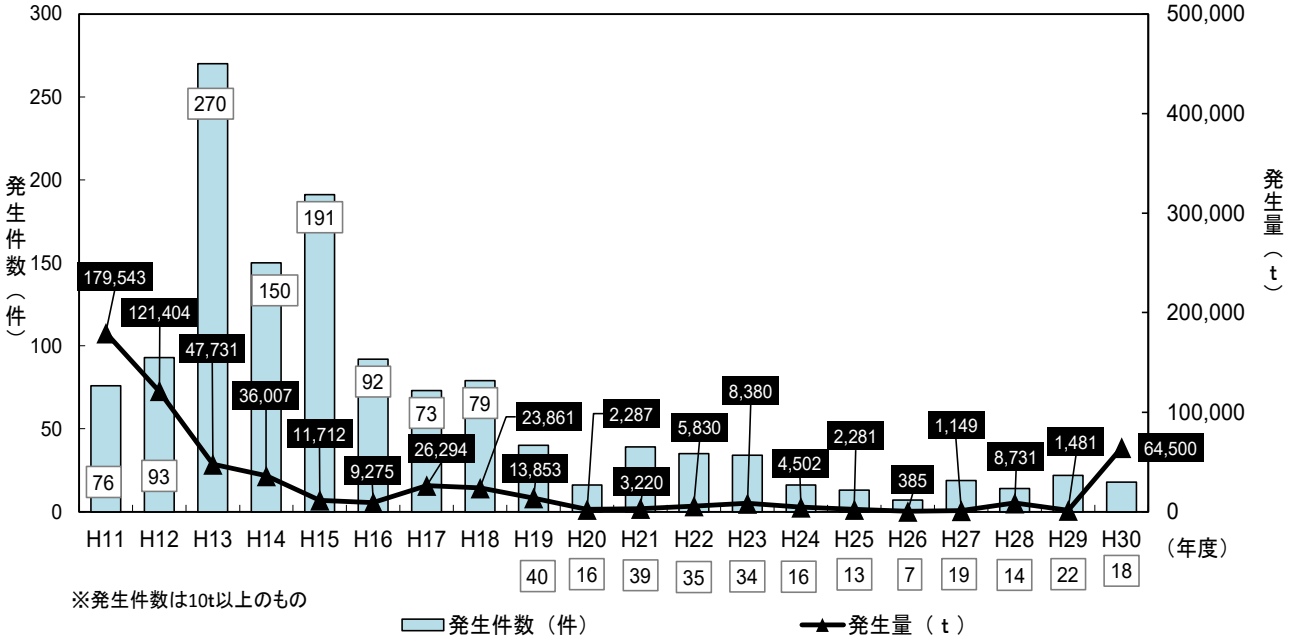

②　不法投棄の残存量等

【現状】
　平成 30 年度末現在の不法投棄等の残存量は、約 400 万トンとなっており、全国の約 25%を占めています。

不法投棄について、新規発生件数は減少しているものの、不法投棄の行為者の特定が困難なことや特定した行為者に撤去のための財力がないなどの理由から、不法投棄等残存物の撤去が進んでいない状況にあります。平成 30 年度末の残存量は約 400 万トンであり、全国の残存量約 1,600 万トンの約 25%を占めています。

近年の不法投棄の残存件数、残存量の推移は、ともに横ばい傾向にあります。

県では、不法投棄等不適正処理された産業廃棄物について、行為者等に撤去指導を行っていますが、行為者等の行方不明などにより撤去が困難で、周辺環境への影響が大きい場合には、県が行為者等に代わって撤去を行うなど、不法投棄の残存物の除去を行っています。（表３－２－３）

表３－２－３　不法投棄等残存量の推移

年　度		H26	H27	H28	H29	H30
残存件数	件	779	830	799	782	788
残存量	t	3,945,879	3,955,570	3,967,615	3,959,301	4,019,344

※ 10t 以上の不適正処理事案を対象（千葉市、船橋市、柏市分を含みます）

③　ポリ塩化ビフェニル廃棄物

【現状】
平成 30 年度末現在、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の変圧器が 46 台、コンデンサー（３kg 以上）が 3,900 台、安定器が約 22 万台、ＰＣＢ油約 19 トン等が保管されています。

県では、平成 13 年７月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）及び国の定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」という。）に基づき、「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「千葉県ＰＣＢ処理計画」という。）」を平成 20 年９月に策定し、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理に取り組んでおり、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画の変更に応じて、千葉県ＰＣＢ処理計画を改訂（平成 29 年３月）しています。

ＰＣＢ特別措置法に規定される高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期限が迫っていることから、処分期間内における適正処理に向けて、未把握のＰＣＢ廃棄物等の掘り起こしや保管事業者への適正処分の指導の徹底を図る必要があります。

また、低濃度ＰＣＢ廃棄物についても、事業者に対して、処分期間内の適正処分の周知啓発及び指導を引き続き徹底する必要があります。（表３－２－４）

表３－２－４　ＰＣＢ廃棄物の処理期限

高濃度ＰＣＢ廃棄物及び高濃度ＰＣＢ使用製品

ＰＣＢ廃棄物等の種類	処分期間 （根拠規定）	特例処分期限日 （根拠規定）
変圧器、コンデンサー、ＰＣＢ油等	令和4年3月31日まで （ＰＣＢ特別措置法施行令第6条）	令和5年3月31日 （ＰＣＢ特別措置法第10条第3項）
安定器及び汚染物等	令和5年3月31日まで （ＰＣＢ特別措置法施行令第6条）	令和6年3月31日 （ＰＣＢ特別措置法第10条第3項）

低濃度ＰＣＢ廃棄物（高濃度PCB廃棄物を除くＰＣＢ廃棄物）

ＰＣＢ廃棄物等の種類	処分期間 （根拠規定）	特例処分期限日 （根拠規定）
ＰＣＢに汚染された絶縁油を使用した電気機器等	令和9年3月31日まで （ＰＣＢ特別措置法施行令第7条）	―

表３－２－５　千葉県内のＰＣＢ等廃棄物等の保管・使用状況（平成 30 年度末）

PCB廃棄物の種類（単位）		PCB濃度5,000mg/kg超（高濃度PCB廃棄物）（※1）		PCB濃度5,000mg/kg以下（低濃度PCB廃棄物）（※1）	
		保管量	使用量	保管量	使用量
変圧器、コンデンサー、PCB油等	変圧器（台）	46	3	2,037	2,027
	コンデンサー（3kg以上）（台）	3,900	117	2,140	700
	PCBを含む油（kg）	19,117.5	0.0	233,986.0	459.0
	柱上変圧器（台）（※2）	0	0	10	1
	電気事業者の柱上変圧器（台）（※3）	0	0	45,546	7,742
安定器、及び汚染物	コンデンサー（3kg未満）（台）	48,624	8	22,246	36
	安定器（台）	221,423	5,218	10,846	339
	その他の機器等（台）（※4）	3,966	8	1,881	913
	感圧複写紙（kg）	4,106.8	0.0	3,639.6	0.0
	ウエス（kg）	5,850.8	0.0	21,975.2	0.0
	OFケーブル（kg）	0.0	0.0	22,279.0	83,919.0
	汚泥（kg）	56,068.8	0.0	347,772.8	0.0
	塗膜（kg）	28.3	0.0	13,949.0	0.0
	その他（kg）（※5）	63,327.4	0.0	1,011,679.4	19,704.0

※１　ＰＣＢ特別措置法第８条第１項の規定に基づき保管事業者から届出された保管量及び使用量。ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合等、台数（個数）や重量で計上できないものがあります。ＰＣＢを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、塗膜及びその他の数量について、体積で届出がなされたものについては、1L=1kg として重量に換算し計上しています。なお、低濃度ＰＣＢ廃棄物には、濃度不明（低濃度疑い物）も含みます。

※２　電気事業者の柱上変圧器を除きます。

※３　東京電力パワーグリッド株式会社が所有するものです。

※４　「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、リアクトル、放電コイル等を言います。このうち大型物は、変圧器、コンデンサー、ＰＣＢ油等に分類されます。

※５　「その他」とは、がれき類、分析時の採油用具、保管容器等のＰＣＢ汚染物、コンサベーター等の機器のうちＰＣＢに汚染されたものをいう。このうち、保管容器は変圧器、コンデンサー、ＰＣＢ油等に分類されます。

④　廃石綿等の特別管理産業廃棄物

【現状】
平成 30 年度の廃石綿等の排出量は、２千トンでした。
平成 30 年度の感染性廃棄物の排出量は、４万４千トンでした。

平成 30 年度の廃石綿等の排出量は２千トンで、92.6%が最終処分されています。（表３－２－１）

廃石綿（アスベスト）については、高度経済成長期に建設された施設などが更新の時期を迎え、解体・廃棄されることにより今後排出量の増加が予想されます。

平成 30 年度の感染性廃棄物の排出量は４万４千トンで、10.1%が最終処分されています。（表３－２－１）

感染性廃棄物については、恒常的に排出されますが、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行、高齢化社会の進行に伴う在宅医療の増加等により、今後排出量の増加が懸念されます。

（４）産業廃棄物処理施設の整備状況

【現状】
平成 31 年３月末現在の産業廃棄物処理施設の整備状況は、中間処理施設 566 施設、最終処分場 21 施設です。

平成 31 年３月末において、県内に整備されている産業廃棄物処理施設は、中間処理施設 566 施設、最終処分場 21 施設となっています。（表３－２－６）

県は、首都圏において最終処分場が整備されている数少ない自治体ですが、今後の産業廃棄物の排出動向や新規施設の整備状況によっては、残余容量がひっ迫するおそれがあります。（表３－２－７）

なお、平成 31 年３月末において残余年数は 18.1 年となっており、国の基本方針で示されている目標の 10 年分を上回っている状況にあります。

表３－２－６　廃棄物処理法 15 条に規定する許可施設の整備状況

区　分	種類内容	排出事業者	処理業者	合　計
中間処理施設	汚泥の処理施設	45	56	101
	廃油の処理施設	12	42	54
	廃酸又は廃アルカリの処理施設	1	3	4
	廃プラスチック類の処理施設	5	120	125
	木くず等の処理施設	29	252	281
	その他の処理施設	1	0	1
	合　計	93	473	566
最終処分場	安定型	2	8	10
	管理型	4	6	10
	遮断型	1	0	1
	合　計	7	14	21

※ 千葉市、船橋市及び柏市内の施設を含みます。
※ 最終処分場は容量が０及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含みます。
※ 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数です。

表３－２－７　最終処分場の整備状況と残余容量

区　分	処分場の種類	残余容量（千m^3）
排出事業者	安定型	42
	管理型	119
	遮断型	1
	計	161
処理業者	安定型	3,049
	管理型	825
	遮断型	0
	計	3,873
公共	管理型	1,285
	計	1,285
合　計		5,320

千葉市、船橋市、柏市分含む　　平成31年３月末現在

※ 内訳は、その他量（保管量）を含まないため合計と一致しない場合があります。
※ 残余年数は、［平成 31 年度末の残余容量］／［平成 30 年度に県内で発生した産業廃棄物の最終処分量］により算出。（ｔと㎥の換算比は１）

残余年数（18.1 年）＝ 残余容量（532 万㎥）／ 最終処分量（29.4 万㎥）

なお、最終処分場は、県内で発生した産業廃棄物のほか、県外で発生した産業廃棄物も受け入れています。

（５）バイオマスの活用の促進

【現状】
平成 30 年度における県内のバイオマス発生量は約 556 万トンであり、その約 78%に当たる約 432 万トンが利用されています。

県内には、家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマスが存在しており、年間約 556 万トンものバイオマス資源が発生していると推計されています。

バイオマス資源は広く薄く存在するという特性から、収集・運搬に労力・コストがかさみ原料が集まりにくいことや、製品（肥料・飼料等）への変換コストが高いこと、バイオマス製品の需要が少ないことなどの課題がありますが、地球温暖化対策や循環型社会の構築などの観点から、持続的に再生可能であり化石資源の一部を代替する資源としても有望であるバイオマスの活用を図る必要があります。

県では、平成 15 年５月に「バイオマス立県ちば推進方針」を策定し、県内各地で地域特性を生かしたバイオマス活用の取組を推進してきた結果、９市町（山武市、白井市、旭市、大多喜町、睦沢町、市原市、館山市、南房総市、香取市）においてバイオマスタウン構想が策定されています。

また、平成 23 年７月には「千葉県バイオマス活用推進計画」を策定し、利用率 80%以上（令和２年度目標）を目指してバイオマスの活用に取り組んでいます。平成 26 年度の調査では、福島第一原発事故の影響を受け下水汚泥の利用が進まなかったこと等により、廃棄物系バイオマスの利用率が低下していましたが、平成 30 年度の調査では約 78%と令和２年度の目標利用率に近づいています。

表３－２－８　バイオマス活用推進計画における利用率の推移等

	平成22年度（基準年度）			平成26年度（中間年度）			平成30年度			目標（令和2年度）		
	発生量（万t）	利用量（万t）	利用率（%）	発生量（万t）	利用量（万t）	利用率（%）	発生量（万t）	利用量（万t）	利用率（%）	発生量（万t）	利用量（万t）	利用率（%）
全バイオマス	644	483	75	607	432	71	556	432	78	668	536	80
廃棄物系バイオマス ※1	532	392	74	504	347	69	464	355	77	556	437	79
未利用バイオマス ※2	112	91	82	103	85	82	93	77	83	112	99	88

※1　「廃棄物系バイオマス」とは、家畜排せつ物、食品廃棄物（生ごみ、食品加工残さ、廃食用油）、汚泥（下水汚泥（脱水汚泥）、農業集落排水汚泥）、林地残材等・刈草の一部（街路樹・都市公園・家庭剪定枝、道路・河川敷・都市公園刈草）、木質系廃材（製材残材、木材工業系残材、建設発生木材）です。

※2　「未利用バイオマス」とは、農作物残さ（稲わら、もみがら、野菜等非食部、果樹剪定枝）、林地残材等・刈草の一部（林地残材、ゴルフ場芝草）です。

バイオマスの利用状況を種類別にみると、家畜排せつ物が約 265 万トンと最も多く、次いで食品廃棄物（生ごみ、食品加工残さ等）や農作物残さ（野菜等非食部等）となっており、肥料や飼料などに利用されているほか、建設系木くずを活用したバイオマス発電も行われています。（図３－２－７）

図３－２－７　千葉県のバイオマスの発生・利用状況（湿潤量）（平成 30 年度調査）

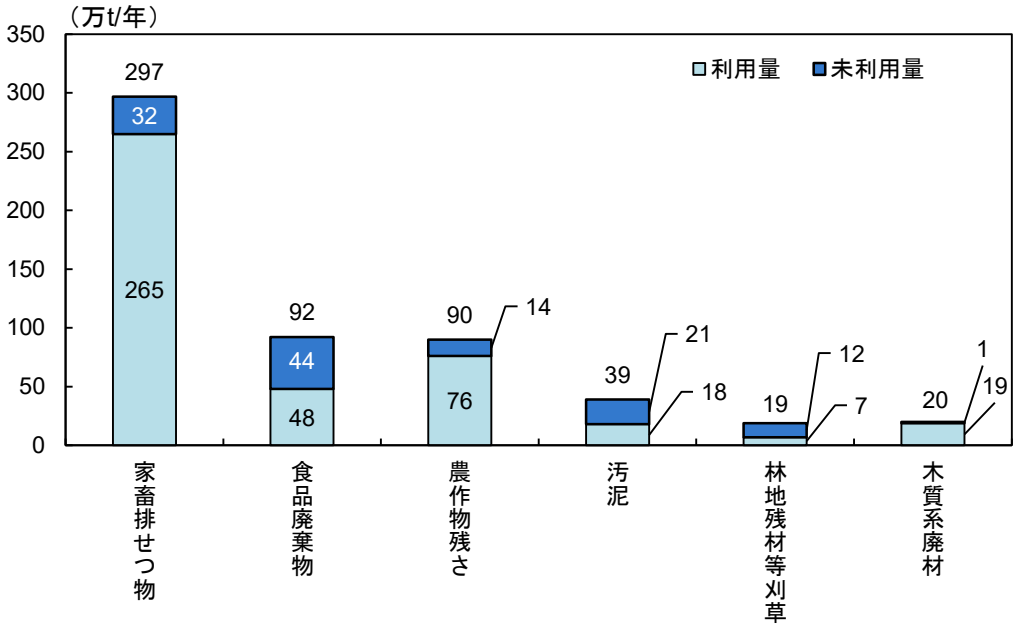

３．３　計画目標の進捗状況

前計画では、目標年度（令和２年度）における一般廃棄物と産業廃棄物の排出量、再生利用率及び最終処分量に関する目標値を定めています。

ここでは、最新の実績データである平成 30 年度実績と目標値を比較し、進捗状況を整理しました。

目標達成が可能な状況にあるものは「○」、目標達成が困難な状況にあるものは「×」と整理しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化が見られたことにより、家庭系のごみ排出量が今後増加することが想定されるなど現時点で目標値達成の見込みを判断することが困難なものについては、「△」（達成が困難となる可能性が高い）として整理しました。

表３－３－１　前計画の目標値と実績値の状況

	区分		H25 基準年度	H30 実績値	R2 目標年度	目標達成見込
一般廃棄物	■排出量	（万トン）	218	206	196以下	△
	■一人１日当たりの家庭系ごみ排出量	（ｇ）	542	507	500以下	△
	■再生利用率	（%）	23.5	22.4	30.0以上	×
	■最終処分量	（万トン）	16.3	14.3	13.0以下	△
産業廃棄物	■排出量	（万トン）	2,117	1,752	2,180以下	○
	■再生利用率	（%）	55.9	49.2	61.0以上	×
	■最終処分量	（万トン）	31.3	29.4	31.0以下	○

※ 再生利用率＝再生利用量÷排出量×100

（１）一般廃棄物

①　ごみ排出量

平成 30 年度のごみの排出量は、基準年度の 218 万トンから約 12 万トン減少の 206 万トンとなっていますが、近年減少幅が縮小しています。

②　一人１日当たりの家庭系ごみ排出量

平成 30 年度の県民一人１日当たりの家庭系ごみ排出量（排出原単位）は、基準年度の 542ｇから約 35ｇ減少し 507ｇとなっており、減少傾向にあります。

全国平均と比較して高い水準で推移していますが、近年はその差が小さくなっています。

③　再生利用率

平成 30 年度の再生利用率は、基準年度の 23.5%から 1.1 ポイント減少し、22.4%となっています。

県の再生利用率は、全国平均より良好な水準で推移しているものの、集団回収量の減少等により、ほぼ横ばいで推移しています。

④　最終処分量

平成30年度の最終処分量は、基準年度の16.3万トンから約2.0万トン減少し、14.3万トンとなっています。

全国平均より良好な水準で推移しており、その差は若干広がっています。

（２）産業廃棄物

①　排出量

平成 30 年度の産業廃棄物の排出量は、基準年度の 2,117 万トンから 365 万トン減少し、1,752 万トンとなっています。令和２年度の目標である 2,180 万トンの目標を既に達成している状況です。

産業廃棄物の排出量は、事業者による排出抑制の取組のほか、経済の影響を強く受けます。平成 27 年度には排出量の増加が見られましたが、その後は、概ね微減傾向で推移しています。

②　再生利用率

平成 30 年度の再生利用量は、基準年の 1,185 万トンから 323 万トン減少し、862 万トンとなっており、再生利用率は基準年度の 55.9%から 49.2%に低下しています。

県の再生利用率は、全国平均より高い状態で推移してきましたが、再生利用率の高い鉱さい、がれき類などの排出量が減少したことなどにより、近年はその差がなくなっており、平成 30 年度は全国の 52%と比較して県が 2.8 ポイント下回っている状況にあります。

③　最終処分量

平成30年度の最終処分量は、基準年度の31.3万トンから1.9万トン減の29.4万トンとなり、目標の 31.0 万トンを既に達成している状況です。事業者による排出抑制や減量化の取組の成果等により、最終処分量が減少する結果となっています。

廃棄物の種類別の最終処分量では、汚泥の割合が最も多く、全体の約 24%（約７万トン）を占めています。

また、最終処分率は平成 30 年度で 1.7%となっており、全国平均（平成 30 年度：2.0%）と比較して低い水準で推移していますが、近年はその差が小さくなっています。

４　県が取り組むべき課題

前計画の達成見込状況及び県の廃棄物処理の現状、近年の社会の動向を踏まえ、県が取り組むべき主な課題は次のとおりとし、（２）、（３）、（４）、（９）、（１０）については重点的に取り組むべき課題とします。

なお、その他の課題も含め、県で展開する施策は 53 ページの施策体系のとおりです。

重点的に取り組むべき課題

（１）県民、事業者と連携した３Ｒの推進

展開する主な施策：Ｉ－１～Ｉ－７

県民一人１日当たりのごみ排出量（排出原単位）は減少傾向で推移しているものの、焼却されている廃棄物の中には、まだ食べることができる食品や、紙、布が多く含まれるなど、更なる削減や再資源化の余地が十分残されています。

産業廃棄物の排出量についても、減少傾向で推移していますが、排出量の変動要因となる経済の動向次第で今後大きく増加する可能性があることや、鉱さいやがれき類など、再生利用率が極めて高い品目がある一方で、汚泥の再生利用率は約 10%に留まるなど、再資源化が不十分な品目もあります。

これらの現状を踏まえ、循環型社会の構築に向け、県民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を理解した上で、各主体が連携し、３Ｒを一層推進する必要があります。

（２）食品ロスの削減の推進

展開する主な施策：Ｉ－２

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品「食品ロス」の発生は、資源の浪費、処理コストの増加や焼却処理による CO_2 排出や焼却灰の埋立等による環境負荷の増加に繋がっています。また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している日本において、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、県としても、削減の推進を図っていかなければなりません。

食品ロスの削減のためには、消費者、事業者、関係団体、行政等の各主体が、削減の必要性や自らに求められる役割を理解し、具体的な行動に移すと同時に、相互に連携・協働して取り組むことが重要です。各主体の理解を深めるための更なる普及啓発を推進するとともに、多様な主体が連携するための体制を構築し、削減に向けて県を挙げて取り組んでいくことが必要です。

また、食品ロスの削減に取り組んだ上でも発生する食品廃棄物については、再生利用の推進が必要です。

（３）プラスチック等資源の循環利用

展開する主な施策：Ⅰ－１、Ⅰ－３、Ⅰ－６

一般廃棄物においては、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集実施市町村が、平成 25 年度の 33 市町村から平成 30 年度では 36 市町村に増加したものの、容器包装プラスチック、雑紙等の資源化可能な品目について、分別収集を実施していない市町村もあります。また、焼却ごみ中のビニール・合成樹脂等の割合が平成 30 年度で 27.3％と平成 25 年度の 23.3％より４ポイント増加しており、より一層の分別の徹底が必要です。

産業廃棄物においては、廃プラスチックの再生利用率が平成 25 年度の 54.7％から、平成 30 年度では 58％と若干増加していますが、最終処分率が高く、さらなる循環利用が必要です。

これらの現状を踏まえ、廃プラスチックの効果的な分別収集・リサイクルやワンウェイプラスチックの使用削減を推進する必要があります。

また、廃プラスチックに限らず、汚泥やバイオマス資源などの循環資源の利活用や各種リサイクル法に基づく指導の徹底により、資源の循環利用を進める必要があります。

（４）ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進

展開する主な施策：Ⅱ－２

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）は、安定性や絶縁性等の優れた特性から、幅広い用途に使用されましたが、その毒性が明らかになったことで昭和 47 年に製造中止となり、国が主導して回収・処理体制を構築することとされました。

しかし、処理施設の設置が進まないことなどから、約 30 年間にわたり、保管・使用が継続され、その後、「2028 年までにＰＣＢ含有機器の処分を努力義務とする」としたストックホルム条約（平成 13 年５月）が採択されたことも踏まえ、平成 13 年７月にＰＣＢ特別措置法が施行されて処理期限が定められるとともに、平成 17 年から国内５か所に順次処理施設が設置され、処理が開始されました。

ＰＣＢ廃棄物は、これまでに長期間の使用・保管がされているため、紛失や漏えいのおそれがあり、また、漏えい時の生活環境保全上のリスクも高いことから、速やかな状況把握と適正な保管及び処分が必要です。

このため、ＰＣＢ特別措置法の処分期限内における適正処理に向けて、未把握のＰＣＢ廃棄物の掘り起こしを進め、保管事業者への適正処分の指導の徹底を図る必要があります。

また、低濃度ＰＣＢ廃棄物についても、事業者に対して、処理期間内の適正処分の周知啓発及び指導を引き続き徹底する必要があります。

（５）不法投棄の未然防止

展開する主な施策：Ⅱ－６

一般廃棄物においては、新たな不法投棄件数は減少傾向にあるものの、道路や空き地、林地における廃家電等の不法投棄やいわゆるポイ捨てによるごみの散乱などが依然と発生している状況にあります。

産業廃棄物においては、不法投棄の件数は近年横ばいで推移していますが、未然防止のため､警察や関係機関等と連携したパトロールや監視体制を整備しています。

また、過去に不法投棄された産業廃棄物が現在でも多数残存しており、規模の大きい不法投棄の残存物の撤去は、行為者の資力等の都合により進んでおらず、これら不法投棄により周辺環境への支障のおそれのある場合は、行政代執行による支障除去が必要となります。

このため、大規模な不法投棄に発展する前の早期発見、未然防止が重要であり、引き続き不法投棄防止対策への取組が必要です。

（６）高齢化社会への対応

展開する主な施策：Ⅱ－８

高齢化社会の進展に伴い、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える世帯が増えてきており、こうした傾向は今後も続くと見込まれます。

また、使用済み紙おむつや在宅医療及び遺品整理等に伴って発生する廃棄物の増加も予想されるなど、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築が求められます。

（７）持続可能な適正処理の確保

展開する主な施策：Ⅲ－１～Ⅲ－４

市町村等が設置する一般廃棄物処理施設については老朽化が進んでいることから、今後、計画的な施設更新や長寿命化の検討が必要となっています。また、最終処分場については、残余容量は限られていることから、地域住民の理解のもと計画的に整備していく必要があります。

このような状況を踏まえ、県は、市町村等が施設整備を行う場合に、国の交付金制度の活用など、必要な助言等を行っていく必要があります。

また、産業廃棄物処理施設については民間事業者による整備が基本ですが、適正処理や資源化が困難な廃棄物の処理施設や、中小事業者のための処理施設等については、行政が関与した施設整備もひとつの選択肢と考えられます。

（８）廃棄物エネルギーの活用推進

展開する主な施策：Ⅰ－６、Ⅲ－１、Ⅲ－２

地球温暖化対策として、廃棄物処理における CO_2 排出量の削減が必要です。廃棄物処理施設の整備にあたっては、処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、地域での廃棄物エネルギーの利活用を推進する必要があります。

また、廃棄物の焼却処理時における熱エネルギー回収による発電などの廃棄物エネルギーの利用推進は、CO_2 排出量の削減に有効ですが、適正かつ効率的な規模での発電を行うための広域処理が進んでいない状況にあります。

さらに、廃棄物バイオマスの活用の促進も有効で、県内では様々なバイオマス活用の取組が展開されていますが、多くの取組が、原料収集段階での安定確保、変換段階での低コスト化、利用段階での需要拡大などの各段階での課題を抱えており、安定したバイオマスの活用とその拡大には、これらの課題を解決することが必要です。

（９）ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進

展開する主な施策：Ⅲ－２

ごみ処理施設の約 89%が稼働してから 15 年以上経過しており、令和７年度にはその割合が 94%となります。今後、老朽化に伴う施設更新の時期を迎えることとなりますが、持続可能な適正処理を確保する上では、施設の強靭化や温室効果ガス排出量の削減による気候変動対策等の観点が求められています。

また、人口減少の進行によるごみ排出量の減少や廃棄物処理に係る担い手不足といった廃棄物処理の非効率化が懸念されています。

これらの現状を踏まえ、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制の構築が重要であり、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進めていく必要があります。

（10）災害廃棄物処理体制の強化

展開する主な施策：Ⅳ－１、Ⅳ－２

大規模災害発生時においても、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制を強化していくことが必要です。平時から災害による影響を想定し、仮置場の確保や県民への周知のほか、市町村、廃棄物処理事業者、県、近隣都県等との連携の確立や廃棄物処理施設の強靭化、人材育成など、処理体制の強化が不可欠です。

また、国の指針や災害における新たな課題等を踏まえ、県の災害廃棄物処理計画について、適宜見直しが必要です。

さらに、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、初動時の対応が重要であることから、県内全市町村において災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。

５　基本方針と計画目標

５．１　本計画の基本方針

国の基本方針及び県の現況や社会の動向を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向け、新たな課題への対応や近年頻発する災害に対する体制の整備等、本計画における基本方針は次のとおりとします。

基 本 方 針

みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築

『持続可能な循環型社会』の構築を目指し、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進します。

多様化する新たな課題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチック問題への対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図ります。

県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図ります。

５．２　計画目標

本計画の目標項目については前計画と同様とし、目標値の設定にあたっては、国の第四次循環型社会形成推進基本計画で示された目標を基本として設定します。

なお、国の計画の見直しにあわせ、本計画からは従前の「再生利用率」に代えて「出口側の循環利用率」※2,4を新たに設定しました。

（１）一般廃棄物

表５－２－１　一般廃棄物排出量等の目標値

区　分	前計画		本計画		
	R2（目標年度）		H30（基準年度）	R7（目標年度）	
	目標値	予測値※1	実績値	予測値※1	目標値
排出量	196 万 t 以下	204 万 t	206 万 t	198 万 t	183 万 t 以下
一人１日当たりの家庭系ごみ排出量	500g 以下	508g	507g	499g	440g 以下
出口側の循環利用率※2	—	—	22.4%	22%	30%以上
再生利用率	30%以上	22.2%	—	—	—
最終処分量	13 万 t 以下	14.4 万 t	14.3 万 t	14 万 t	12 万 t 以下

※１　「予測値」は、現行の施策を継続した場合に予想される推計値です。
※２　「出口側の循環利用率」の計算方法は、従前の計画の再生利用率と同じです。

（２）産業廃棄物

表５－２－２　産業廃棄物排出量等の目標値

区　分	前計画		本計画		
	R2（目標年度）		H30（基準年度）	R7（目標年度）	
	目標値	予測値※3	実績値	予測値※3	目標値
排出量	2,180 万 t 以下	2,121 万 t	1,752 万 t	1,690 万 t	1,690 万 t 以下
出口側の循環利用率※4	—	—	49.7%	—	52%以上
再生利用率	61%以上	49.2%	—	—	—
最終処分量	31 万 t 以下	29.4 万 t	29.4 万 t	28.4 万 t	28 万 t 以下

※３　「予測値」は、現行の施策を継続した場合に予測される推計です。
※４　「出口側の循環利用率」の計算方法は以下のとおりで、従前の計算方法とは異なります。

産業廃棄物の出口側の循環利用率

$$= \frac{\text{再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、ガレキ類の減量化量−動物のふん尿の直接再生利用量}}{\text{排出量}}$$

なお、動物のふん尿のうち、何らかの処理をされることなく農地に還元される量は自然還元量と定義し、循環利用量には含めません。

【一般廃棄物における目標値の考え方】

①　排出量

国の目標値（令和７年度）が平成 30 年度実績値の 11％減であることを踏まえ、国の削減割合と同様に平成 30 年度の実績値の 11％減の 183 万トン以下を目標とします。

（目標値）

・国の目標値（令和７年度）は、平成 30 年度実績値の 11％減

・国の削減割合と同様に平成 30 年度の実績値の 11％減の 183 万トン以下を目標とする。

206 万ｔ（H30 実績）×11％減＝　183 万ｔ（国と同じ削減率で設定）

（排出原単位＝183 万トン÷6070 千人÷365＝825ｇ）

図５－２－１　一般廃棄物排出量の推移と目標値

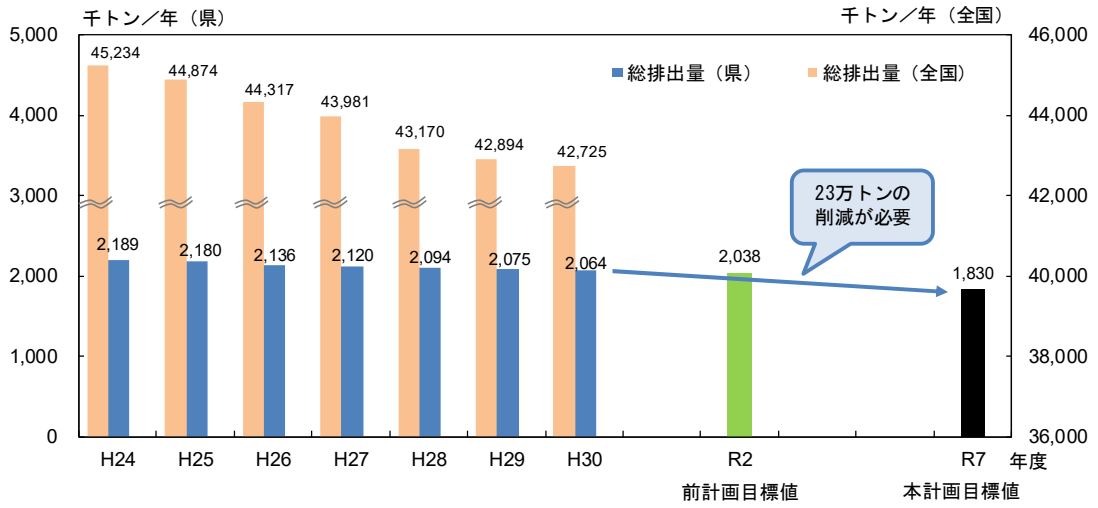

図５－２－２　一般廃棄物排出原単位の推移と目標値

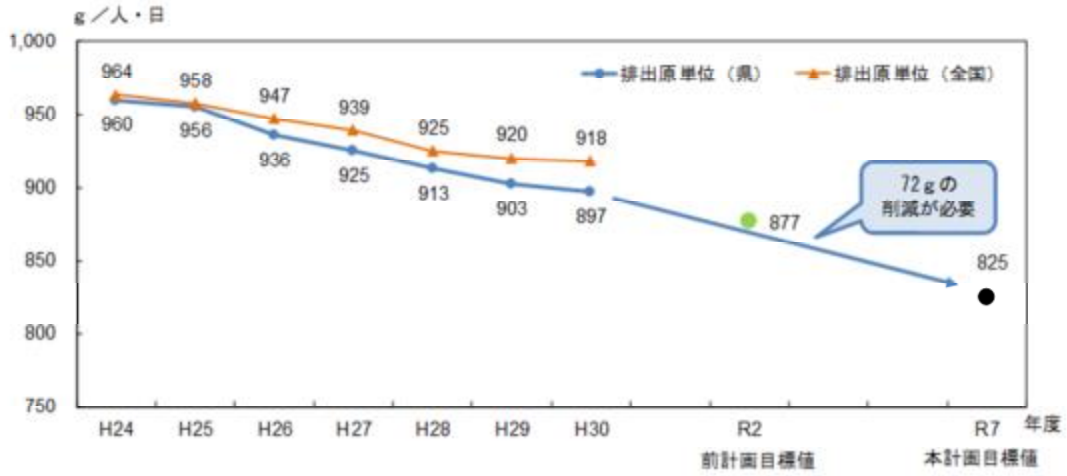

②　一人１日当たりの家庭系ごみ排出量

国の目標設定と同様に 440g/人・日以下を目標とします。

（目標値）
・国の目標値（令和７年度）は、440g/人・日以下
・国の目標設定と同様に 440g/人・日以下を目標とする。

図５－２－３　一人１日当たりの家庭系ごみ排出量の推移と目標値

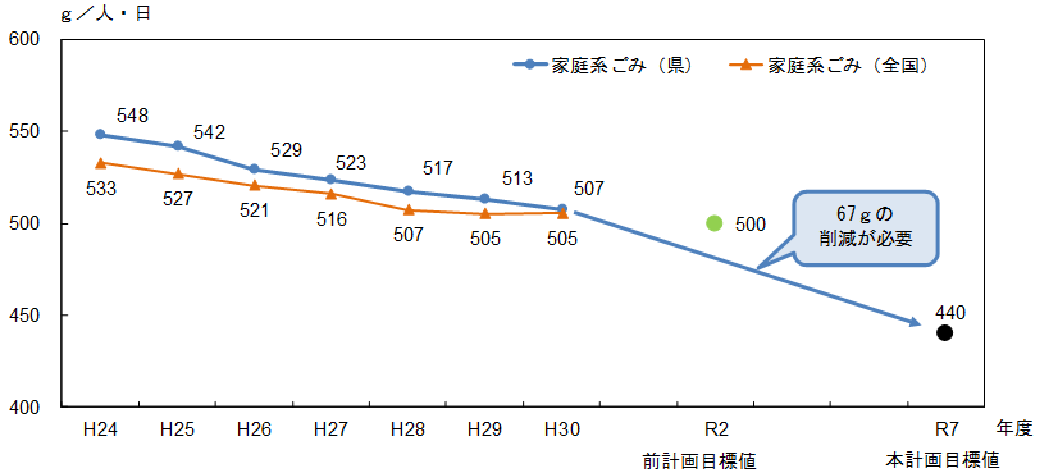

③　出口側の循環利用率

国の目標値が平成 30 年度の実績値の８ポイント増であること、また、前計画で 30%以上を目標としたことを踏まえ、30%以上を目標とします。

（目標値）
・国の目標値（令和７年度）は、28%以上（平成 30 年度から８ポイント増）
・前計画で 30%以上を目標としたことを踏まえ、30%以上を目標とする。

（再生利用量＝183 万トン×30%＝54.9 万トン）
※再生利用量は令和７年度の排出量の目標値に 30%を乗じて算出

図５－２－４　循環利用率の推移と目標値

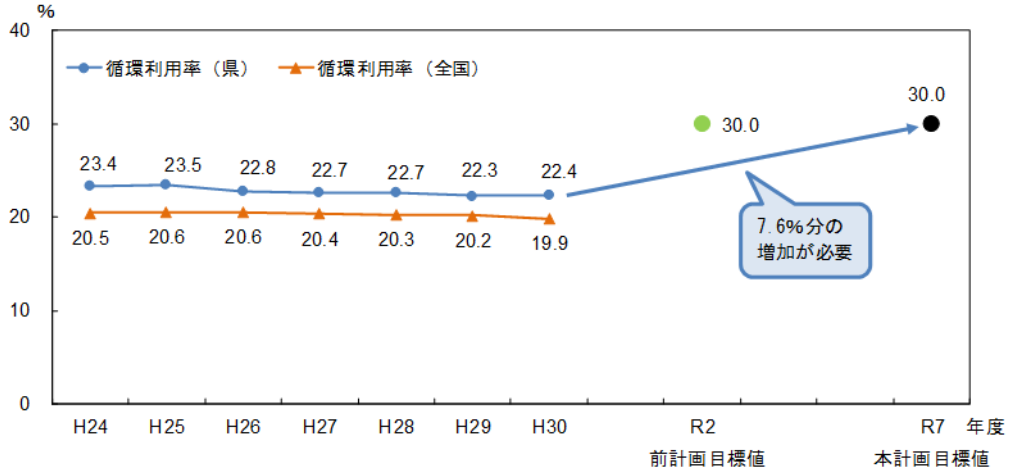

④　最終処分量

国の目標値が平成 30 年度の実績値の 17%減であることを踏まえ、国の削減割合と同様に平成 30 年度の実績値の 17%減の 12 万トン以下を目標とします。

（目標値）
- 国の目標値（令和７年度）は、平成 30 年度の実績値の 17%減
- 国の目標設定と同様に平成 30 年度の実績値の 17%減の 12 万トン以下を目標とする。

図５－２－５　最終処分量の推移と目標値

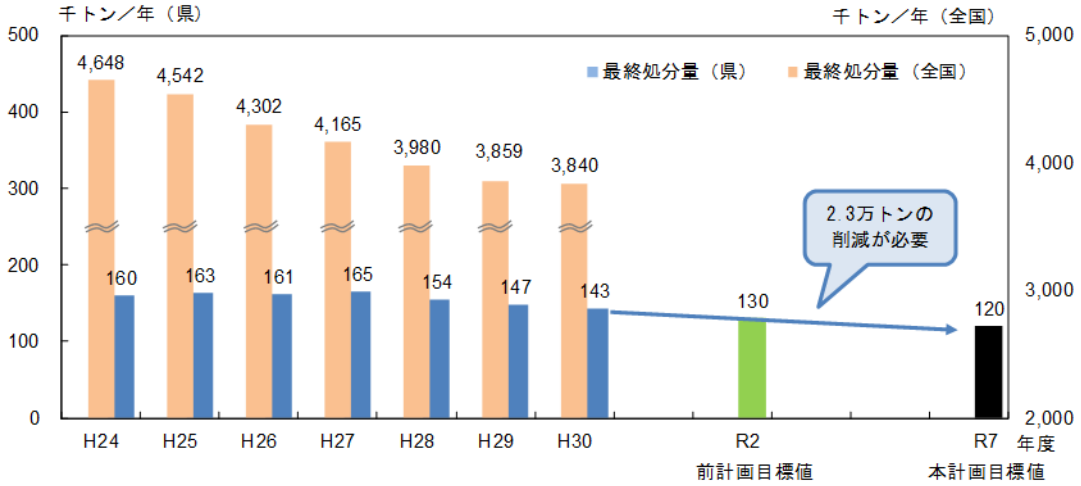

～コラム～

《一人１日当たりの家庭系ごみ排出量の目標を達成するためには》

本計画では、令和７年度までに一人１日当たりの家庭系ごみ排出量を440ｇとすることを目標としています。平成 30 年度は 507ｇであったことから、目標達成に向けて 67ｇの削減が必要です。

67ｇの削減に向けては、可燃ごみに混入している資源物（紙類やプラスチック等）をきちんと分別するほか、燃えるごみの多くを占める生ごみの削減（料理の作りすぎや食べ残しの削減、水切りの実践、生ごみ処理機の活用等）にもさらに取り組んでいく必要があります。

レジ袋（L）
約７ｇ

食品トレイ
約３ｇ

プラスチックボトル
約 50ｇ

食パン５枚切り１枚
約 80ｇ

使い捨てカップ（350ml）
15ｇ

チラシ５枚
約 25ｇ

食べ残しごはん　1/5 杯
約 26ｇ

大根　1/3 本
約 300ｇ

紙袋
約 50ｇ

トイレットペーパー等の芯
約６ｇ

紙封筒（Ａ４）
約 20ｇ

紙パック　約 30ｇ

［家庭でできる取組］

・マイバッグを持参する。
・過剰包装をしない。
・生ごみの水切りをする。
・買い物前に冷蔵庫や食品庫を確認し、余計なものは買わない。
・詰め替え商品を選び、使い捨て商品は選ばない。
・料理の作りすぎや食べ残しを減らす。
・使わなくなったもので、まだ使えるものはリユースショップ等を活用する。
・新聞紙や雑誌、食品トレイ等は、集団回収や店頭回収を利用する。

【産業廃棄物における目標値の考え方】

①　排出量

現行の施策を継続した場合の令和７年度の予測値が 1,690 万トンであることを踏まえ、可能な限り排出量を抑制するという考えのもと、目標値は予測値以下とします。

（目標値）
- 国の目標値（令和７年度）は、３億 7000 万トン以下（平成 30 年度比で増加を 3.9%以下に抑制）。
- 令和７年度の予測値は 1,690 万トンであり、可能な限り排出量を抑制するという考えのもと、目標値は予測値以下とする。（平成 30 年度比で 3.5%減）

図５－２－６　産業廃棄物排出量の推移と目標値

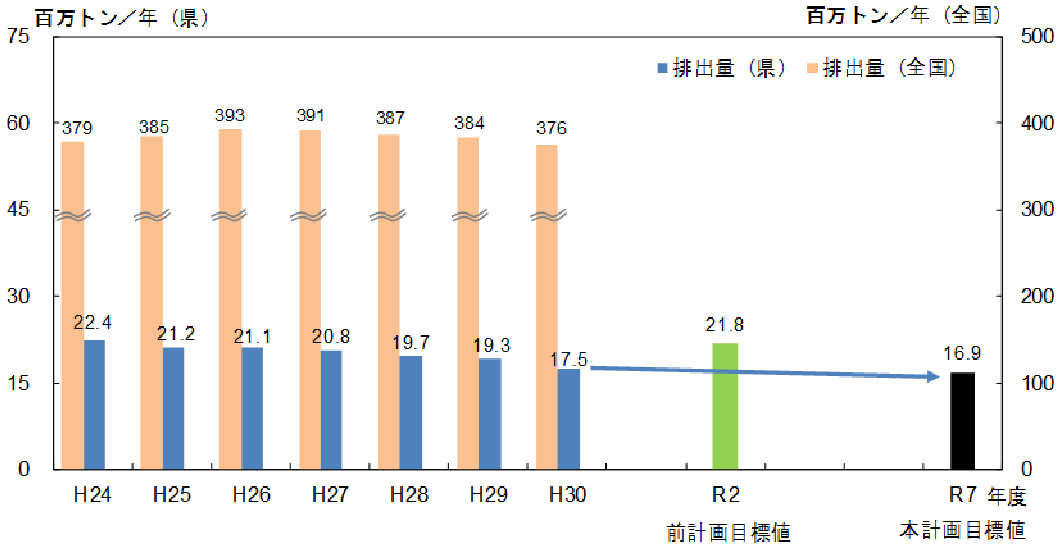

②　出口側の循環利用率

「出口側の循環利用率」の目標値は、従前の「再生利用率」に代えて本計画で新設するものです。県の平成 30 年度実績は 49.7%で、従前の「再生利用率」は年々減少している状況から、「循環利用率」も減少すると考えられます。

国の目標値が平成 30 年度の実績値の２ポイント増であることを踏まえ、国の増加量と同様に平成 30 年度の実績値の２ポイント増の 52%以上を目標とします。

（目標値）
- 国の目標値（令和７年度）は、38%（平成 30 年度実績値 36%から２ポイント増）。
- 国の増加量と同様に平成 30 年度の実績値 49.7%の２ポイント増の 52%以上を目標とする。

図５－２－７　循環利用率の推移と目標値

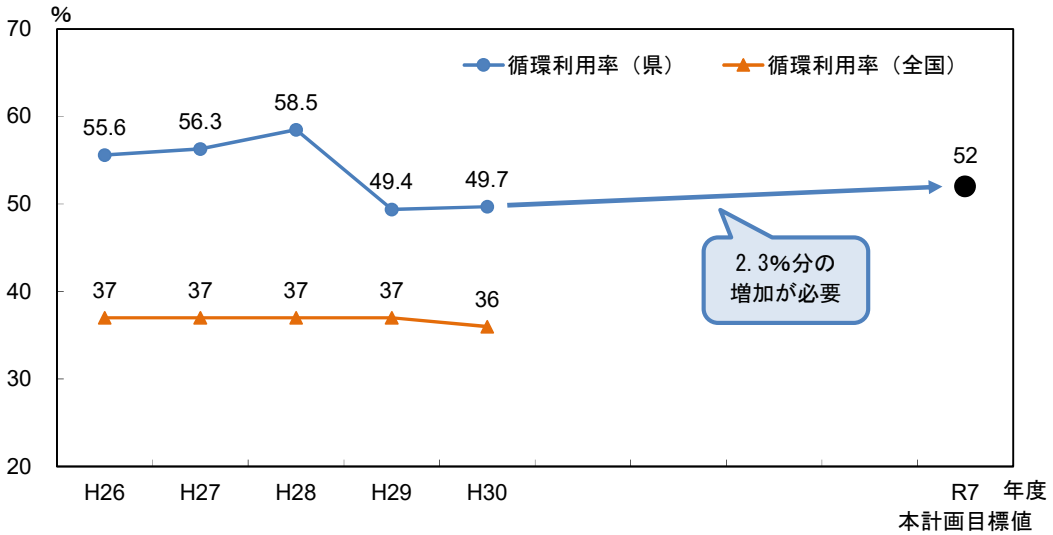

③　最終処分量

現行の施策を継続した場合の令和７年度の予測値が 28.4 万トンであることを踏まえ、可能な限り排出量を抑制するという考えのもと、目標値は予測値以下とします。

（目標値）

・国の目標値（令和７年度）は、1,000 万トン以下（平成 30 年度比で増加を 7.4%以下に抑制）。

・令和７年度の予測値は 28.4 万トンであり、可能な限り最終処分量を削減するという考えのもと、目標値は予測値以下となる 28 万トンとする。（平成 30 年度比で 4.8%減）

図５－２－８　最終処分量の推移と目標値

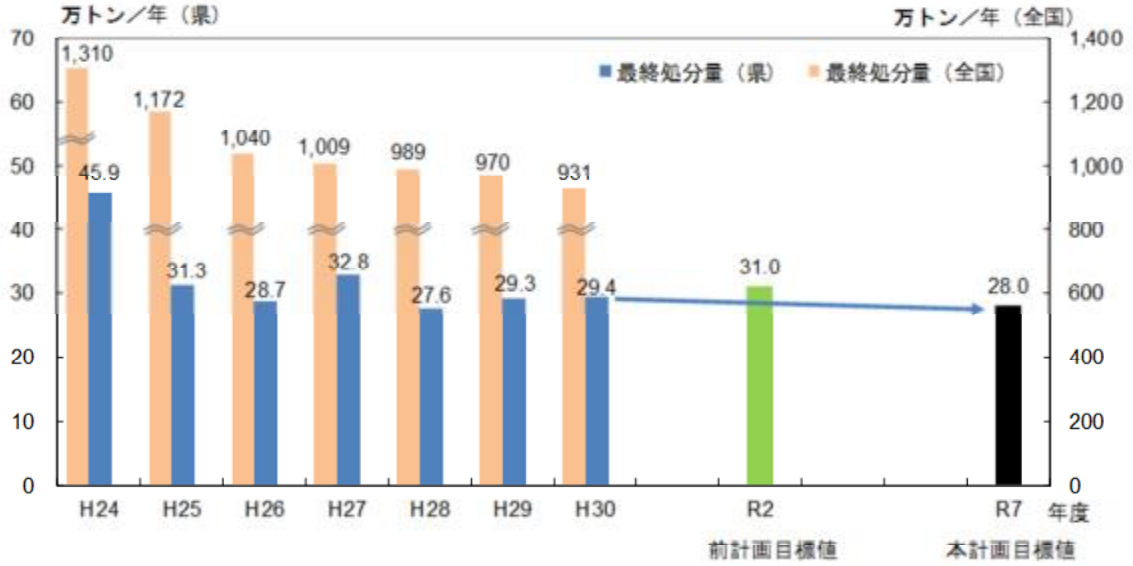

６　展開する施策

６．１　施策体系

本計画における施策体系は次のとおりとします。

表６－１－１　施策体系

Ⅰ　3Rの推進	
1 リデュース･リユースの推進	54 ページ
2 食品ロスの削減	58 ページ
3 市町村と連携した3Rの推進	64 ページ
4 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組推進	66 ページ
5 循環資源等の利活用の推進	67 ページ
6 効果的なリサイクルの推進（各種リサイクル法の遵守の指導）	69 ページ
7 環境学習の推進	70 ページ
Ⅱ　適正処理の推進	
1 排出事業者における適正処理の推進	71 ページ
2 有害廃棄物の適正処理の推進	72 ページ
3 再生土の適正利用の推進	73 ページ
4 環境美化意識の向上と実践活動の推進	73 ページ
5 海岸漂着物の処理の推進	73 ページ
6 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施	74 ページ
7 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応	75 ページ
8 処理困難物や高齢化社会等への対応	75 ページ
Ⅲ　適正処理体制の整備	
1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理	77 ページ
2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化	78 ページ
3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理	80 ページ
4 県全体における適正処理体制の整備	80 ページ
5 施策や制度の実施に関する国への提案･要望	81 ページ
Ⅳ 万全な災害廃棄物処理体制の構築	
1 平時からの備えの強化	82 ページ
2 発災時の迅速な対応	83 ページ

６．２　展開する施策

本計画で取り組む施策の具体的な内容は、次のとおりです。

Ⅰ　3Rの推進

Ⅰ－１　リデュース・リユースの推進

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指して、市町村等と連携を図りながら、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、２Ｒ（リデュース・リユース）を重点的に推進し、それぞれのライフスタイルに合わせた取組を進めるための普及啓発を推進します。

≪主な取組≫

○ ちばエコスタイルの推進【循環型社会推進課】

ごみを減らすために身の回りでできることを実践する「ちばエコスタイル」を推進します。

また、「環境月間」や「３Ｒ推進月間」などの機会をとらえ、各種イベントや広報媒体を通じた普及啓発を行い、認知度の向上に取り組みます。

○ プラスチックごみの削減【循環型社会推進課】

プラスチック製買物袋（レジ袋）の過剰な使用を抑制し、マイバッグの持参等を促進する「ちばレジ袋削減エコスタイル」を展開し、この取組に賛同する県民を「ちばレジエコサポーター」として登録することで、県民のプラスチックごみの削減に対する意識の向上に努めます。

また、飲食店等の協力を得ながら、紙コップやペットボトルなどの使い捨て容器に替えて、水筒やタンブラー等の利用を促進する「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」を展開し、事業者等と連携したワンウェイプラスチック等の使い捨て製品の使用削減に努めます。

○ リユース関連情報の収集及び提供【循環型社会推進課】

市町村が実施しているリユースの推進に向けた取組等の情報を収集し、先行事例として市町村へ情報提供をするとともに、ホームページに掲載し県民等へも情報の提供を行います。

○ 表彰の実施【循環型社会推進課】

３Ｒの推進や廃棄物の適正処理に関する活動を通じて循環型社会の構築に功労のあった個人、団体等を表彰し、県民や事業者等の循環型社会への構築に向けた意識をさらに高めていきます。

○ 九都県市における３Ｒの普及促進【循環型社会推進課】

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）廃棄物問題検討委員会において、食品ロスの削減をテーマとしたリーフレット作成等の３Ｒの普及啓発を実施していきます。

～コラム～

《ちばエコスタイル》

～ごみを減らすために、身の回りでできることを実践するライフスタイル～

ちばレジ袋削減エコスタイル

買い物の際にマイバッグを持参するなど、レジ袋をできるだけもらわず、ごみになる量を減らす取組を推進し、ものを大切にするライフスタイルへの転換を目指します。

県では、小売事業者と連携した「ちばレジエコキャンペーン」やレジ袋の削減の取組を行い、協力してくれる県民を「ちばレジエコサポーター」として登録の募集を行っています。

（令和元年度末現在の登録者数：37,953 名）

名前：モラワン

CHIBA レジEco Style

ちば食べきりエコスタイル

家庭での食事の際や、レストランや宴会での食事の際に「食べきり」をすすめていくことで、食品ロスをできるだけ減らしていくための取組です。

ホームページ等で、買い物の時、料理をする時、食材の正しい保存などの注意点や事例を紹介しています。

また、「ちば食べエコ協力店登録制度」では、小盛りメニューの設定や食べきりの呼びかけ等、取組を実践する事業者を“ちば食べエコ協力店”として登録し、県民等へ周知することにより、意識啓発・取組の推進を図っています。

ちば食べエコ

名前：ノコサーヌ

ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル

県は、使い捨て容器に替わり、繰り返し使える水筒や飲料ボトル等の利用を促進するため、「ちばマイボトル・マイカップ協力事業者」を募集し、登録店や給水スポットの情報を、県ホームページ等で紹介しています。マイボトル・マイカップが利用できる店舗や施設では、県の配布するステッカーを掲示していただき、県と事業者が協力してマイボトル等の利用を推進しています。

マイボトル使えます　ちばエコスタイル

～コラム～

《プラスチック製買物袋の有料化がスタート》

プラスチックは、成形しやすさや丈夫さ等の利便性が良いことから、日常の様々な製品に使われています。一方で、廃棄物や資源の制約、海洋プラスチックごみなどの問題もあり、プラスチックの過剰な使用を抑制していく必要があります。

こうした状況から、令和２年７月に、プラスチック製買物袋の有料化が始まりました。なお、環境性能が認められる、厚さ50㎛以上のものや生分解性プラ、バイオマス素材（配合率25%以上）の買物袋等は対象外となっています。このような環境負荷のより少ない包装等への転換が推進されています。

《子ども服リユース事業「おさがりマルシェ」の開催（印西市）》

印西市では、不用品のリユース及び子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、市内在住の子育て世代を対象とした、子ども服のリユース事業「おさがりマルシェ」を平成 29 年度から年２回実施しています。市民から提供いただいた子ども服を、市で点検後、必要としている市民に無償で提供しています。

《リユースの促進（市川市）》

市川市では、市内及び近郊のリユースショップの情報を記載したリーフレットを作成し、市ホームページでも公開しています。「付属品・説明書をつける」、「自宅に眠らせない」といった活用のポイントや注意点も紹介しながら、リユースショップの活用促進を進めています。

また、市内の一部の施設では、不用品譲渡の情報提供コーナー「ゆずりますコーナー」を設置しています。

～コラム～

《レジ袋の代わりにごみ袋を活用（千葉市、山武市）》

～レジ袋削減に向けた実証実験～

海洋プラスチックごみや地球温暖化などの環境問題に対し、国内外で様々な対策や取組が進んでいます。

千葉市、山武市では、プラスチックごみを削減する取組として、スーパーなどのレジ袋の代わりに使うことができる指定可燃ごみ袋を販売（ばら売り）し、持ち帰り後はごみ袋として活用する実証実験が行われました。

実証実験を踏まえ、今後の本格的な実施が期待されます。

千葉市の取組（概要）

実証実験期間①：令和２年３月２日～11 月 30 日
袋の大きさ：10L
販売価格：８円/枚
実施店舗：３店舗（市内ミニストップ店舗）

実証実験期間②：令和２年６月１日～11 月 30 日
袋の大きさ：5L、10L、20L、30L、45L
販売価格：[5L]4 円/枚、[10L]8 円/枚、[20L]16 円/枚、[30L]24 円/枚、[45L]36 円/枚
対象地域：市内全域
実施店舗：７店舗（イオン系列店舗）

ちらし（千葉市）

山武市の取組（概要）

実証実験期間：令和２年 10 月 12 日～12 月 31 日
袋の大きさ：22L（山武郡市環境衛生組合指定可燃ごみ収集袋）
販売価格：30 円/枚
対象地域：山武市（山武地域・松尾地域・蓮沼地域）、横芝光町（横芝地域）、芝山町全域
実施店舗：２店舗（セイミヤ松尾店、ランドロームフードマーケット山武店）

ちらし（山武市）

Ⅰ－2　食品ロスの削減

食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、都道府県知事は、国が定める基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされています。

食品ロスの削減については、廃棄物の排出抑制や再資源化の観点から、廃棄物処理法との関連性が高いことから、本計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付け、施策を推進していくこととします。

我が国では、まだ食べることのできる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、国内の食品ロス量は年間 612 万トン（平成 29 年度推計）に及びます。

食品ロスの削減のためには、消費者、事業者（生産者、製造者、販売業者等）、行政等の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ、お互いに連携・協働して取り組むことが重要です。また、食品ロス削減の必要性を認識し、「理解」するだけにとどまらず、具体的な「行動」に移すことを促す運動を展開していく必要があります。

国の基本方針では、食品ロス量を半減させる目標の達成を目指し総合的に取組を推進することとしています。このため、県においても、各主体の相互連携体制を構築するとともに、地域の実情に応じた効果的な普及・啓発等を展開することにより、食品ロス量が継続的に削減されるよう取組を進めていきます。

≪主な取組≫

○ 「ちば食べきりエコスタイル」の展開【循環型社会推進課】

家庭での食事や外食時に発生する食品ロスの削減を促進する「ちば食べきりエコスタイル」の普及啓発を引き続き展開していきます。

また、食品ロスの削減に積極的に取り組む団体を「ちば食べエコ協力店」として登録し、事業者等と連携した普及啓発等を今後も実施していきます。

○ 教育・学習の振興、普及啓発等【循環型社会推進課、安全農業推進課ほか】

教育機関、市町村等と連携し、千葉県食育推進計画に基づき食育を推進する中で、幼児期から食べ残しを減らす意識や食べ物を大切にする気持ちを育てます。

また、消費者、事業者、市町村等と連携し、各種イベントや広報媒体を通じて食品ロス削減についての理解と関心を深めるための普及啓発を実施します。

○ 食品関連事業者等における取組の支援【循環型社会推進課、農林水産部関係課ほか】

「ちば食べエコ協力店」への登録を引き続き促進し、「小盛メニューの導入」、「持ち帰り希望者への対応」など、食品ロス削減に向けた事業者の取組・情報を県ホームページ、ＳＮＳ等で紹介することで、事業者の積極的な取組を支援していきます。

飲食店や小売店、製造業者といった食品関連事業者等が取り組む食品ロス削減の取組についてのセミナーや意見交換会等を開催し、事業者相互の交流の場を設け、効果的な取組方法について情報共有するとともに、行政と食品関連事業者等が連携した消費者への普及啓発を実施します。

○ 食品ロスの発生実態や取組状況の把握【循環型社会推進課、農林水産部関係課ほか】

食品ロスの発生実態について、家庭における食品ロスの発生状況の把握に努めるとともに、事業者へのヒアリング等を行い、県内の課題を明らかにして、効果的な取組の検討・推進につなげます。

また、食品ロスの効果的な削減方法や実態把握の方法等に関する情報収集、調査・研究を行い、事業者、消費者等との意見交換、情報共有を行います。

○ 情報の収集及び提供【循環型社会推進課ほか】

食品ロスの削減に係る国の動向、事業者の取組等について情報を収集し、ホームページ等により県民や事業者、市町村への情報提供を行います。さらに、ＳＮＳを活用して消費者や事業者等と双方向のコミュニケーションを図りながら、幅広い世代に向けた効果的な情報収集及び提供を行います。

○ 未利用食品の有効活用や再生利用の推進
【循環型社会推進課、農林水産部関係課、防災危機管理部危機管理課ほか】

未利用食品を有効活用するため、県民に対してフードバンク活動への理解を促進するとともに、事業者・消費者・行政等とフードバンク活動団体との効果的な連携方法等について検討し、取り組んでいきます。

また、規格外や未・低利用を含む農林水産物の加工・販売等を促進するほか、災害時用備蓄食料について、賞味期限切れとなる前に防災イベント等で配布するなど活用を図ります。

食品ロスの削減に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用を検討します。

○ 各主体の相互連携の推進【循環型社会推進課、農林水産部関係課ほか】

食品ロスの削減に向け、消費者・事業者・関係団体・行政等が情報共有・意見交換しながら、相互に連携し、効果的な取組を検討・実施していきます。

～コラム～

《九都県市における食品ロスの普及促進》

九都県市では、３Ｒの普及促進キャンペーンの取組の一つとして、食品ロス削減をテーマとしたリーフレットや動画を作成し、県民の意識啓発を図っております。

動画掲載ページＵＲＬ：
https://www.re-square.jp/eco/foodloss/

～コラム～

《食品ロス削減に関するインスタグラム》

県では、「ちば食べきりエコスタイル」を推進しています。食品ロスの削減に向け、食材の使い切りや食べきり等の行動を推進するため、インスタグラムを開設しています。

インスタグラムでは、食品ロスの削減に向けて、基本的な情報や食品ロス削減の実践の呼びかけ、「ちば食べエコ協力店」の取組の紹介等を定期的に配信します。

また、県民や事業者等からの取組等の投稿を募集するなど、相互のコミュニケーションを図り、取組を推進しています。

アカウント名：ノコサーヌ（@nokosa_nu.chiba）

～コラム～

《食品ロスに関する世論調査の結果》

令和元年度に実施した第 59 回県政に関する世論調査では、食品ロスの削減の取組状況は、「取り組んでいる」17.8%、「どちらかといえば取り組んでいる」64.1%となり、合計で８割を超える結果となりました。

食品ロスの削減の取組状況

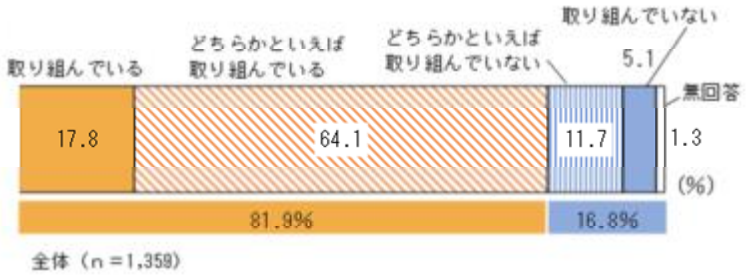

一方で、県が食べ残し削減に向けて推進している「ちば食べきりエコスタイル」の認知度は、「知っている」4.5%に対し、「知らない」92.3%となりました。

食品ロスの削減を促進するため、普及啓発を引き続き展開していきます。

「ちば食べきりエコスタイル」の認知度

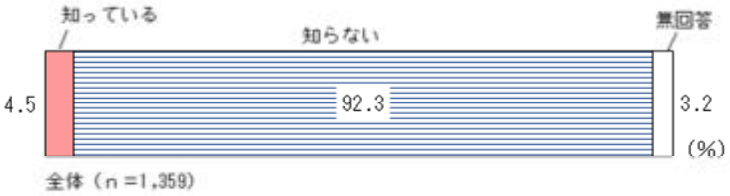

※世論調査の詳細は、資料編に記載しております。

《食品ロスの現状》

日本は食料を輸入に大きく依存しており、食料自給率（カロリーベース）は 38%に留まっています。また、子どもの７人に１人は貧困状態にあり依然として高い水準となっています。

一方で、近年の食品ロス（本来食べられるのに捨てられている食品）量は、国民一人当たり約 50kg/年で推移しており、削減できていません。

食品ロスは、約半分が家庭から発生しており、店舗等での売れ残りや返品、飲食店での食べ残しといった事業系食品廃棄物の削減だけでなく、家庭での取組が不可欠です。

～コラム～

《千葉県における食品ロス量の推計》

国においては、農林水産省が事業系食品ロス量を、環境省が家庭系食品ロス量を、それぞれ推計しています。自治体における食品ロス量の把握については、統一的な方法が確立されていない状況ですが、国の推計した食品ロス率等を用いて県における食品ロス量を試算すると、年間約 30 万トン（平成 29 年度）の食品ロスが発生していると推計されます。

食品ロスの発生状況（推計）

単位：万トン

	全国			千葉県		
	事業系	家庭系	合計	事業系	家庭系	合計
平成28年度	352	291	643	16.2	14.3	30.5
平成29年度	328	284	612	15.4	14.3	29.7

《消費期限と賞味期限の違いを理解して、食品ロスの削減につなげましょう》

消費期限

この期限を過ぎると食べない方が良い期限です。年月日で表示され、傷みやすいお弁当やサンドイッチ、生めん等に記載されます。

賞味期限

おいしく食べることができる期限で、この期限を過ぎると食べられないということではありません。

３ヵ月を超えるものは「年月」、３ヵ月以内のものは「年月日」で表示されます。日持ちのする、スナック菓子やカップ麺、缶詰等に記載されます。

消費期限と賞味期限のイメージ

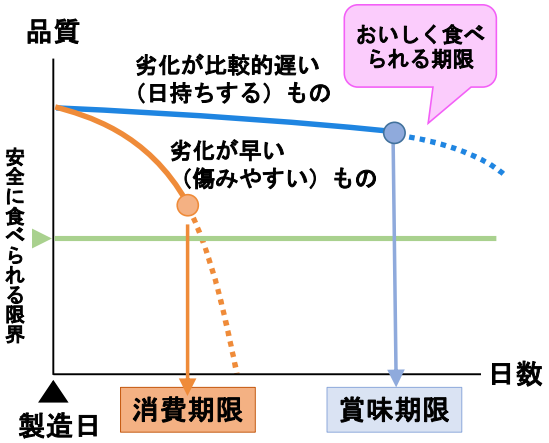

～コラム～

《食材の使い切り・料理の食べきりを進めよう》

野菜丸ごと１個や大容量の商品など、一度では使い切れない食材は、そのまま使うことなく傷んだり、冷蔵庫で保管する間に消費期限切れを迎え、廃棄してしまうことがあります。

正しい保存方法を知り、食材を長持ちさせることや、食材の使い切りレシピや余った料理のリメイクレシピを活用することで、食材の廃棄や食べ残しをなくし、食品ロスを減らすことができます。

【家庭でできる取組】
・使う分だけ購入する
・食材に合った保存方法を知る
・作りすぎない工夫
・冷蔵庫の整理整頓
・リメイクレシピの活用

《使い切り・食べきりは家計にも優しい取組です》

日本では、年間約 612 万トン（平成 29 年度国推計）の食品ロスが発生しており、国民一人当たりでは約 50kg/年。毎日お茶碗１杯分（132g）の食べ物が捨てられていることになります。

家庭における食材の使い切りや食べきりを実践することは、食品ロスの削減だけでなく、無駄な出費を減らすことができる、家計にも優しい取組です。

例えば、お茶碗１杯分（132g）の食品ロスを減らすことは、約 5,000 円/月の節約になります。
※コンビニエンスストアのおにぎり（110g、１個 130 円）で金額換算。

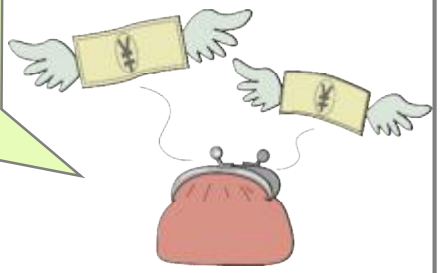

Ⅰ－３　市町村と連携した３Ｒの推進

一般廃棄物の減量化や資源化をさらに進めていくためには、県と市町村とで連携した取組が必要です。 ごみ処理有料化や分別収集の促進等、地域住民の理解が不可欠な取組を進めるためには、他自治体の先行事例等を参考にすることも有効なことから、県は各種情報の収集等を行い、研修会等の機会を通じ市町村へ情報提供や助言等を行います。

また、現在、国において、プラスチック資源循環戦略に基づき、家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル等について検討がされており、今後の市町村の処理体制等に影響を及ぼすことも考えられることから、国の動向を注視しながら、必要な検討等を行います。

≪主な取組≫

○ ごみ処理有料化の促進【循環型社会推進課】

ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び費用面からの廃棄物排出に係る意識改革を進めるため、市町村を対象とした廃棄物対策清掃事業研修会を開催し、先進的な取組の情報提供や助言を行い、排出抑制の経済的インセンティブを活用した、ごみ処理の有料化を支援します。

○ 分別排出の徹底【循環型社会推進課】

ごみを削減するため、県民に向けて分別排出の必要性やメリット（ごみ処理費用の軽減、自治会等の回収による地域への還元）を周知するとともに、市町村の分別に関する情報を県ホームページで公開し、分別の意識高揚を図ります。

近年、外国人居住者が増えている地域も多く、多言語に対応した分別パンフレットの配布等を行っている市町村もあります。今後も外国人居住者の増加が見込まれるため、分別ルールの伝達方法等について市町村と課題を共有しながら効果的な方法を検討します。

○ 分別収集の促進【循環型社会推進課】

可燃ごみの中に含まれている容器包装廃棄物や紙類等の資源ごみの分別収集を促進するため、「千葉県分別収集促進計画」に基づき、市町村等に対し情報提供を行うなど、市町村等の分別収集促進に向けた活動を支援します。

また、国においては、プラスチックの「一括回収」が検討されるなど、今後の制度改正等によっては市町村等の処理体制に影響を及ぼす可能性があることから、国の動向を注視しながら、必要な検討等を行います。

さらに、容器包装リサイクル制度の円滑な運用を図るため、分別収集・選別保管に要する費用、再商品化費用に係る市町村負担分のあり方など、制度の改善等について市町村と連携して国へ要望・提言を行います。

○ 事業系一般廃棄物の削減対策の促進【循環型社会推進課】

ごみの約３割を占める事業系一般廃棄物について、排出実態等の調査を進めるとともに、市町村が効果的に削減対策に取組むための「事業系一般廃棄物の削減対策指導ガイドライン」（平成 28 年３月）を活用し、市町村との連携を図ります。

また、県内市町村における、多量排出事業者への指導の取組（減量・資源化計画の作成指導、立入検査、優良事業者のホームページへの掲載等）の先進的な取組の情報提供を行います。

さらに、千葉県環境衛生促進協議会の意見交換会において、事業系一般廃棄物の削減対策の協議、情報提供等を行います。

○ 市町村との意見交換会・研修会の実施【循環型社会推進課】

一般廃棄物の処理に当たって先進事例などの情報を共有し、今後の施策の検討に反映するため、市町村との意見交換会や廃棄物処理に関する法令等に関する研修会を開催します。

～コラム～

《剪定枝等の再資源化事業（千葉市）》

千葉市では、平成 29 年度から家庭から発生する剪定枝等（木の枝・刈り草・葉）の資源化事業を開始しています。月２回の収集日にごみステーションに出されたものを収集し、民間事業者による中間処理（破砕）後、発電やボイラーの燃料チップや敷料などに利用されています。令和元年度の収集量は 5,837 トンと、焼却ごみの削減及び再資源化に効果を発揮しています。

《雑がみリサイクル袋の作成・配布（印西市）》

印西市では、雑がみの分別の普及に向けた手法として「雑がみリサイクル袋」の作成・配布を実施しています。作成を、千葉県立湖北特別支援学校に依頼し、出前講座や環境フェスタ、市役所ロビーなどで配布しています。市のホームページにも作り方を掲載しており、雑がみの分別収集へ向けた取組を進めています。

～コラム～

《市ごみ指定袋への広告の掲載（館山市）》

館山市では、財源確保の一環として、平成 29 年度から市のごみ指定袋に広告を掲載しています。ごみ指定袋は、買う時、使う時、ごみ出し等で目にする機会も多いため、広告によるＰＲ、イメージアップ効果が期待できます。

Ⅰ－４　排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組促進

事業者は、『もの』の製造、流通、販売などの事業活動に伴い排出される廃棄物について、社会的責任を果たす上から、廃棄物の排出抑制・資源化及び適正処理に取り組むことが求められています。

廃棄物の排出事業者が処理責任を適切に果たし、廃棄物の排出抑制や資源化に向けて自主的に取り組めるよう、関係部局と連携して啓発や指導を行います。

≪主な取組≫

○ 多量排出事業者による排出抑制等に関する指導の実施

【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

多量排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づいて提出される産業廃棄物処理計画、処理実施状況報告等について、県ホームページでの情報公開を行い、事業者による自主的な廃棄物の減量化、再資源化を促します。

また、処理計画の提出時や立入検査時等には、事業者自らが産業廃棄物の減量等に関する情報を積極的に公表することを促進するとともに、廃棄物の排出抑制や循環的な利用に関する指導を行います。

○ 中小排出事業者に対する排出抑制･減量化に向けた普及啓発の実施

【環境政策課、循環型社会推進課、廃棄物指導課】

中小排出事業者に対するごみの排出抑制・減量化に向けた取組として、ISO14001 の認証の取得に向けたセミナーの後援、エコアクション 21 への取組を推奨し、中小排出事業者における廃棄物の排出抑制･減量化､資源化に対する意識の向上と法令の遵守を推進します。

また、業界団体等の講習会や県ホームページ等での情報の提供、排出事業者への立入調査を行います。

○ 排出事業者による適正な委託処理の確保【廃棄物指導課】

関係部局と連携し、排出事業者に対して立入検査等を行い、廃棄物の適正な処理委託やリサイクルに必要な委託費用の負担等の指導を行うとともに、排出事業者団体等の講習会

において普及啓発を行います。

Ⅰ－５　循環資源等の利活用の促進

環境への負荷の低減を図りながら、廃棄物が適正に再生利用され、かつ、円滑に循環・利用されていくためには、廃棄物を積極的に循環利用する『循環産業』の果たす役割は非常に大きく、その活性化は安定的な適正処理の確保に加え、経済の活性化にもつながります。

また、循環型社会への転換を進めるためには、リサイクル製品の品質向上や市場ニーズを踏まえた製品開発のほか、適正なリサイクル製品が継続して利用される環境を整えることが必要です。

先進的なリサイクル技術の情報の収集・普及促進などを通じて、『循環産業』の活性化を図るとともに、関係団体や市町村などと連携を図りながら、リサイクル製品の公共工事での利用など、循環資源がより一層利用されるような取組を推進します。

≪主な取組≫

○ グリーン購入の推進【環境政策課】

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを購入する「グリーン購入」を普及促進し、毎年度定める「環境配慮物品調達方針」に基づき県自ら率先して実行します。

○ 溶融スラグの利用の促進【技術管理課、循環型社会推進課】

県や市町村の公共工事において、一般廃棄物の処理過程で生成される溶融スラグの利用を促進するなど、溶融スラグの利用先の確保に努めます。

○ 建設副産物に係る再生利用等の促進【技術管理課】

国土交通省が策定した建設リサイクル推進計画に則り、再生資材の利用事例の収集、情報の周知を図るとともに、建設副産物の再生資材の利用促進を図ります。

○ 下水汚泥等の資源化利用の推進【下水道課、企業局】

下水汚泥について、建設資材の原料等としての有効利用を推進するとともに、固形燃料化や消化ガス発電など未利用エネルギーの具体的な活用方法を検討します。

また、上水道・工業用水道の浄水発生土については、千葉県営水道事業中期経営計画等に基づき、セメント原料・軽量骨材原料としての資源化利用等を推進します。

○ 畜産廃棄物の活用方法の検討【畜産課】

動物のふん尿等の畜産廃棄物について、環境への負荷の低減に努めながら、畜産廃棄物の処理における副産物の抽出、燃料（エネルギー）利用等への取組を推進します。

○ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進【生産振興課】

千葉県農業用廃プラスチック対策協議会等と連携し、適正排出の啓発指導を行い、

農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。

○ 民間施設活用の促進【循環型社会推進課】

市町村におけるプラスチック等の資源化を進めるため、市町村が民間事業者を活用できるように、資源化施設を有する民間事業者の情報提供を行い、民間事業者とのマッチングを支援していきます。

○ 循環産業の構築に向けた関係団体との連携の強化【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

排出事業者と先進的なリサイクル技術を有する処理業者や、エコタウン事業者と排出事業者、リサイクル製品利用者等とのマッチングを関係団体と連携して実施します。

特に、プラスチック資源の分別・再生利用が進むように、プラスチックの排出事業者やリサイクル業者、リサイクル製品を利用する事業者のマッチングを支援していきます。

また、関係団体等が実施する研修会への講師派遣など、リサイクルの促進に向け、関係団体と連携した取組を実施します。

○ 廃プラスチックのリサイクル技術等の情報提供【循環型社会推進課】

産業と技術革新の基盤づくりについては、ＳＤＧｓのゴールの一つとされています。国においてはプラスチック資源循環戦略に基づき、高度なマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを含めたプラスチック資源のリサイクル技術の開発等に向けた支援を検討していることから、各種情報を収集し、リサイクル業者等に対し情報提供を行います。

○ バイオマス資源の活用の推進【循環型社会推進課】

県内に豊富に存在している家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマスを有効活用するため、千葉県バイオマス活用推進計画に基づいて、バイオマス資源の活用に必要な基盤の整備等を推進していきます。

また、研修会の開催やイベント等への出展により、バイオマス発電設備の導入やバイオマスプラスチックのマテリアル利用などの、バイオマス利活用に関する普及啓発を行い、県民の意識の醸成や事業者間の技術交流の促進を図ります。

～コラム～

《生ごみの堆肥化（栄町）》

栄町では、家庭から排出される生ごみの堆肥化モデル事業を実施しています。令和２年度は、レジ袋などのビニール袋に入れた生ごみを、民間事業者が回収し、剪定枝や草をチップ化して混ぜ、熟成させて堆肥を作っています。堆肥は、町内の無人販売所での販売のほか、協力団体、町民に無償配布されています。

Ⅰ－６　効果的なリサイクルの推進（各種リサイクル法の遵守の指導）

容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法といった各種リサイクル法への対応について、県民や事業者への積極的な取組や理解を促すとともに、県内のリサイクル状況の把握に努めます。

また、各種リサイクル法に基づく指導を徹底し、リサイクルの促進を図ります。

≪主な取組≫

○ 容器包装リサイクル法【循環型社会推進課】

家庭からの分別排出、市町村の分別収集、事業者によるリサイクルが円滑に行われるよう啓発を行い、それぞれの取組を推進するとともに、分別収集報告をとりまとめ、国への報告を行います。

なお、容器包装以外のプラスチックを含めた一括回収については、国の動向等を踏まえ、効率的なリサイクルの推進に向けて市町村と連携するとともに、必要に応じて国へ要望・提言を行います。

○ 家電リサイクル法【循環型社会推進課】

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、市町村での実施状況の把握、適正排出・資源としての有効利用を推進します。消費者である県民や事業者へ適正排出の啓発を行うとともに、不法投棄の防止への関連部門や関係団体、市町村との連携、情報の共有を図ります。

○ 小型家電リサイクル法【循環型社会推進課】

携帯電話をはじめとする小型家電については、有用金属の活用とともに有害物質の適正処理の観点からも適切に回収し、処理・再資源化することが求められています。使用済小型電子機器等の回収については、県民への情報提供や市町村に対し先進事例などの情報提供や助言を行うことにより、回収体制の構築・維持を支援します。

○ 建設リサイクル法 【技術管理課】

「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する指針」に基づき、「千葉県建設リサイクル実施要領」を制定し、適切な分別解体等や再資源化を推進しています。

法令違反の未然防止や分別解体等の適正な実施を確保するため、届出済みシールの交付、事業者を対象に建設リサイクル法及び建設副産物対策について周知する「出前説明会」、建設部局等による現場パトロールの実施、指導のほか、関係者間における情報共有を図るための担当者会議を実施し、法令等の迅速な情報伝達、取組の実効性の確保を図ります。

○ 自動車リサイクル法【廃棄物指導課】

自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者は、使用済自動車の再資源化等を適正かつ

円滑に実施することが義務付けられていることから、立入検査の実施等により登録・許可業者に対する指導を徹底し、使用済自動車のリサイクルの推進を図ります。

○ 食品リサイクル法【安全農業推進課】

食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の認定については、国で実施しており、県内では 19 件（令和２年 10 月現在）が認定されています。

Ⅰ－７　環境学習の推進

県民一人ひとりが、地域の環境や資源循環に関心を持ち、自発的にごみの排出抑制や分別排出など３Ｒに取り組んでいくよう、多様な学習機会の提供を進めます。

≪主な取組≫

○ ３Ｒの推進に関する多様な学習機会の提供【循環型社会推進課】

学生や活動団体、市町村等と連携し、３Ｒの推進に関するイベントの開催、学校や地域等で行う環境学習の場への講師派遣、環境月間ポスターコンクールの実施等、多様な学習機会の提供に努めるとともに、県ホームページやＳＮＳの活用等、時代のニーズに合わせた柔軟な手法での学習機会の充実を図ります。

Ⅱ　適正処理の推進

Ⅱ－１　排出事業者における適正処理の促進

排出事業者が処理責任を適切に果たすためには、数多い産業廃棄物処理業者の中から、廃棄物の種類や処理方法等に応じて、適切に処理できる業者を選ぶとともに、遵法性や事業の透明性が高く信頼できる業者を選定していく必要があります。

また、排出事業者は、自らが排出した廃棄物について、リサイクルや最終処分までの一連の流れが適正に行われたことを把握しなければなりません。

そのため、排出事業者が処理責任を果たせるよう、優良な産業廃棄物処理業者の育成や必要な情報の提供等に努めます。

≪主な取組≫

○ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の普及促進【廃棄物指導課】

電子マニフェスト制度は、不適正処理の防止や原因者の特定の迅速化につながるなど、産業廃棄物の適正処理を進める上で効果的な制度であり、事業者にとっても情報管理の合理化や業務の簡素化に役立つことから、各事業者に対し関係団体と連携して情報提供等を行いうなど、同制度の普及促進に努めます。

また、平成 29 年度の廃棄物処理法の改正により、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の特別管理産業廃棄物の処理における電子マニフェストの使用が義務付けられていることから、対象事業者への電子マニフェストの導入指導を徹底します。

○ 優良産廃処理業者認定制度の活用【廃棄物指導課】

排出事業者が優良で信頼できる処理業者を選定できるようにするため、優良産廃処理業者認定制度（平成 23 年４月運用開始）を活用し、処理業者の育成に努めます。

排出事業者による処理業者の選定に寄与するため、自主的な情報公開に向けた事業者への指導や優良産廃処理業者に関する情報の公表を行います。

○ 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進

【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

建設廃棄物は、建設リサイクル法の施行により再生利用率が向上したものの、依然として不法投棄される事例が見受けられ、適正処理の徹底を進める必要があります。

資源の有効利用や不適正処理の未然防止を図るため、発生から処分までを一元的に把握する仕組みづくり等について検討を進めるとともに、建設リサイクル法と廃棄物処理法との連携について、必要に応じて国等への働きかけを行います。

Ⅱ－２　有害廃棄物の適正処理の推進

ＰＣＢ廃棄物、アスベスト廃棄物、感染性廃棄物、水銀廃棄物等の有害廃棄物は、不法投棄や不適正処理が行われた場合に、生活環境や人体への深刻な影響が懸念されることから、特に適正な処理が求められます。有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、排出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報の提供を行います。

なお、ＰＣＢ廃棄物については、ＰＣＢ特別措置法により定められた高濃度ＰＣＢ廃棄物の期限内の適正処理に向けて、ＰＣＢ廃棄物の保管事業者に対する処分指導を徹底します。

≪主な取組≫

○ ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課】

国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」及び「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく、未把握のＰＣＢ廃棄物等を把握するための掘り起こし調査及びフォローアップ調査を令和３年度末までに完了させます。

把握したＰＣＢ廃棄物については、処分期間内の適正処分完了のため、保管事業者への立入検査等による届出及び処分指導を徹底します。

ＰＣＢ廃棄物の期限内処分に関しては、ＰＣＢ廃棄物に対する事業者の認知・理解に加え、事業者の負担感を軽減させることも重要であることから、国において効果的な広報活動及び事業者の処分費やＰＣＢ不使用機器への更新費用に対する更なる負担軽減策等を講じるよう引き続き要望するとともに、近隣自治体と連携して周知・啓発を行います。

○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課】

アスベスト廃棄物の適正な処理を徹底するため、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等を所管する関係機関や関係団体との連携を図りながら、事業者に対し必要な情報の提供を行うとともに、指導を徹底します。

また、アスベストが使用されていることが多い古い建築物が、2028 年頃に解体のピークを迎えるとされており、今後、アスベスト廃棄物の発生量の増加が見込まれることから、アスベスト廃棄物を処理する無害化認定事業者を増やす等の適正処理体制の確保について、引き続き国に要望していきます。

○ 感染性廃棄物等の適正処理の推進【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

感染性廃棄物については、関係団体との連携を図りながら、排出事業者に対し立入調査を行い必要な指導を行うなど、その適正な処理を促進します。

また、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症への対応として、国が策定した「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等により、感染性廃棄物等について、排出事業者及び処理業者に対し適正な処理や取扱いを指導するほか、市町村等に対しても必要な情報の提供等を行います。

さらに、感染症発生時においても、事業者等との連携により、安定的な適正処理の継続を推進します。

○ 水銀廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課、循環型社会推進課】

水銀使用廃製品の適正処理について、関係団体が実施する研修会へ講師の派遣、県ホームページ等を通じた周知徹底や指導を行うとともに、市町村や事業者団体等と連携して水銀使用廃製品の適正な回収を促進します。

Ⅱ－３　再生土の適正利用の推進

県内においては、建設汚泥等の産業廃棄物をリサイクルして土地造成用の資材とした再生土による埋立てが広く行われています。県では、再生土の埋立てによる周辺の生活環境への影響を防止し、適正な埋立ての確保を図るため、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」（以下「再生土条例」という。）を制定し、平成 31 年４月に施行したところです。

≪主な取組≫

○ 再生土条例の適正な運用【廃棄物指導課】

再生土条例で新たに設けられた再生土の崩落等の防止措置及び環境影響の防止措置の基準を遵守させるため、届出書の審査及び県職員立会いによる定期検査に加えて、監視パトロールと立入検査を随時実施します。また、不適正な埋立て事案に対しては、条例及び廃棄物処理法に基づいて厳正に対処することにより、再生土の適正な利用を推進していきます。

Ⅱ－４　環境美化意識の向上と実践活動の推進

ごみの散乱は景観を損ねるだけでなく、腐敗や悪臭などにより生活環境に支障を及ぼすおそれもあることから、未然に防止することが重要です。

市町村等の関係機関・団体と連携を図りながら、環境美化に関する情報を積極的に提供する等、環境美化意識の向上を推進します。

≪主な取組≫

○ ごみの散乱等の防止対策の促進【循環型社会推進課】

市町村等関係機関・団体と一体となり、環境美化意識の向上のため、環境月間における取組を推進するとともに、市町村のポイ捨て防止に向けた取組状況について、県ホームページを通して「ポイ捨て防止条例」の制定状況等の情報提供を行うなど、普及啓発に取り組みます。

空き缶やタバコの吸殻等の投げ捨てを禁止する「ポイ捨て防止条例」は、多くの市町村で制定されており、こうした取組が促進されるよう、未制定市町村に対し、必要に応じて情報の提供や助言を行います。

Ⅱ－５　海岸漂着物の処理の推進

海岸の良好な景観や多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海岸環境を図るためには、海岸等に漂着した流竹木やプラスチック等のごみについて、適正かつ円滑に処理する必要があります。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」及び同法を踏まえた「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、県・海岸管理者等・市町村・民間団体等が相互に連携・協力し、海岸漂着物の回収・処理と合わせて、効果的な発生抑制対策を推進します。

≪主な取組≫

○ 海岸漂着物の回収・処理の推進【循環型社会推進課、漁港課、河川環境課、港湾課】

平成 23 年２月に策定（令和２年 12 月改定）した千葉県海岸漂着物対策地域計画に基づき、県・海岸管理者等・市町村・民間団体等が相互に連携・協力し、海岸漂着物の円滑な回収・処理を行います。

特に、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物の円滑な回収・処理を行います。

○ 海岸漂着物の発生抑制対策の推進【循環型社会推進課】

海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れによる流下物が主であることから、海岸を有する地域のみならず、すべての県民に、３Ｒの推進、海洋プラスチックごみ問題、生活系ごみや事業系ごみの不法投棄・ポイ捨て防止等について普及啓発を行うなど、海岸漂着物の発生抑制対策を推進します。

Ⅱ－６　不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施

産業廃棄物がいったん不法投棄されると原状回復は困難であり、周辺の自然環境や生活環境への支障が生じるおそれがあり、投棄された産業廃棄物の種類や性状によってはその影響は深刻となるため、不法投棄を未然に防止することが大切です。

また、廃棄物の不適正処理が行われた場合には、行為者に対して適正な処理を行う等の必要な指導を行うとともに、悪質な行為者に対しては、廃棄物処理法に基づく行政処分等を行います。

不法投棄等の不適正処理により県民の生活環境への支障が懸念されることから、行為者等に対して適正撤去を指導するとともに、行為者等が判明しない場合等で、著しい支障が認められる場合には、行政代執行による支障除去対策を実施します。

≪主な取組≫

○ 不法投棄等の監視指導体制の整備【廃棄物指導課】

不法投棄等の早期発見、早期対応を図るため、24 時間・365 日体制での監視パトロールの実施及び通報受付体制を整備するとともに、市町村職員への立入検査権限の付与などにより、市町村や関係機関と連携を図りながら不法投棄等の防止に努めます。

○ 不適正処理に対する指導の徹底等【廃棄物指導課】

不適正処理が行われた場合には、行為者に対して早急に適正な処理を行うよう指導を徹底するとともに、悪質な行為者等に対しては、行政処分を行い、その情報を公表します。

○ 不法投棄等廃棄物の撤去指導等の徹底及び支障除去対策の実施【廃棄物指導課】

廃棄物が不法投棄された場合には、その行為者・排出事業者の特定に努め、適正な管理の徹底、適正撤去、処分などの指導を行います。

また、不法投棄等の不適正処理された廃棄物が、周辺環境へ新たな支障を生じさせないように当該区域の状況を把握します。

行為者等による撤去が不可能となり、残存している不法投棄現場においては、環境調査等の結果、生活環境へ著しい支障が認められる場合、県が行為者等に代わって支障除去対策を実施します。

Ⅱ－７　原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応

福島第一原子力発電所事故により発生した放射能濃度が 8,000Bq/kg を超え、環境大臣の指定を受けた指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法の規定により、国が責任をもって処理することとされています。平成 27 年４月に、国は、市町村長会議等での議論を経て確定された選定手法に基づき、長期管理施設の詳細調査候補地を選定しましたが、詳細調査が実施できない状況が続いています。

また、放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できることとされていますが、放射能に対する処分場周辺の住民や事業者の不安などにより、最終処分が滞るケースが見受けられます。

放射性物質を含む廃棄物が、速やかに処理されるよう国に対して求めていくこと等により、適正かつ円滑な処理を促進します。

≪主な取組≫

○ 指定廃棄物の処理の促進【循環型社会推進課】

指定廃棄物について、国の責任において安全・安心かつ速やかに処理されるよう国に対して働きかけていくなど、処理の促進を図ります。

○ 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の促進【循環型社会推進課】

放射性濃度が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の安全性や処理方法について、国民の理解を得るため、正確かつ分かりやすい説明や普及啓発を行うなど、円滑な処理に向けた対策を講じるよう国に対して要望します。

Ⅱ－８　処理困難物や高齢化社会等への対応

廃棄物の処理は、日々の生活や経済活動を支える重要な社会インフラであることから、災害時や感染症発生時においても、安定的な業務の継続が求められます。そのため、市町村においては、廃棄物処理事業継続計画を策定するなどして、処理体制を確保することが必要です。

近年では、リチウムイオン電池や太陽光パネル等の処理困難物が排出されており、今後、廃棄物処理体制への影響が懸念されます。市町村においては、民間事業者を活用するなどし、適正に処理する必要があります。

また、高齢化社会の進展に伴い、日々のごみ出しに課題を抱える世帯が増えてきており、こうした傾向は今後も続くと見込まれます。さらに、使用済み紙おむつや在宅医療及び遺品整理等に伴って発生する廃棄物の増加も予想されるなど、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築が求められます。

≪主な取組≫

○ リチウムイオン電池等の処理困難物の適正処理【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が増加しており、これらが廃棄物となって処理される際に火災事故等が発生しています。安全かつ適正に処理するためには、分別して排出されることが必要となります。

そこで、家庭から排出されるリチウムイオン電池については、市町村を通じ、県民に分別排出の徹底を周知するとともに、その他の処理困難物については、実態の把握に努め、必要な助言等を行います。

また、事業所等から排出されるリチウムイオン電池については、排出事業者等に対して研修会や立入検査等の機会を通じて、分別排出の徹底を周知します。

○ 太陽光パネルの適正処理【環境政策課、循環型社会推進課、廃棄物指導課】

太陽光発電の導入拡大に伴い、将来的に、太陽光パネルが大量に排出されることが懸念されます。また、鉛など有害物質を含有している可能性があることに留意し、適切に処理されることが必要です。

このため、使用済みとなったパネルのリユース、リサイクル及び適正な処分について、円滑に実施するための技術や仕組みなどを早期に確立するよう国に対して要望するとともに、県としても、関係者や先行事例等から情報を収集し、必要な対応について検討していきます。

○ 高齢化社会への対応【循環型社会推進課】

家庭からのごみ出しに係る支援の施策について、市町村の現状を把握するとともに、国のごみ出し支援のモデル事業や他地域の先進事例の情報を収集し、市町村等に対し情報提供等を行います。

また、今後増加が懸念される使用済み紙おむつや在宅医療、遺品整理等に伴って発生する廃棄物のリサイクルや適正処理について、必要な助言等を行います。

○ 廃棄物処理事業継続計画策定の促進【循環型社会推進課】

災害時や感染症発生時においても、安定的に廃棄物の適正処理を継続できるよう、市町村における廃棄物処理事業継続計画の策定に際して必要な助言等を行います。

Ⅲ　適正処理体制の整備

Ⅲ－１　一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理

市町村の一般廃棄物処理施設については、多くの施設で老朽化が進んでいます。ごみの排出状況や変化を踏まえつつ、地球温暖化対策に配慮した施設の整備・更新や適正な維持管理を進めていく必要があります。

≪主な取組≫

○ 省エネルギー・創エネルギーを念頭に置いた施設整備の促進【循環型社会推進課】

地球温暖化対策の観点から、焼却処理に伴い生じる熱エネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設や熱回収施設の導入を促進するとともに、発電した電気や回収した熱を地域で利活用する廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を促進します。

循環型社会形成推進交付金制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備や、CO_2排出量削減に向けた基幹的設備改良事業に関し、市町村への必要な情報の提供や助言を行います。

○ 市町村における廃棄物処理施設の整備の促進【循環型社会推進課】

ごみ処理に要する費用の縮減を図りつつ、既存の廃棄物処理施設の徹底した活用を図るため、市町村等が行う既存施設の計画的な整備や長寿命化工事に必要な情報の提供や助言を行います。

○ 一般廃棄物処理施設の適正な運営の確保【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

市町村等による一般廃棄物処理施設の運営に当たっては、生活環境への支障が生じないよう廃棄物処理施設における焼却灰や放流水等の分析検査、立入検査等により、施設の適正な運営が確保されていることを確認します。

○ 一般廃棄物処理施設の維持管理情報の公表【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

施設の維持管理情報等を公開することは、処理施設に対する県民の理解を得ることや不信感・不安感を払拭する上で大切なことです。廃棄物処理施設への立入検査等の機会を通じて、施設管理者等に対し積極的な情報公開を働きかけます。

Ⅲ－２　ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

ごみ処理の広域化等については、平成９年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成９年５月 28 日付け衛環第 173 号）が国から通知され、県においては平成 11 年３月に、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止やマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルの推進等を目的とする「千葉県ごみ処理広域化計画」を策定しました。当該計画では、計画策定時に 55 施設ある焼却施設を、平成 19 年度までに 40 施設にすること等を目標としており、計画を基に施設の集約化等が進められた結果、令和２年度末現在、県内では 41 の焼却施設が稼働しています。

こうした中で、国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成 31 年３月 29 日付け環循適発第 1903293 号。以下、本項において「国の通知」という。）が通知され、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化等の様々な観点から、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示されました。

そこで、持続可能な適正処理の確保に向けた取組のひとつとして、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進します。

なお、本計画を「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付けることとし、計画期間は国の通知を踏まえ、令和３年度から令和 12 年度末までの 10 年間とします。また、検討の対象とする処理・施設については、当面、焼却処理・施設を対象とします。

≪主な取組≫

○　市町村等との意見交換【循環型社会推進課】

検討の対象となった市町村等と県とで意見交換を行うなどし、ごみ処理の広域化や施設の集約化の可能性を検討します。

なお、検討の対象とする市町村等については、今後 10 年間で処理施設（焼却施設）の更新等に向けた検討が開始されることが見込まれる市町村等としますが、市町村等から要望がある場合は、随時、検討対象とします。（表６－２－１、図６－２－１）

○　計画の見直し【循環型社会推進課】

検討期間の中間年度にあたる令和７年度は次期廃棄物処理計画の策定年度となることから、令和７年度までの検討結果を踏まえて、本計画の見直しを行います。

表６－２－１　検討対象の市町村等

市町村・組合	施設稼働年
館山市	1984年
松戸市	1995年
習志野市	2002年
柏市	1991年, 2005年
勝浦市	1985年
市原市	1984年, 1994年
流山市	2004年
八千代市	1989年, 2001年
鎌ヶ谷市（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）	2000年
八街市	2002年
いすみ市	1994年
大多喜町	いすみ市に処理委託
御宿町	1984年
香取広域市町村圏事務組合	1996年
長生郡市広域市町村圏組合	1996年, 1999年
佐倉市、酒々井町清掃組合	1987年, 1990年, 2005年

※　市町村等が設置するごみ処理施設等については、老朽化が進んでいるものや設置して間もないものなど様々な状況にあることから、検討の対象とする市町村等については、今後 10 年間で処理施設（焼却施設）の更新等に向けた検討が開始されることが見込まれる市町村等を検討の対象として抽出しました。

※　具体的には、以下のいずれかに該当する市町村等以外を対象としました。

① 2010 年度以降に設置された施設を有している市町村等。

② 新設または改良工事（2041 年度以降まで共用するもの。）が予定されており、既に調査や工事に着手済み、又は、令和３年度の循環型社会形成推進交付金を要望済みの市町村等。

図６－２－１　検討対象の市町村等（白色部分）

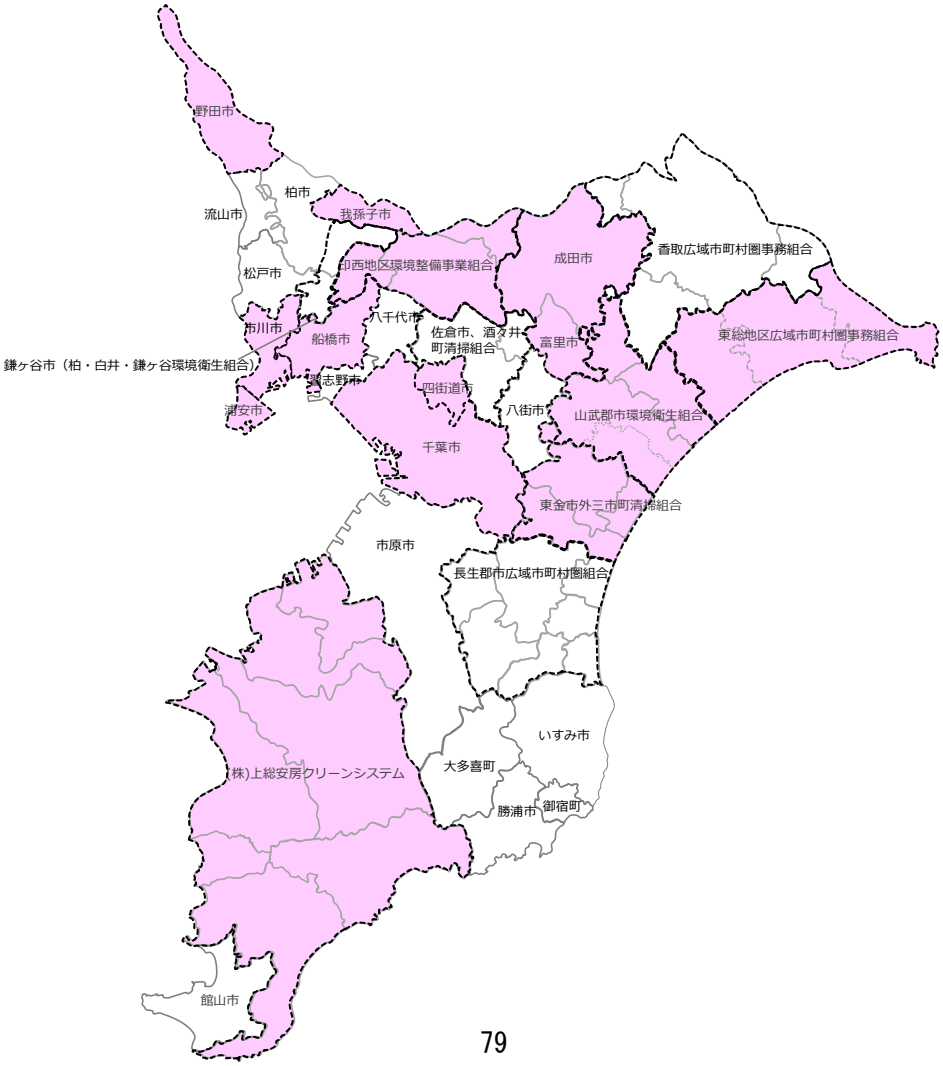

Ⅲ－３　産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理

産業廃棄物処理施設は、適正な廃棄物処理を確保する上で必要な施設であり、安全性を確保しつつ適切に整備されるとともに、生活環境への支障が生じないよう適正な維持管理を行う必要があります。

また、循環型社会の構築にもつながる熱回収による廃棄物処理の促進が必要です。

産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きを適切に行うとともに、適正な維持管理を確保するため、事業者に対し立入検査や必要な指導等を行います。

≪主な取組≫

○ 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進【廃棄物指導課】

産業廃棄物の焼却施設については、適正処理の確保を基本としつつ、地球温暖化対策の視点を踏まえ、循環型社会の構築に資するため熱回収施設認定制度の周知を図っています。県ホームページでの制度の情報提供を行うなど、今後も熱回収施設の促進に向けた制度の普及啓発に努めます。

○ 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保【廃棄物指導課】

産業廃棄物処理施設については、設置又は変更時の使用前検査や法に定める構造基準等の適合状況を定期的に確認する定期検査のほか、処分業許可の更新時等に行う立入検査により適正な維持管理の確保を図ります。

○ 維持管理情報の公表【廃棄物指導課】

施設の維持管理情報等を公開することは、処理施設に対する県民の理解を得ることや不信感・不安感を払拭する上で大切なことです。廃棄物処理施設への立入検査等の機会を通じて施設管理者等に対し積極的な情報公開を働きかけます。

Ⅲ－４　県全体における適正処理体制の整備

一般廃棄物の処理については市町村が主体であり、市町村等で焼却施設や資源化施設、最終処分場といった廃棄物処理施設の整備が行われていますが、資源化施設や最終処分場がない市町村においては、民間処理施設を活用することで適正処理体制を確保しています。

また、国において、家庭から排出されるプラスチック資源の一括回収等が検討されるなど、今後の　制度改正等によっては、市町村における資源化施設の強化等が求められます。

さらに、近年自然災害が頻発する中、災害廃棄物は一般廃棄物に分類されることから、市町村においては大量に発生することが想定される災害廃棄物についても、その適正処理が求められます。令和元年度の一連の災害で発生した大量の災害廃棄物については、円滑な処理を進めるため、市町村等の施設だけではなく、産業廃棄物処理業者の資源化施設や最終処分場を活用した処理を行ったところです。

このように、市町村においては、様々な課題に対応しながら、適正処理体制を確保することが求められます。

また、産業廃棄物処理施設については民間事業者による整備が基本ですが、適正処理や

資源化が困難な廃棄物の処理施設や、中小事業者のための処理施設等については、行政が関与した施設整備もひとつの選択肢と考えられます。

現在、富津市内に一般財団法人千葉県まちづくり公社が運営する公共関与の最終処分場（以下、本項において「富津地区処分場」という。）があり、中小事業者が排出した産業廃棄物等の埋立処分をしています。

≪主な取組≫

○ 一般廃棄物処理体制の検討【循環型社会推進課】

一般廃棄物の適正処理体制を整備する上では、市町村単独での処理だけではなく、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化等、市町村間での協力・連携した処理体制や民間施設の活用も考えられます。

県、市町村、廃棄物処理業者とで、一般廃棄物処理体制における課題や問題意識の共有を図り、新たな課題等の解決策や望ましい一般廃棄物処理体制等について検討します。

○ 公的関与の可能性の検討【循環型社会推進課】

産業廃棄物の再生利用や減量化の進展により最終処分量は減少傾向にありますが、適正処理を確保するうえで、最終処分場については今後も整備が必要となる施設です。県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量の状況などから、すぐに逼迫する状況にはなく、現時点で行政が関与した最終処分場の整備の必要性は低い状況ですが、計画段階から設置までに時間を要することや、大量の災害廃棄物が発生した場合は残余容量が大きく減少する可能性があること等を踏まえ、新たな施設整備の計画や残余容量の状況等を継続的に把握するとともに、公的関与による施設整備の可能性について、産業界の意見を聴きながら必要な検討を行います。

また、中小事業者が排出する産業廃棄物の長期安定的な埋立処分先となるよう、富津地区処分場の延命化についても検討します。

○ 県外から搬入される産業廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課】

「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、県外の排出事業者に対し県外産業廃棄物の千葉県内での最終処分について事前協議等を求めることにより、事業者責任を明確にして、産業廃棄物の適正処理を図るとともに、最終処分業者による処分計画書の作成等により計画的な処理を促進します。

Ⅲ－５　施策や制度の実施に関する国への提案・要望【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

廃棄物の適正処理を進める上で、新たな施策や制度が必要と考えられる場合には、近隣県や九都県市首脳会議などの関係団体と情報を共有、協力し、必要な制度改正や予算確保などについて、国等に対して提案・要望を行います。

Ⅳ　万全な災害廃棄物処理体制の構築

Ⅳ－１　平時からの備えの強化

災害時には、大量の廃棄物が発生するとともに、情報の伝達手段の途絶や処理施設の故障・緊急停止等のほか、道路脇等への不適正排出の増加などが生ずるおそれがあります。

令和元年の房総半島台風・東日本台風及び 10 月 25 日の大雨では、家屋損壊や浸水、土砂災害等により多様な災害廃棄物が大量に発生しました。

これらを踏まえ、災害発生時においても円滑な廃棄物処理が行えるよう、平時から災害による影響を想定し、災害廃棄物の処理体制の整備や国や近隣都県、市町村、廃棄物処理業者等との連携等を進めます。

≪主な取組≫

○ 一般廃棄物処理施設の強靭化【循環型社会推進課】

電力や熱供給設備を備える廃棄物処理施設等については、復旧活動の基礎となる施設としての役割も求められています。

また、自立分散型の電力供給や熱供給等による地域の防災拠点として十分に機能するため、一般廃棄物処理施設の耐震化や浸水対策等の整備に係る交付金の活用等について、市町村に対する助言・情報提供等の支援を行います。

○ 市町村における初動対応力の強化【循環型社会推進課】

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、初動時の対応が重要であり、そのためには平時の備えとして、仮置場予定地等を検討した災害廃棄物処理計画を策定しておく必要があることから、県内全市町村において、実効性のある計画が策定されるよう、支援を行います。

○ 人材の育成・確保【循環型社会推進課】

災害廃棄物処理計画や最新の知見について、平常時から県及び市町村職員に周知するとともに、災害時に県や市町村が策定している処理計画やマニュアルが有効に活用されるよう研修会等を継続的に行います。

また、国が設立した災害廃棄物処理支援員制度を活用し、県及び県内市町村等における災害廃棄物処理を経験した職員を登録するとともに、県内で大規模災害が発生した場合には、本制度に基づく支援体制を構築できるよう、人材を確保します。

○ 仮置場の検討【循環型社会推進課】

市町村に対し災害廃棄物発生量等に応じた仮置場候補地の確保を促進するとともに、市町村の想定を超える災害の発生等により、被災市町村での対応が困難な場合は、県有地を仮置場とする可能性も踏まえ、関係部局との調整を行い、候補地を選定します。

○ 千葉県災害廃棄物処理計画の見直し【循環型社会推進課】

災害廃棄物について、適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時の備え （体制整備等）、災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめた千葉県災害廃棄物処理計画を平成 30 年 3 月に策定しています。

関係法令等の改正、災害廃棄物処理における新たな課題や経験・知見等を踏まえ、適宜見直しを行います。

○ 関係団体との協定の見直し【循環型社会推進課】

災害時の支援協定を締結している千葉県産業資源循環協会、千葉県解体工事業協同組合及び千葉県環境保全センターと意見交換等を実施し、発災時の連絡先や課題及び連携体制等について検討し、必要に応じて見直しを行います。

○ 広域処理体制の整備【循環型社会推進課】

発災時に災害廃棄物処理のための広域連携体制を構築できるよう、大規模災害廃棄物対策関東ブロック協議会を通じて、近隣都県や国等と連絡調整、情報収集及び協力体制を整備します。

Ⅳ－２　発災時の迅速な対応

発災時においては、初動期の対応が重要であり、千葉県災害廃棄物処理計画、千葉県地域防災計画等に基づき、安全かつ適切な廃棄物処理体制を迅速に整えることができるよう、被災市町村の状況の把握とともに、関係団体への支援要請等を行います。

また、災害廃棄物の処理においては、減量化・資源化を推進し、最終処分量を低減するとともに、適切な処理を維持した上で、短期間での処理の完了を目指します。

≪主な取組≫

○ 廃棄物処理支援【循環型社会推進課】

県内の被災市町村に対して災害廃棄物の処理に関する支援・助言を行うとともに、市町村が災害廃棄物処理実行計画を策定する際に技術的な支援を行います。

また、県内市町村の被災状況を踏まえ、県実行計画を策定します。

○ 協力体制の構築【循環型社会推進課】

県内市町村の被災状況等について情報収集を行い、災害廃棄物の発生量や仮置場及び処理施設の状況、被災市町村からの要請等に基づき、県内他市町村や協定締結団体等への支援要請及び調整を行います。

また、広域処理が必要な場合には、国や他都道府県と協議の上、調整を行います。

７　計画の推進

７．１　各主体の役割

本計画の実効性を高め、取組の継続・定着を目指していくためには、県民、民間団体、事業者、廃棄物処理業者、市町村、県といった各主体が自らの役割を十分認識した上で、持続可能な循環型社会の構築に向けた積極的な取組を展開する必要があります。

また、各主体が個々に行動するだけではなく、各主体の知識や知見を活用し、相互にコミュニケーションを図りながら、連携・協働により取り組む必要があります。

本計画において各主体に望まれる基本的な役割は、次のとおりです。

（１）県民の役割

県民は、消費者であり、自らも廃棄物の排出者であることから、ごみの減量や分別、資源化等への取組を通じて、環境への負荷の低減に配慮する責任があります。

そこで、県民は商品の選択から使用、廃棄に至るまでの間、３Ｒの視点からライフスタイルの見直しに努めるとともに、市町村が行う分別収集への協力や自らが排出した廃棄物の適正処理のための費用を負担することが求められます。

また、地域の生活環境の保全を担う一員として、不法投棄等の監視・通報など不適正処理の根絶に向けた市町村及び県の施策に積極的に協力するとともに、環境学習や普及啓発事業に積極的に参加し、循環型社会に関する知識・意識の向上に努めることが期待されます。

（２）民間団体の役割

ＮＰＯ等の民間団体は、自ら循環型社会づくりに資する活動や県民の自主的な取組の推進役として市町村や県と協力し、取組等の普及啓発を図ることが求められています。

また、このような活動を通じて社会的な信頼性を高めるとともに、最新の情報の収集や専門的な知識の発信することにより、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を積極的かつ継続的に担うことが期待されます。

（３）事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

また、原料の選択、製品の設計、生産工程や流通過程、販売に際して、可能な限り廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に取り組み、併せて、廃棄物になった場合に適正処理が困難にならない製品の開発や、製品の適正処理方法の情報提供等により、適正処理が困難にならないようにすることが求められています。さらに、生産者として、製品の耐久性向上や修繕体制の整備などによる排出抑制、製品の設計や材質の工夫等により適正な循環的利用が行われるよう取り組むことも求められています。

なお、市町村及び県が実施する諸施策に対して積極的に協力することも期待されます。

（４）廃棄物処理業者の役割

循環産業の主な担い手である廃棄物処理業者は、排出事業者の協力のもと、廃棄物系バイオマス等の循環的利用や処理・処分の高度化等を進めつつ、事業活動に伴う環境負荷の低減や生活環境の保全に努めるとともに、社会活動の維持に不可欠なインフラの担い手として、災害時や感染症流行時などにおいても、安定的な処理体制を維持することが求められています。

また、積極的な情報公開を行うほか、県民から信頼される施設整備と維持管理を行うことも求められています。

さらに、県及び市町村が実施する諸施策に積極的に協力することが期待されます。

（５）市町村の役割

市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、区域内における一般廃棄物の発生抑制、分別、資源化等に関する取組の普及啓発や情報提供、幅広い世代への環境教育等を行うことにより、住民や事業者の自主的な取組を促進することが求められます。

また、分別収集の検討や一般廃棄物の再生利用先の確保等、収集運搬・処理処分体制の整備、排出事業者への指導に努め、適正処理やさらなる循環的利用に努める役割を担っています。

さらに、廃棄物を適正かつ効率的に処理するためには、地域間の連携や協力も不可欠であることから、市町村間における連携を図るとともに、県などと連携・協力し、施策を推進することが期待されます。

（６）県の役割

県は、発生抑制、分別、資源化等に関する普及啓発を県民へ行うとともに、事業者に対しては産業廃棄物の排出抑制や循環的利用の促進、適正処理の確保に関する指導監督や必要な情報の提供を行います。

市町村に対しては、各市町村における取組や現状等について把握し、意見交換会等において、情報の提供や技術的助言を行います。併せて、一般廃棄物及び産業廃棄物について、総合的、計画的な観点から、３Ｒ及び適正処理の推進に努め、持続可能な循環型社会の構築に向けた仕組みづくりや新たな施策などの検討を行います。

また、大規模災害等をはじめとする市町村や県をまたぐような事案の発生に対しては、市町村、近隣都県や国とも連携し、安全な廃棄物処理体制が維持できるよう努めます。

７．２　進行管理

本計画の進行管理については、マネジメントサイクル（ＰＤＣＡサイクル）の考え方に基づき、計画・施策の立案（ＰＬＡＮ）、施策事業の実施（ＤＯ）、定期的な施策事業の進捗状況の点検・評価（ＣＨＥＣＫ）、点検・評価を受けた施策事業の改善、計画の改定（ＡＣＴ）という一連の手続に沿って、県の施策の進行管理を実施していきます。

なお、進捗状況の点検・評価については、ごみの排出量等の推移を含め千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に点検結果を報告し、評価を受けるものとします。

その結果については、千葉県のホームページ等で広く公開し、県民、民間団体、事業者等から意見や提言を求め、施策事業等の改善に反映していきます。

図７－２－１　マネジメントサイクル（ＰＤＣＡサイクル）

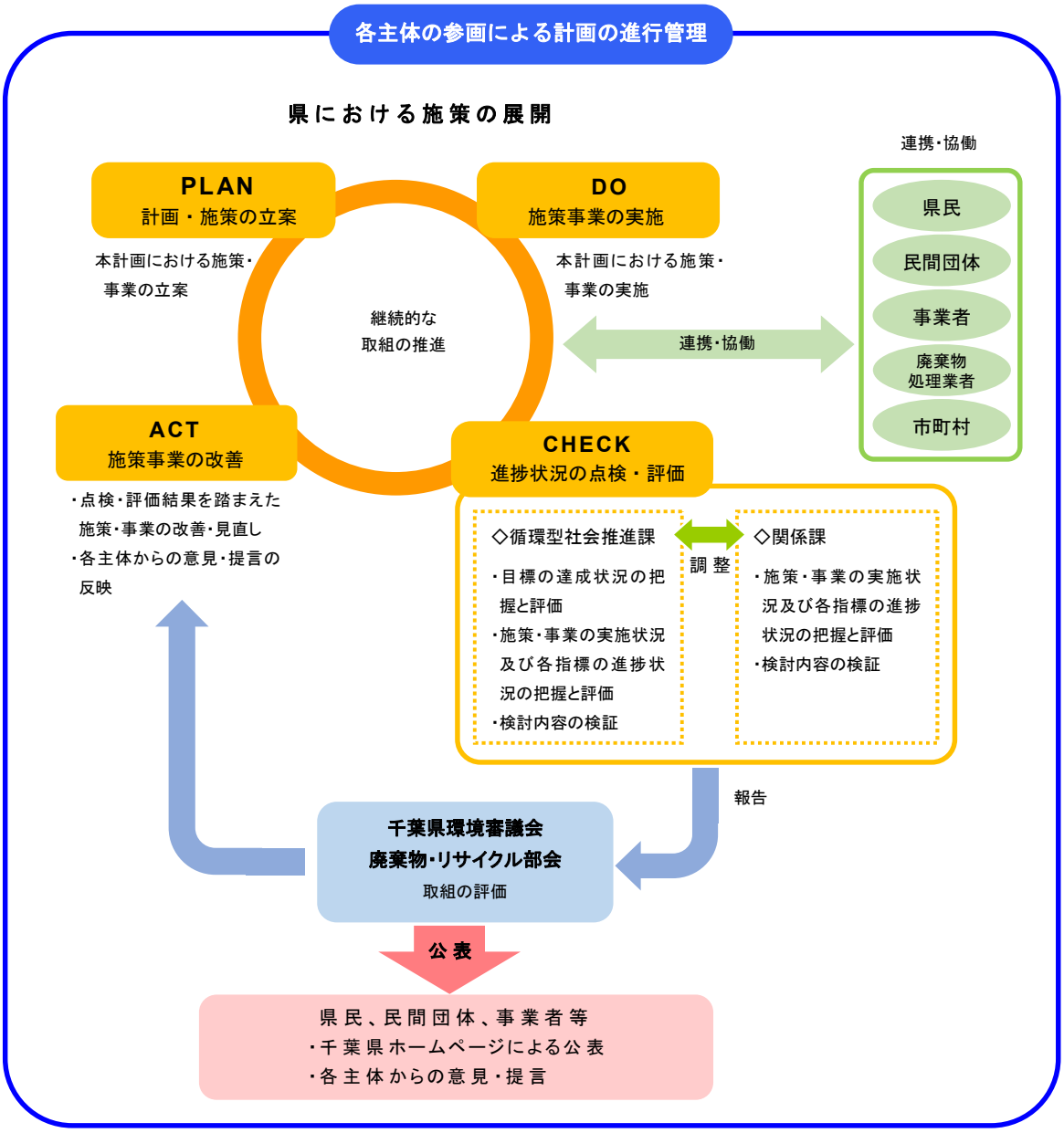

千葉県廃棄物処理計画

（資料編）

資料編目次

Ⅰ　国の基本方針 ----------89

Ⅱ　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について（事務連絡）-------111

Ⅲ　持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）----------113

Ⅳ　廃棄物に関するデータ----------120
　１　一般廃棄物 ----------120
　２　産業廃棄物 ----------124

Ⅴ　食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針----------130

Ⅵ　食品ロスの削減の推進に関する法律----------143

Ⅶ　第59回県政に関する世論調査の結果について----------149

Ⅷ　用語解説----------153

Ⅰ　国の基本方針

○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号
改正平成 17 年 5 月環境省告示第 43 号
改正平成 22 年 12 月環境省告示第 130 号
改正平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号

一　廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきた。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については、改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。

また、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「基本法」という。）における優先順位が高い２Ｒ（リデュース・リユース）の取組が遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えない状況である。

さらに、東日本大震災や、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要がある。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、基本法及び第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策に

おいては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル・全国レベルで低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として、地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要である。そのため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、さらに地域社会に貢献するものとなる。

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

1 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状

現状（平成 24 年度）における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。

一般廃棄物	排出量	４５
	再生利用量	９．３
	中間処理による減量	３１
	最終処分量	４．７
産業廃棄物	排出量	３７９
	再生利用量	２０８
	中間処理による減量	１５８
	最終処分量	１３

（単位 百万トン／年）

（注）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成三十二年度を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

(1) 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成 24 年度）に対し、平成 32 年度において、排出量を約 12%削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約 21%から約 27%に増加させるとともに、最終処分量を約 14%削減する。

また、平成 32 年度において、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする。

(2) 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成 24 年度）に対し、平成 32 年度において、排出量の増加を約 3%に抑制し、排出量に対する再生利用量の割合を約 55%から約 56%に増加させるとともに、最終処分量を約 1%削減する。

(3) その他の目標量

(1)・(2) の目標量の達成に資するため、以下の取組目標を設ける。

イ　家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成 25 年度 43 市町村） に対し、平成 30 年度において、200 市町村に増大させる。

ロ　特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）第二条第三項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物となったもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（平成 25 年度約 59%）に対し、平成 30 年度までに、100%まで増大させる。

ハ　使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（平成 25 年度約 43%）に対し、平成 30 年度までに、80%まで増大させる。

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

1 施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。)、家電リサイクル法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号)、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(1) 国民の役割

国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。以下同じ。）の削減に資する購買行動に努める。

また、商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するものとする。

さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し、使用済小型電子機器等の市町村等への引き渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。

(2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めるとともに、廃棄物処理法に基づく許可や再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量を行うことや、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託すること等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。この場合において、自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することが重要である。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努めなければならないものとする。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めるものとする。

(3) 地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

また、市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に後押しするよう努めるものとする。また、

再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努めるものとする。

また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてＰＦＩ（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第二条第二項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

さらに、市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする。また、特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めるものとする。また、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえ、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するものとする。都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。その際、廃棄物処理の広域化にあたっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとする。また、その区域内における産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進し、例えば、産業廃棄物の処理に関する知見を有する者の協力を得つつ、産業廃棄物の排出抑制、減量等について、とりわけ中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努めるものとする。また、産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督を実施し、厳格に法を執行していくものとする。さらに、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備することも検討する。

市町村及び都道府県は、地域で発生した廃棄物の種類によって適当な循環の範囲が異なることに十分留意しつつ、他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努めることが望ましい。また、一般廃棄物の適正な処理体制が

確保されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努めることとする。

(4) 国の役割

国は、各種法制度の整備及び適切な運用や、事業の効果的・効率的な実施を推進し、国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援し、関係主体の連携・協働の促進を図るとともに、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるものとする。

また、生活環境保全上支障のない確実な再生利用について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例措置や、製造事業者等による広域的な廃棄物の適正な処理について廃棄物処理法に基づく処理業の許可を不要とする特例措置、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例制度（以下「無害化処理認定制度」という。）の円滑な運用を図る。

さらに、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及等を通じ、技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。

産業廃棄物に関しては、緊急の必要がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体となって課題の解決を図るものとする。また、産業廃棄物処理業全体の詳細な実態について定量的に把握し、それを踏まえて、状況に即した適切かつ効果的な施策を更に進めていくものとする。ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、国は地方公共団体と連携しつつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設の整備及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成により、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。また、地方公共団体と連携し、未処理のポリ塩化ビフェニル廃棄物を網羅的に把握するとともに、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対し計画的な処理の必要性を周知徹底するなど、基本計画に基づく処理期限内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が一日でも早く完了するために必要な措置を講じる。併せて、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、無害化処理認定制度の活用等により、安全かつ効率的な処理を進めていくものとする。

水銀廃棄物について、国は、水銀使用製品が廃棄物となったものの適正な回収を促進するために、ガイドラインの策定等により、市町村に対する技術的な助言等に努めるものとする。また、市町村及び事業者団体等と連携した回収の枠組みの構築を図ることにより、水銀使用製品が廃棄物となったものの適正な回収を促進する。

廃水銀等については、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、その長期的な管理の徹底を図る。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づく、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針において位置付けられた産業廃棄物の処理に係る契約が、環境に配慮して適切に行われるように地方公共団体に対する周知等を行うものとする。

地球温暖化への懸念の中､循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するとともに、循環共生型の地域社会の構築に寄与するため、コベネフィット型技術の研究開発・普及や、廃棄物の再使用・再生利用の推進、廃棄物焼却処分時の熱回収など廃棄物エネルギーの地域での利活用促進の取組を更に進めていくものとする。

また、世界的な資源制約の顕在化を踏まえ、廃棄物の適正な処理の観点のみならず資源確保の観点にも視野を広げて、廃棄物の再生利用を推進していくことが重要である。

3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

(1) 一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物については、市町村が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、基本法に定められた基本原則を踏まえ、地域における一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策を適切に盛り込むとともに、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとすることが必要であり、一般廃棄物の発生量及び組成を把握した上で、その量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等､適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。

さらに、運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする。また、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

また、処分に関しては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会との統合的実現や循環共生型の地域社会の構築の観点も踏まえ、焼却処理量及び最終処分量の抑制、ダイオキシン類や温室効果ガスの排出

抑制等の環境負荷低減、廃棄物の地域特性及び技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育の効果についても考慮した上で、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適の方法を選択するものとする。その際には、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立ては原則として行わないこととし、廃プラスチック類の取扱いについては、まず排出抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。

一方、他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとし、必要に応じ、都道府県域を越えた広域化についても考慮することが適当である。

また、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるので、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図るものとする。

一般廃棄物のうち特にし尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ることが必要である。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、飼料化、堆肥化、メタンガス化、ＢＤＦ化等の処理方法の中から、これらを組み合わせることも含めて、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域循環圏の考え方や地域へのエネルギー供給を図る観点も踏まえ、エコタウンなどの拠点も活用しながら、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要である。この際、廃棄物系バイオマスの利活用を効率的に行うことができるよう、分別・収集・選別の効率化を図る。とりわけ食品の一般廃棄物である事業系食品廃棄物（生ごみ）に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設けることが必要である。

なお、当該市町村の区域内で処理できず、他の市町村の一般廃棄物処理施設において処理を行う場合等にあっては、当該他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めるとともに、都道府県においても、一般廃棄物の適正な処理に配慮して都道府県廃棄物処理計画を定めるよう努めることが必要である。

(2) 産業廃棄物の処理体制の確保

産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において、排出抑制及び適正な

循環的利用を最大限に行った上で、必要となる産業廃棄物の焼却その他の中間処理及び埋立処分が適正に行われるようにしなければならない。

特に、多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、産業廃棄物の排出抑制及び排出された産業廃棄物の適正な循環的利用に計画的に取り組まなければならない。

また、事業者は、自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければならない。また、事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物の発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならず、また、適正な委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用により、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保しなければならない。

国は電子マニフェストが、排出事業者や産業廃棄物の処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不法投棄・不適正処理の原因究明等の迅速化等を図ることができるなどの利点を有することを踏まえ、地方公共団体等関係者と連携して、その使用の促進を図るものとする。

一方、都道府県は、産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設に対する指導監督に努めるものとする。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県の区域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、圏域内で必要な処理能力を確保するため、広域的な処理施設の整備を図ることも検討する。

(3) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止

廃棄物の処理は、その性状に応じた適切な方法により行わなければならない。

特に、有害な性状により特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）とされた廃棄物については、人の健康や生活環境に支障を生じさせることがないよう、その性状に応じた適正な処理を確実に行わなければならず、事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合においては、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に遵守しなければならない。

また、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る必要がある。

廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県において、生活環境の保全上の支障が生じることを

未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しなければならない。

特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に対しては、事業者に対する措置命令を厳格に行う必要がある。なお、法を遵守しない悪質な事業者に対し、法的拘束力を伴わない行政指導を繰り返し、結果としてこのような事業者が営業を継続することを許容してしまうことが、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招く一因となっていることにかんがみ、地方公共団体は、不法投棄・不適正処理等の違反行為を把握した場合には、迅速かつ厳正に行政処分を行うべきである。

都道府県及び市町村は、廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見等による生活環境の保全上の支障の発生の未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視活動の充実に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進するものとする。

また、国は、地方公共団体における監視活動に対する支援、電子マニフェストの機能向上及び普及拡大等に取り組むものとする。

4 優良な処理業者の育成

事業者は、自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定する必要があり、この処理業者の選定を通じた市場競争の中で優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られることが基本である。

国は、産業廃棄物処理について、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、地方公共団体等関係者と連携して優良産廃処理業者認定制度の普及を図る。また、適正処理推進センターを活用して、優良産廃処理業者の情報をインターネットで提供する等の取組を推進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めるものとする。

5 不法投棄等の不適正処理事案への対応

廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるときは、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを基本とし、国は、都道府県等に対し、必要に応じて適切な助言等の支援を行うものとする。

また、不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域についても、都道府県等は、当該区域の状況等を定期的に把握し、当該区域から新たな支障が生ずることがないよう努めなければならない。

6　廃棄物の輸出入

廃棄物の輸入については、我が国における処理技術の向上や企業の社会的責任の高まりを受け、途上国では適正処理が困難であるが我が国では処理可能な廃棄物を受け入れて適正に処理する取組が進められている。こうした取組は、途上国の環境負荷を低減させ、地球環境保全にも資するものであり、また、我が国の事業者が排出した廃棄物を輸入する場合にあっては、広義の排出事業者責任を全うするものであることから、国内における適正処理が確保される限りにおいて、積極的に推進していくものとする。

また、廃棄物の輸出については、国内処理原則及び排出事業者責任の徹底の観点から厳格な確認を行っているところであり、輸出確認の対象とすべき廃棄物については、引き続き輸出検査時における廃棄物該当性の判断指針の明確化や監視体制の維持・強化等を図る。

四　廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっては、廃棄物処理法第五条の三第一項の規定に基づく廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けて重点的、効果的かつ効率的に進めるものとする。

1　今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

(1)　一般廃棄物処理施設

イ　中間処理施設

一般廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成三十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。

また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。現状（平成 24 年度）において、焼却された一般廃棄物量のうち約 79％が熱回収可能な施設で処理されており、同約 66％パーセントが発電施設の設置された焼却施設で処理されている。これに対し、平成 32 年度において、焼却された一般廃棄物

量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約 69%に増加させることを目標とする。

ロ 最終処分場

平成 25 年 3 月 31 日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は 19.7 年であり、この水準を維持するものとする。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることにかんがみ、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。また、国は、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。

(2) 産業廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成 32 年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目標とする。この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。

さらに、民間事業者による適正に焼却処理できる施設の更新及び新設による整備を推進しつつ、これらの整備状況を踏まえ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

ロ 最終処分場

産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成 32 年度において、要最終処分量の 10 年分程度を確保できるように整備することを目標とする。

民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合において、国は、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

2　一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために創設された循環型社会形成推進交付金制度も活用し、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら、必要な処理施設の整備を推進する。

具体的には、一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制が確保されるよう、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組むものとし、その際、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、直接埋立ては原則として行わないこととする。特に中間処理については、選別・圧縮等資源化処理、飼料化処理、堆肥化処理、メタンガス化処理、ごみ燃料化処理及び焼却処理（溶融処理を含む。）等の再生や熱回収のための処理方法があり、地域の実情に応じた最適な処理方法について、資源の継続的な利用を促進するよう、これらを組み合わせることも含めて選択することが必要である。この際、例えば、メタンガスを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせて、できる限りエネルギーを回収するといった多段階的な利用を含め、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める取組や、廃棄物焼却施設で回収したエネルギーを地域へ還元するといった取組を促進する。

一般廃棄物のうちし尿を含む生活排水対策については、持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水道、集落排水施設、浄化槽等のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での計画的な実施を促進する。特に、浄化槽の整備については、みなし浄化槽（いわゆる単独処理浄化槽）から浄化槽への転換について、転換費用の支援や広報活動により推進を図るとともに、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧できる特性を持つ浄化槽の更なる普及を推進する。また、し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備を導入するなど、資源の有効利用を図る。

これらの施設の整備については、排出抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。

また、他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、ごみ焼却施設の集約による全連続炉化や大規模化等により効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。その際、都道府県は、市町村に対する技術的支援の一環として、市町村間の総合調整に努めるものとする。

加えて、地域全体での廃棄物処理等の効率化を図るため、地域特性を踏まえて、地方公共団体及び民間事業者の連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携を含めた既存施設の有効活用等を図るものとする。

廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、機能面で社会の要請に応えられなくなっていることが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

中長期的には、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会の統合的実現や循環共生型の地域社会の構築の観点も踏まえ、人口減少等の社会状況の変化や再生利用の推進による焼却量の減量化についても考慮した上で、必要な中間処理量、最終処分量を予測し、これらに応じて、目標年度以降における適正な施設配置も念頭に置いて、目標年度までの広域的な施設整備を計画するものとする。

3　産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の整備

産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、民間事業者による施設の整備を基本としつつ、国は、公共関与による処理施設の整備を含め、必要な処理施設の整備を推進する。その際、熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮するものとする。

具体的には、適正な循環的利用の促進を図るため、廃棄物の再生利用等に必要な施設の整備の促進を図る等、再生に係る施設の整備促進を図ることに加え、施設の省エネ化の推進や高効率な廃棄物熱回収など廃棄物処理施設の廃熱利用等を推進する。

また、適正な処理を確保するためには、処理施設の確保が極めて重要であるが、悪質な不法投棄等の不適正処理により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、焼却施設や最終処分場等の処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっている。処理施設は適正処理の受け皿の要となる基幹施設として極めて重要なものであり、我が国における長期安定的な処理体制の維持のため、安全性を確保しつつ、引き続き適切に整備されることが不可欠であることから、国として、民間による処理体制の確保を基本としつつ、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設の整備を推進する。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、大都市圏で震災が発生した場合の大量の廃棄物に備える必要性も勘案し、圏域内での産業廃棄物処理施設の整備を図ることが重要である。このため、広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）に基づく大阪湾広域臨海環境整備センターによる施設整備を引き続き進めるとともに、必要と認められる場合は、その他の大都市圏においても、２以上の都道府県において生じた廃棄物による海面埋立処分については同法の活用を図るとともに、同法の

活用が困難な場合は広域的な廃棄物処理センターの活用により、産業廃棄物の処理体制を構築することも検討する。

産業廃棄物の焼却施設の整備に当たっては、低炭素社会との統合との観点も踏まえ、熱回収が可能な施設の整備を優先するものとする。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、処理期限内に、一日も早い処理完了を目指して、計画的かつ早期の処理が行われるよう取り組んでいくこととする。さらに、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を図る。

廃石綿等の石綿含有廃棄物についても、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を積極的に進める。

その他の施設についても、建設リサイクル法に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するために必要となるコンクリート塊、建設発生木材等の建設廃棄物の処理施設の整備促進を始め、適正処理に必要な施設の確保を促進する。

4 優良な廃棄物処理施設への支援

国は、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資を通じて、優良な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。さらに、民間事業者が行う地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物熱回収、廃棄物燃料製造等を行う施設の整備や施設の省エネ化を促進するものとする。

また、都道府県においても、必要かつ優良な施設の事業者又は産業廃棄物処理業者による整備を促進するため、国とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成４年法律第 62 号）に基づく施設整備を促進するものとする。

5 地域住民に対する情報公開の促進

廃棄物処理施設の立地に関する地域住民の信頼を確保し、理解を得ていくためには、施設の立地、処理の方法、維持管理の計画等に関し、情報公開を積極的に行うことが重要である。

このため、廃棄物処理施設の設置許可に当たり、申請者並びに都道府県及び政令市は、近隣市町村又は利害関係者から提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきである。

また、廃棄物処理施設に対する信頼性を高める上で、現在運転中の廃棄物処理施設の維持管理に関する情報や、都道府県及び政令市による定期検査の結果に関す

る情報を積極的に公開することも重要である。特に、一般廃棄物処理施設の立地に際しては、地域住民自身も廃棄物の排出や処理にかかわる当事者として、十分な関心と理解が求められる。

さらに、産業廃棄物の多量排出事業者による減量等処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を一層推進するため、都道府県等がインターネット等を利用して公表することが必要である。

また、都道府県又は市町村は、廃棄物処理業者等に対して行った行政処分の情報をインターネット等を利用して広く公表することが重要である。

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

1 施策の基本的考え方

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要がある。

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する施策の推進及びそれを実現するために必要な処理施設の整備、人材育成等が行われるよう、平時の廃棄物処理行政からの切れ目のない対応が必要であり、平時から国、都道府県、市町村、事業者等の各主体において事前の備えを確実に進めるものとする。これにより、実効性が高い平時の仕組みを基礎としつつ、非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見・教訓を踏まえた施策を図ることとする。さらに、災害対策基本法第八十六条の五第一項に基づき政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害（以下「大規模災害」という。）に際しては、被災しなかった地域も含め、全国一丸となって処理に当たることが求められることから、各主体の役割分担を明確にし、密接な連携体制を構築するとともに、地域ブロック（原則環境省地方環境事務所が管轄する地域を想定）といった都道府県を越えるより広域的な連携、さらには地域ブロック間の相互連携を進めていくことが必要である。

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1) 市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理

に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靭な廃棄物処理体制の整備を図る。その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとする。大規模災害時においては、災害対策基本法に基づく国の処理指針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制のもとで域内の災害廃棄物の処理を行う。また、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等の支援を積極的に実施するものとする。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた広域的な対応のための円滑な連携といった観点から、関係機関・関係団体との連携を進めるものとする。その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。

非常災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、市町村等の関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。大規模災害時には国の処理指針も踏まえ、速やかに実行計画を策定するとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、全体の進捗管理と必要に応じた市町村からの事務委託に基づく災害廃棄物処理を含め、被災市町村に対する支援を行うものとする。

(3) 国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を果たすものとする。事前の備えとしては、全国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備を図るものとする。特に、地域ブロック単位での連携・協力体制を強化するため、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定するとともに、環境省地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での大規模災害への備えとしての大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進めるものとする。さらに、複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制を構築するなど、地域ブロック間の連携も促進する。非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行うものとする。また、大規模災害発生時には、災害対策基本法に基づき速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定めるものとする。さらに、地方公共団体の連携・協力のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合であり災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。

(4) 事業者及び専門家の役割

イ 事業者及び技術専門家の役割

災害廃棄物処理に関連する事業者及び技術専門家は、平時から、災害廃棄物処理に係る技術の集約、検証及び継承に努め、地方公共団体等における計画策定等や国民への情報発信等に重要な役割を果たすとともに、非常災害発生時においては、それぞれの役割に応じた対応を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努めるものとする。大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めるものとする。

ロ 大学・研究機関等専門家の役割

廃棄物処理分野に携わる大学・研究機関や民間コンサルタント等の専門家は、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験が効果的かつ継続的に集積され、それらが十分活用されるよう、国及び地方公共団体に対して必要な協力を行うものとする。また、発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努めるものとする。

3　災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用

地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、焼却施設や最終処分場等を整備し、災害廃棄物を保管するための仮置場を確保するなど、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努めるものとする。特に大規模災害発生時には、大容量の最終処分場が必要となることから、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設や海面処分場の活用を検討するものとする。地方公共団体は、域内における災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物の処理施設や処理業者等（建設事業者を含む。）の情報把握に努めるとともに、地方公共団体の有する廃棄物処理施設について、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内での処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組の視点、さらには地域ブロック単位及び地域ブロック間における地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点も踏まえた整備に努めるものとする。大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、膨大な災害廃棄物が発生するため、平時より災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。国は、これらの地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、強靭な廃棄物処理体制としての施設整備が図られ地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行うものとする。

地方公共団体は、非常災害発生時においては、整備した処理施設とともに、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保するものとする。

4　災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システム的課題を体系的に整理し、その知見を今後の対策に活用するとともに、災害廃棄物の発生量の推計手法や処理困難物の処理技術、再生利用の促進等の災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。また、地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の災害廃棄物の処理体制の確保が円滑に行えるよう積極的な情報発信を行う。

地方公共団体は、平時から、災害廃棄物の処理に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努めるものとする。非常災害時には、災害廃棄物の分別方法や仮置場の運用情報、処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努めるものとする。

六 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

1 廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進

廃棄物は、その種類に応じ種々の形状及び性質を有し、また、新たな製品開発等に伴い、これまで自然界に存在しない化学物質等を含む廃棄物も排出されてくることとなる。こうした中で、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を進めるとともに、多様な廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理するためには、事業者が自ら、製品の製造工程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術の開発等、廃棄物の排出の抑制、再利用、再生利用を考慮した取組を一層進めることが必要である。また、多様な性状を有し、多種類の化学物質を含む廃棄物を適正に再生及び処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発及び循環型社会にふさわしい最適な廃棄物処理システムに関する調査研究の一層の推進が重要である。

このため、現在、再生利用がほとんど進められていない廃棄物の再生利用を可能にする技術はもとより、すでに実用化されている技術についても、技術の効果的な組み合わせを考慮した上で、選別技術の向上や再生品の品質の安定化、高品質化及び低コスト化を図り、再生品の利用を促進するための技術開発が必要である。また、資源生産性や有害物質対策の観点から早期の技術開発が期待されている廃棄物からのレアメタル等有用金属の回収技術に関する研究について、更なる促進を行うとともに、低炭素社会との統合の観点から、低炭素な再生技術や廃棄物からのエネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用について、先進的・先導的な技術開発及び調査研究をより一層推進していく必要がある。さらに、地方公共団体の施策と連携しつつ、廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究を行う必要がある。

さらに、再使用や再生利用、熱回収されて残る廃棄物の処分を行う場合の適正処理を確保するためには、処理の安全性、安定性及び確実性を高めるための研究及び技術開発を一層推進することが必要である。特に、ポリ塩化ビフェニルや石綿といった有害な性状を有する特別管理廃棄物の無害化技術及びダイオキシン類等廃棄物処理に伴い非意図的に発生する化学物質の廃棄物処理施設からの排出抑制を一層図るための処理技術の開発を推進するとともに、より的確な施設の運転管理技術や管理指標等の研究開発を行うことが必要である。また、条約により国際的取組が見込まれている残留性有機汚染物質については、処理基準の調査検討及び処理技術の開発が必要である。

さらに、小型家電リサイクルについて、使用済小型家電の処理・選別技術についての国内や海外の高度な技術を国内の認定事業者間で共有化する等、廃棄物に係る各種の情報を提供するためのシステム等の開発を進めていくことが必要である。

これらの技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の

推進戦略について（中央環境審議会答申）」も踏まえ、戦略的に実施していく。

2　廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な知識の普及等及び人材育成等

廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくためには、広範な国民及び事業者の協力が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、関係主体と連携しながら廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識の向上を図ることが重要である。具体的には、環境教育、環境学習、「３Ｒ推進月間」、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」、マイバッグ・マイボトルなどの持参や適量な購買・注文、食品の食べ切り・使い切りの呼び掛け、食品の賞味期限等への正しい理解の普及等の広報活動等を通じて国民の理解を深めるとともに、廃棄物の排出が抑制され、及びその適正な処理が図られるよう、関係者の協力を求めるものとする。

また、国民や事業者、地方公共団体などが、自ら環境教育・環境学習の場を設けたり、環境保全活動やＮＧＯ／ＮＰＯ等の民間団体の活動に参加・協力したり、事業を起こしたり、各主体のつなぎ手となるための取組も重要である。具体的には、３Ｒ教育や地域循環圏形成のための研修や教材、カリキュラム等の整備を通じて、人材育成を図っていくものとする。

3　その他配慮すべき事項

廃棄物処理計画の策定に当たっては、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に規定する国土利用計画、国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）に規定する国土形成計画、地域の振興又は整備に関する計画及び環境の保全に関する国又は地方公共団体の計画との調和を図るものとする。また、海面埋立処分を行う場合は、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）に基づく手続に先立って廃棄物処理法に基づく所要の手続を完了させるものとする。このほか、廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を定めるに当たって関係する港湾の港湾計画その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に十分配慮する。また、計画の推進に当たっては、交通の安全及び円滑化並びに災害の防止に十分配慮するものとする。

Ⅱ　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について（事務連絡）

事務連絡
令和２年３月16日

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより種々御尽力、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年５月環境省告示第34号。以下「基本方針」といいます。）につきましては、主に令和２年度（平成32年度）を目標年度としているところでございますが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから令和２年度は改定を行わないこととしましたので御連絡いたします。

また、令和２年度以降につきましては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年６月閣議決定。以下「循環基本計画」といいます。）等の目標を参考にして施策を進めてまいります。

今後の基本方針の改定につきましては、内容に大幅な変更が必要となった場合に行うこととし、その際には基本方針の目標と循環基本計画の目標（目標年度等）との調整を行う予定です。

また、各都道府県の廃棄物担当部（局）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第５条の５の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標（循環基本計画及び廃棄物処理施設整備計画（平成30年６月閣議決定）等の数値目標）を別紙のとおりお知らせしますので必要に応じてご参照ください。

引き続き廃棄物行政の推進に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）参考となる数値目標

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における目標項目	参考となる数値目標
1	一般廃棄物の排出量	2025 年度に約 3800 万トン （循環基本計画）
2	一般廃棄物の再生利用量の割合[1]	一般廃棄物の出口側の循環利用率を 2025 年度に約 28% （循環基本計画）
3	一般廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 320 万トン （循環基本計画）
4	１人１日当たりの家庭系ごみ排出量	2025 年度に約 440ｇ/人/日 （循環基本計画）
5	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2022 年度に 2017 年度の水準（20 年分）を維持 （廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年６月閣議決定））
6	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を有する焼却施設で処理される一般廃棄物の割合	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部供給している施設の割合を 2022 年度に 46% （廃棄物処理施設整備計画）
7	産業廃棄物の排出量	2025 年度に約３億 9000 万トン （循環基本計画）
8	産業廃棄物の再生利用量の割合[2]	産業廃棄物の出口側の循環利用率[3]を 2025 年度に約 38% （循環基本計画）
9	産業廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 1000 万トン （循環基本計画）
10	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	引き続き現行基本方針に基づき要最終処分量の 10 年分程度を確保[4]
11	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	引き続き現行基本方針に基づき 200 市町村以上における実施を推進
12	特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 96 号）に基づく特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき 100%の構築を推進
13	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき 80%以上の実施を推進

[1] 一般廃棄物の再生利用量の割合は、［直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量］を［ごみの総処理量＋集団回収量］で除した数値であり、これは一般廃棄物の循環利用率の計算方法と同じである。（一般廃棄物処理事業実態調査の数値を元に算出され、同調査におけるリサイクル率と同じ。）

[2] 産業廃棄物の再生利用量の割合は［再生利用量（直接再生利用量と処理後再生利用量の合計）］を［排出量］で除した数値。（産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。）

[3] 産業廃棄物の出口側の循環利用率は［再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量］を［排出量］で除した数値。（産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。）

[4] 現在、目標の見直しを実施中。2020 年度内に新目標の結論を得る予定。

Ⅲ　持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）

環循適発第1903293号
平成31年3月29日

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成９年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成９年５月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成９年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成９年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成10年度の1,769施設から平成28年度には1,120施設と約４割減少している。施設の規模別では、平成10年度には100t/日以上の施設が550施設と全体の約３割であったところ、平成８年度には100t/日以上の施設が591施設と全体の約５割に増加しており、施設の平均規模も平成10年度の109t/日から平成28年度には161t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成10年の1,550g-TEQ/年から平成28年には24g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成９年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に１万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「３Ｒの推進等により１人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されて

いる。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年７月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。ついては、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

記

１．広域化・集約化の必要性

（１）持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、ＰＦＩ等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

（２）気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電

効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

（３）廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

（４）災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼動を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

（５）地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記（２）～（４）の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

２．広域化・集約化計画の策定

（１）計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第５条の２に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

（２）前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

（３）人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

（４）広域化ブロック区割りの設定見直し

上記（２）及び（３）で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で､将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も含めて　検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

（５）ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般

廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t／日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に 100t／日以上 300t／日未満の施設を設置している地域については、300t／日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

① 組合設立
近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

② ごみ種類別処理分担
複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

③ 大都市での受入
大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

④ 相互支援
基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

⑤ 他のインフラとの連携
下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

⑥ 民間活用
市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

３．広域化・集約化計画に記載する内容計画には以下の内容を含めること。

（１）計画期間

原則として10年とする。2021年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

（２）広域化ブロック区割り２．（４）で設定したブロック区割りについて記載すること。

（作成例）

○○ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口（万人）	面積（km2）	将来推計 （人口・ごみ量等）

（３）各ブロックにおける廃棄物処理体制

２．（５）で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法（中継施設の設置等を含む。）等についても記載すること。

（作成例）

○○ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 ／再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			
メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

４．留意事項

（１）既に、今後10年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第５条の５に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことがで

きる。

（２）広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。

（３）計画は、必要に応じ見直すこと。

Ⅵ 廃棄物に関するデータ

1 一般廃棄物

（1） 一般廃棄物の処理フロー図（平成 30 年度）

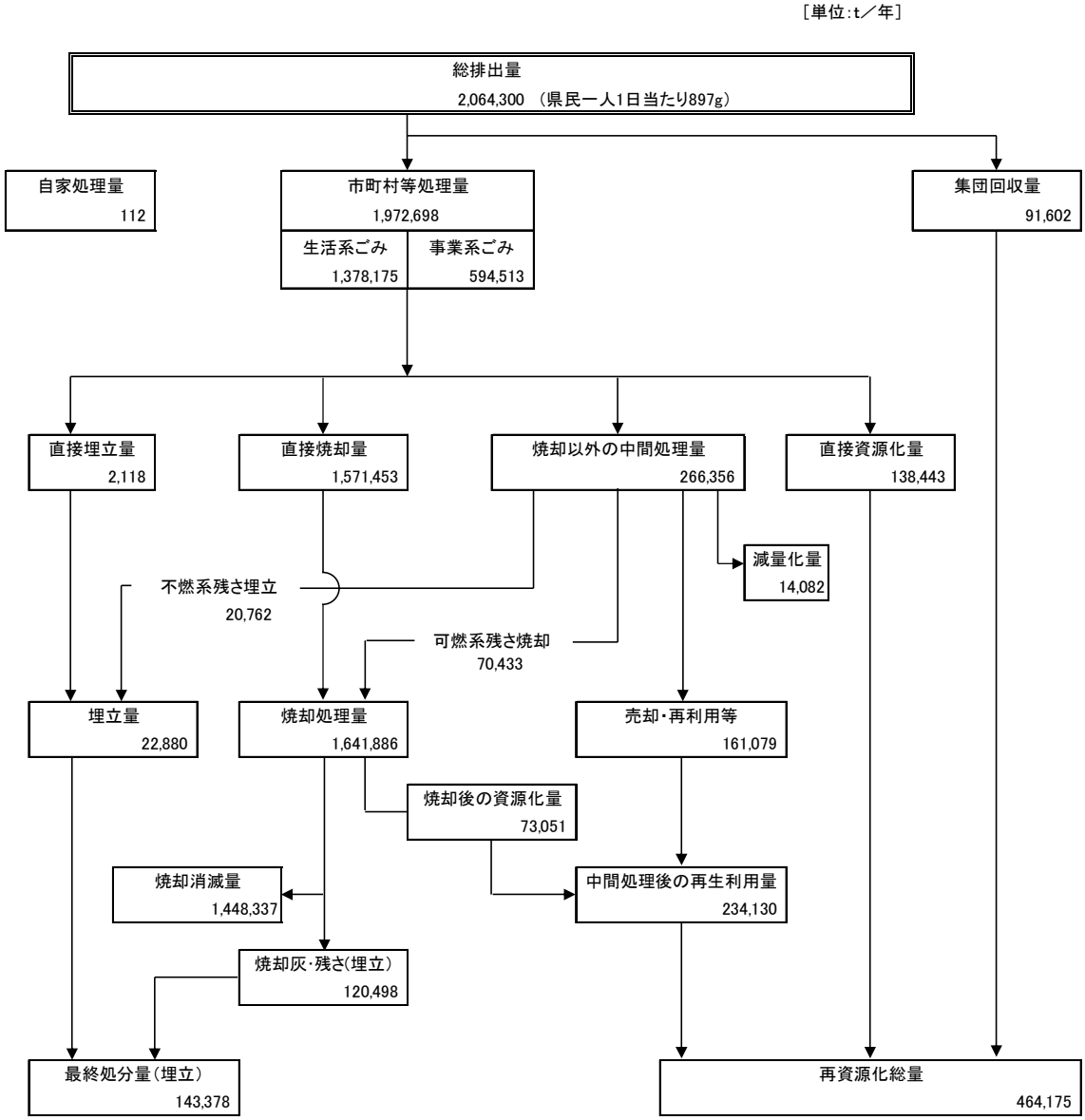

（2） 平成 30 年度市町村別排出原単位・再生利用率

排出原単位（生活系ごみ+事業系ごみ）		
順位	市町村名	排出原単位
1	多古町	623
2	長生村	626
3	横芝光町	675
4	長南町	694
5	睦沢町	694
6	栄町	717
7	野田市	754
8	山武市	758
9	八千代市	761
10	匝瑳市	769
11	市川市	771
12	白井市	774
13	松戸市	783
14	鎌ケ谷市	785
15	佐倉市	801
16	神崎町	812
17	四街道市	813
18	我孫子市	830
19	白子町	846
20	大多喜町	847
21	流山市	857
22	印西市	871
23	柏市	875
24	いすみ市	875
25	東庄町	876
26	八街市	876
27	船橋市	877
28	大網白里市	878
県平均		897
29	君津市	917
30	市原市	924
31	一宮町	930
32	袖ケ浦市	931
33	東金市	943
34	酒々井町	945
35	長柄町	953
36	習志野市	965
37	旭市	990
38	富里市	991
39	九十九里町	995
40	千葉市	997
41	浦安市	1,003
42	香取市	1,009
43	茂原市	1,039
44	銚子市	1,055
45	成田市	1,073
46	富津市	1,073
47	南房総市	1,078
48	鋸南町	1,086
49	木更津市	1,116
50	勝浦市	1,123
51	鴨川市	1,139
52	御宿町	1,144
53	館山市	1,180
54	芝山町	1,374

排出原単位（生活系ごみ）		
順位	市町村名	排出原単位
1	芝山町	411
2	多古町	449
3	長柄町	513
4	横芝光町	514
5	匝瑳市	530
6	長生村	567
7	大多喜町	567
8	睦沢町	571
9	山武市	577
10	君津市	583
11	白井市	586
12	市川市	587
13	松戸市	591
14	野田市	592
15	白子町	595
16	長南町	598
17	八千代市	601
18	柏市	606
19	千葉市	608
20	鎌ケ谷市	610
21	浦安市	620
22	栄町	628
23	流山市	629
県平均		638
24	木更津市	645
25	旭市	647
26	船橋市	652
27	富津市	653
28	我孫子市	658
29	佐倉市	662
30	印西市	674
31	習志野市	675
32	一宮町	679
33	四街道市	684
34	いすみ市	687
35	成田市	690
36	袖ケ浦市	709
37	市原市	709
38	酒々井町	716
39	東金市	718
40	富里市	721
41	茂原市	722
42	鴨川市	726
43	八街市	728
44	神崎町	728
45	東庄町	735
46	九十九里町	752
47	銚子市	753
48	香取市	758
49	勝浦市	763
50	大網白里市	773
51	南房総市	785
52	館山市	815
53	御宿町	942
54	鋸南町	981

排出原単位（事業系ごみ）		
順位	市町村名	排出原単位
1	長生村	60
2	神崎町	83
3	栄町	89
4	長南町	96
5	鋸南町	105
6	大網白里市	105
7	睦沢町	123
8	四街道市	128
9	佐倉市	138
10	東庄町	141
11	八街市	148
12	八千代市	161
13	横芝光町	162
14	野田市	162
15	我孫子市	172
16	多古町	173
17	鎌ケ谷市	175
18	山武市	181
19	市川市	184
20	白井市	188
21	いすみ市	188
22	松戸市	192
23	印西市	197
24	御宿町	201
25	市原市	214
26	袖ケ浦市	223
27	東金市	225
28	船橋市	225
29	流山市	228
30	酒々井町	229
31	匝瑳市	239
32	九十九里町	242
33	一宮町	250
34	白子町	251
35	香取市	251
県平均		258
36	柏市	268
37	富里市	270
38	大多喜町	280
39	習志野市	290
40	南房総市	293
41	銚子市	302
42	茂原市	317
43	君津市	334
44	旭市	343
45	勝浦市	360
46	館山市	365
47	成田市	383
48	浦安市	384
49	千葉市	389
50	鴨川市	413
51	富津市	421
52	長柄町	439
53	木更津市	471
54	芝山町	964

再生利用率		
順位	市町村名	再生利用率
1	御宿町	34.4
2	千葉市	33.4
3	野田市	29.2
4	袖ケ浦市	25.6
5	君津市	24.9
6	松戸市	24.4
7	鎌ケ谷市	23.4
8	我孫子市	23.1
県平均		22.4
9	富津市	22.2
10	印西市	22.1
11	大網白里市	21.9
12	流山市	21.9
13	八街市	21.8
14	四街道市	21.5
15	いすみ市	21.2
16	船橋市	21.1
17	栄町	20.9
18	白井市	20.8
19	木更津市	20.2
20	柏市	20.0
21	習志野市	20.0
22	佐倉市	20.0
23	勝浦市	19.9
24	八千代市	19.6
25	大多喜町	19.5
26	匝瑳市	19.1
27	東金市	19.1
28	南房総市	18.8
29	香取市	18.7
30	市川市	18.6
31	鴨川市	18.4
32	九十九里町	18.2
33	長南町	18.2
34	市原市	18.1
35	富里市	17.9
36	浦安市	17.7
37	多古町	17.5
38	山武市	16.4
39	館山市	16.3
40	成田市	16.0
41	睦沢町	15.8
42	酒々井町	15.6
43	鋸南町	15.6
44	旭市	14.9
45	茂原市	14.5
46	横芝光町	14.5
47	東庄町	14.3
48	一宮町	13.6
49	長生村	13.4
50	神崎町	12.6
51	白子町	11.1
52	長柄町	11.1
53	銚子市	10.9
54	芝山町	6.2

（3） し尿処理事業経費（直近 5 年の数値）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
計（千円）	9,383,849	9,720,242	9,965,518	10,242,439	9,162,396
処理・維持管理費(千円)	8,552,435	8,326,973	8,112,406	8,119,523	7,943,080
建設改良費(千円)	475,119	1,101,921	1,525,678	1,814,796	989,161
その他(千円)	356,295	291,348	327,434	308,120	230,155
し尿処理対象人口(人)	2,003,626	1,960,757	1,932,718	1,891,119	1,858,300
1人当たりの経費（全体）（円/人・年）	4,683	4,957	5,156	5,416	4,931
市町村処理量（t）	807,911	807,576	798,881	780,758	772,330
処理量1kl当たりの経費（円/kl・年）	11,615	12,036	12,474	13,119	11,863

（4） し尿処理系統図（平成 30 年度）

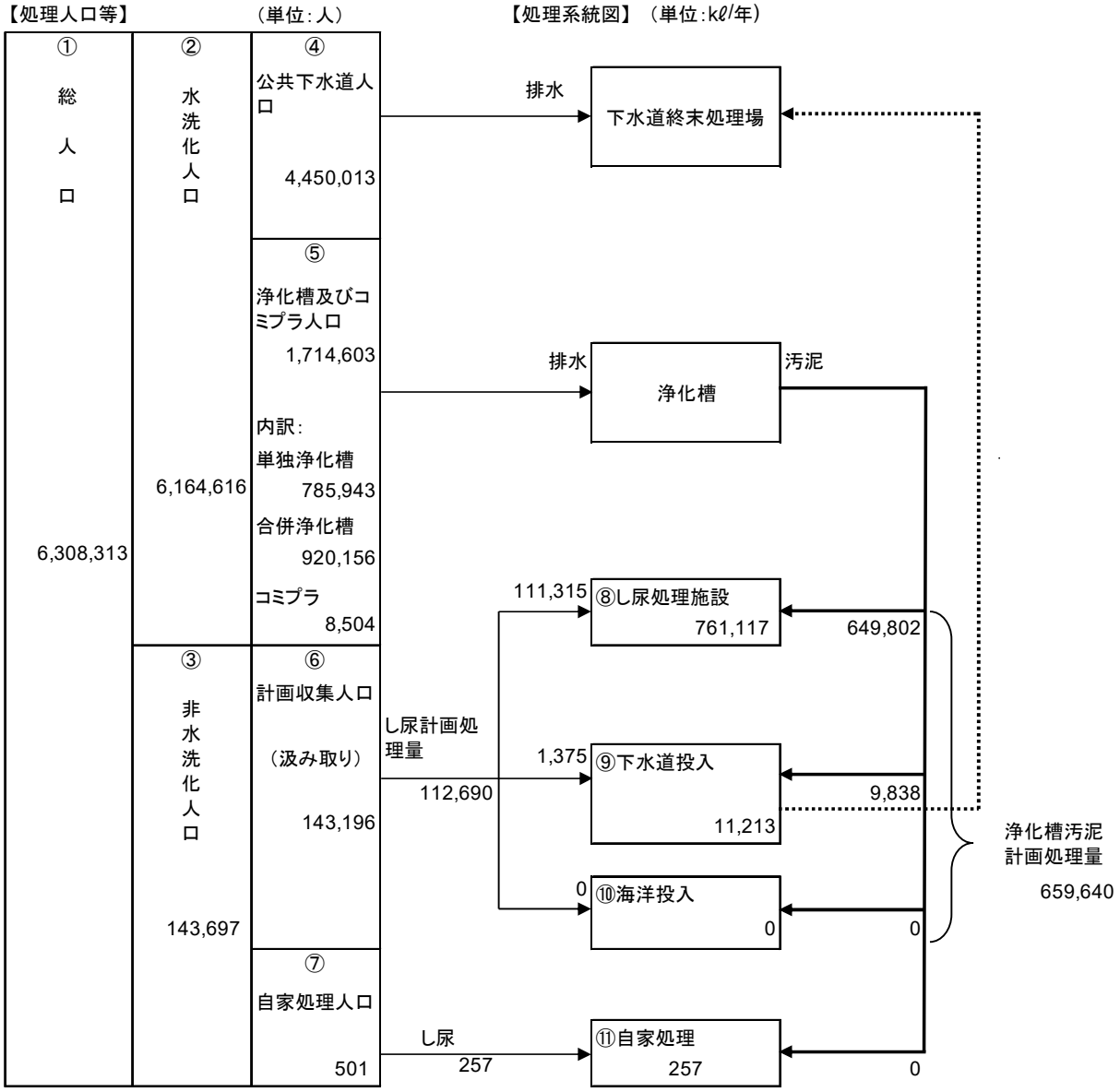

（5） し尿処理施設（稼働施設）の処理能力及び処理量の年度別推移

区分＼年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
処理能力（kl/日）		3,670	3,620	3,620	3,620	3,717
処理量	し尿（kl/年）	137,463	132,578	125,563	119,592	111,315
	浄化槽汚泥（kl/年）	659,034	663,932	661,676	649,988	649,802

2 産業廃棄物

（1） 産業廃棄物の処理フロー図（平成 30 年度）

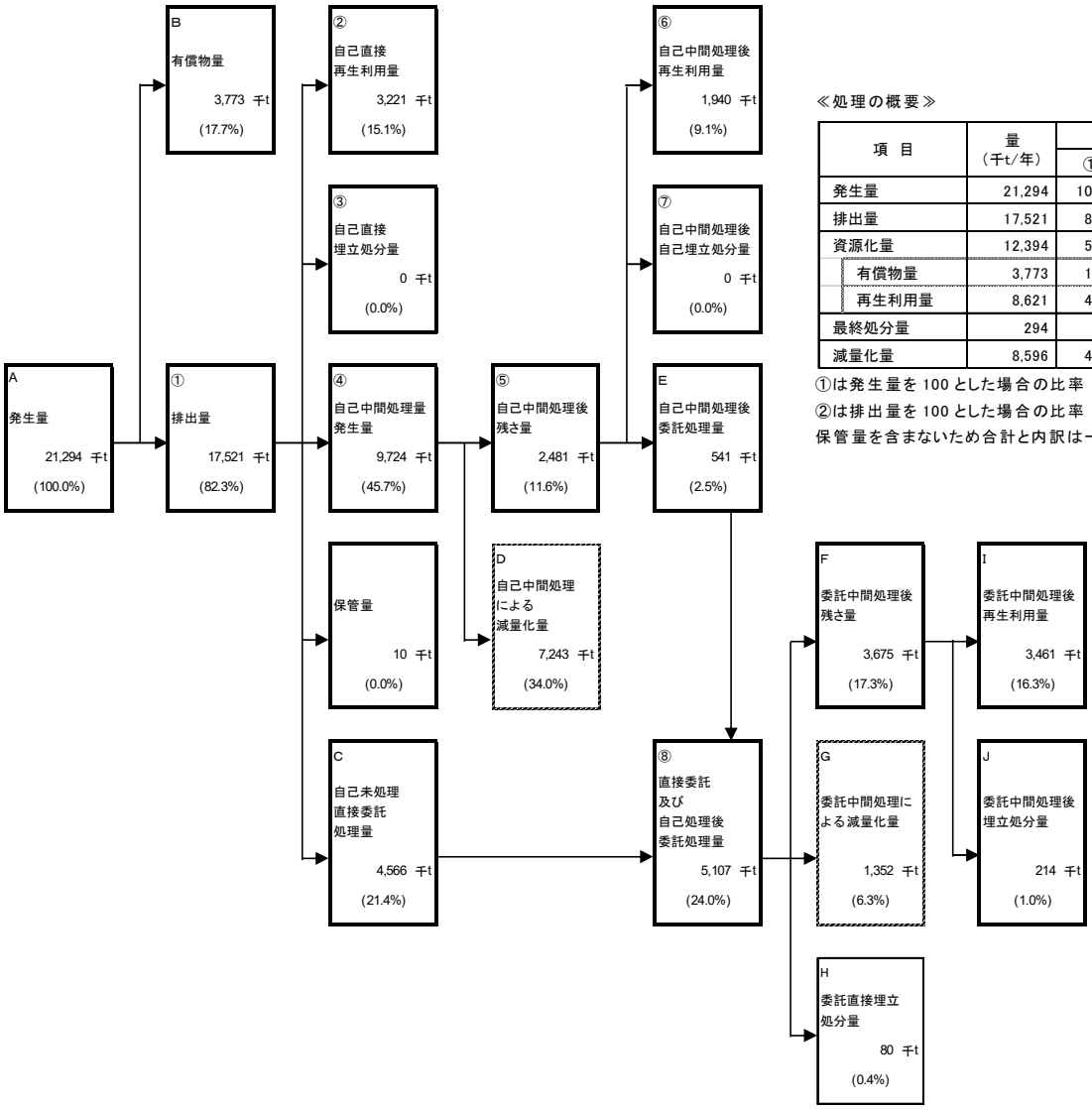

≪処理の概要≫

項 目	量（千t/年）	比 率 ①	比 率 ②
発生量	21,294	100.0%	—
排出量	17,521	82.3%	100.0%
資源化量	12,394	58.2%	—
有償物量	3,773	17.7%	—
再生利用量	8,621	40.5%	49.2%
最終処分量	294	1.4%	1.7%
減量化量	8,596	40.4%	49.1%

①は発生量を 100 とした場合の比率
②は排出量を 100 とした場合の比率
保管量を含まないため合計と内訳は一致しない。

※ 各項目量は端数処理のため、合算が合わない場合があります。
※ （ ）内は、「A 発生量」を分母とする比率です。

（2）産業廃棄物処理業者数の推移

①収集・運搬業者数の推移

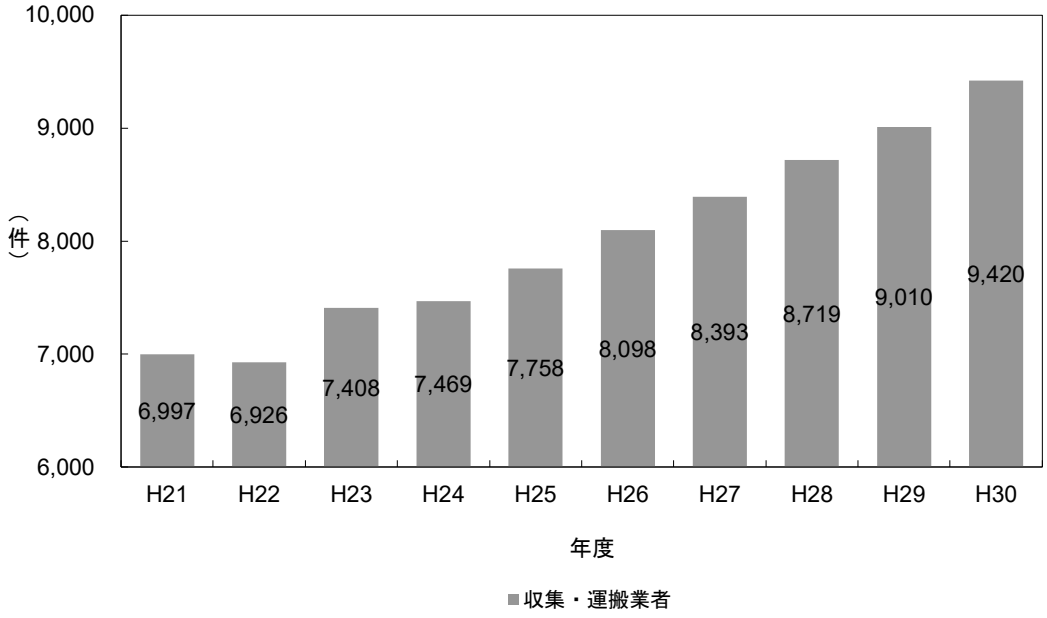

※　県の許可を有している事業者数。
※　千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

②中間処理及び最終処分業者数の推移

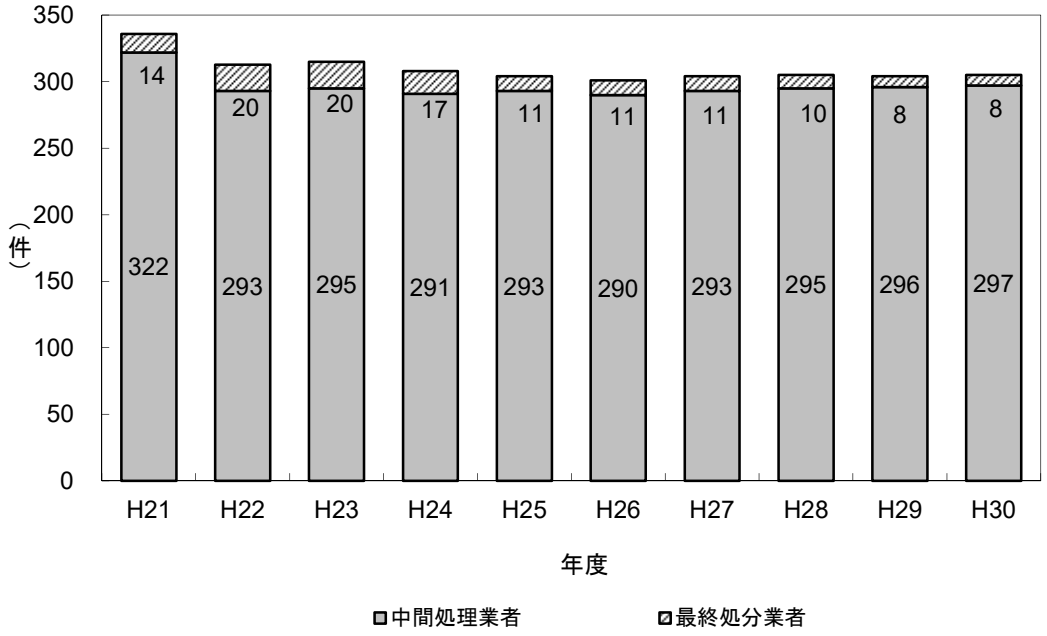

※　千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

（3） 特別管理産業廃棄物処理業者数の推移

①収集･運搬業者数の推移

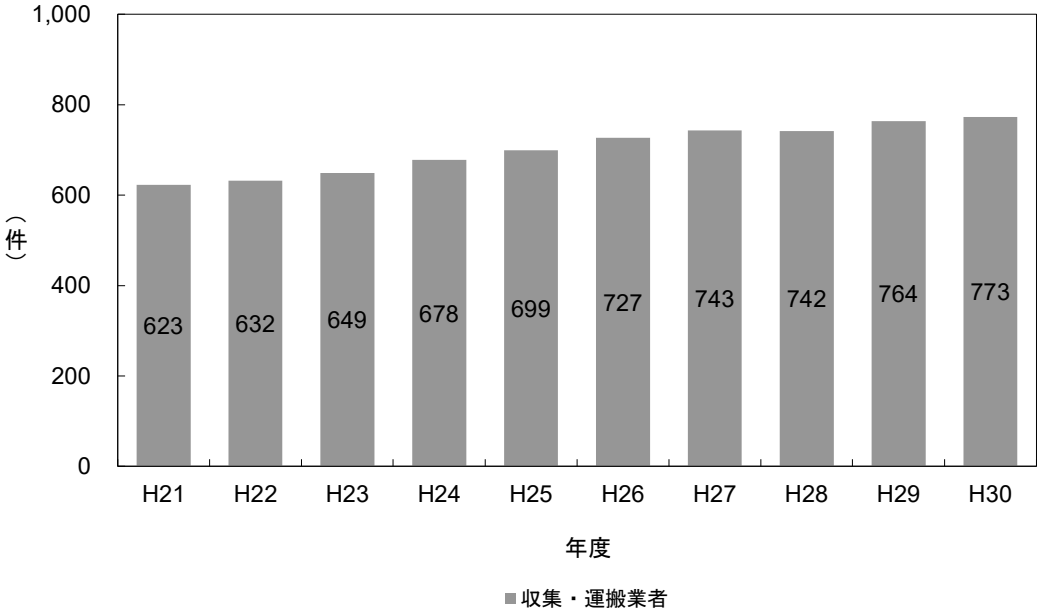

※　千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

②中間処理及び最終処分業者数の推移

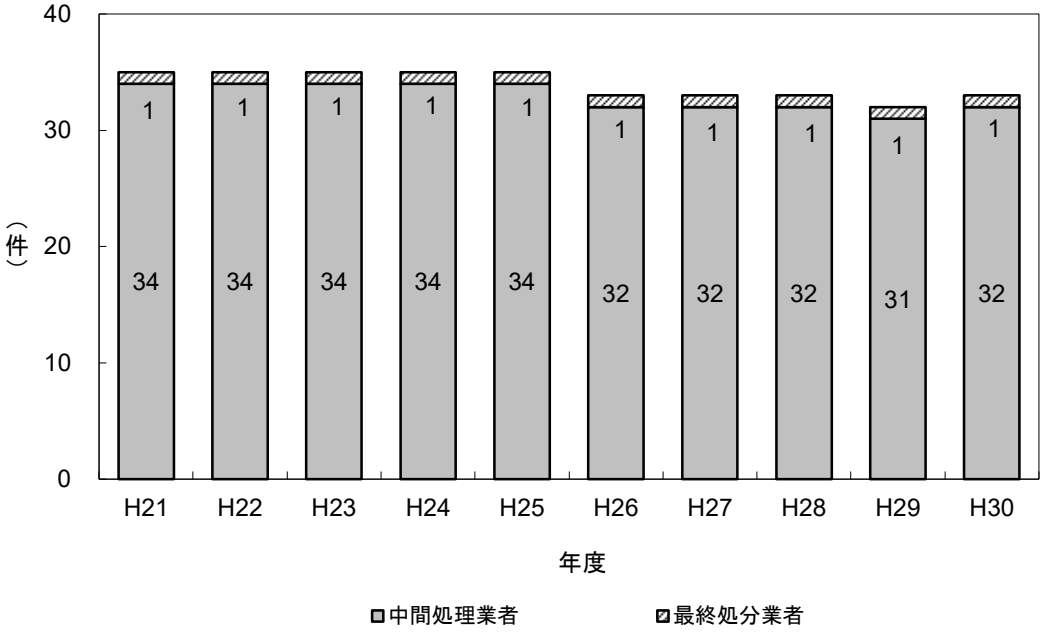

※　千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

（4） 県内中間処理業者の受入実績

県内中間処理業者の受入実績（平成 30 年度）

（単位：t）

		県内廃棄物	県外廃棄物	合 計
産業廃棄物	汚泥	677,931	1,422,910	2,100,841
	うち建設汚泥	322,885	1,258,075	1,580,960
	廃プラスチック類	332,007	220,688	552,695
	木くず	384,913	230,653	615,566
	がれき類	3,145,240	1,595,969	4,741,209
	金属くず	63,608	86,411	150,019
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	235,895	357,532	593,428
	その他	310,279	435,912	746,191
	小 計	5,149,874	4,350,075	9,499,949
特別管理産業廃棄物		109,290	72,987	182,277
合 計		5,259,164	4,423,062	9,682,226
県内・県外の割合		54.3	45.7	100.0

※ 千葉市、船橋市及び柏市分を含みます。

※ 各項目量は端数処理のため、合算が合わない場合があります。

県内中間処理業者の受入実績の推移

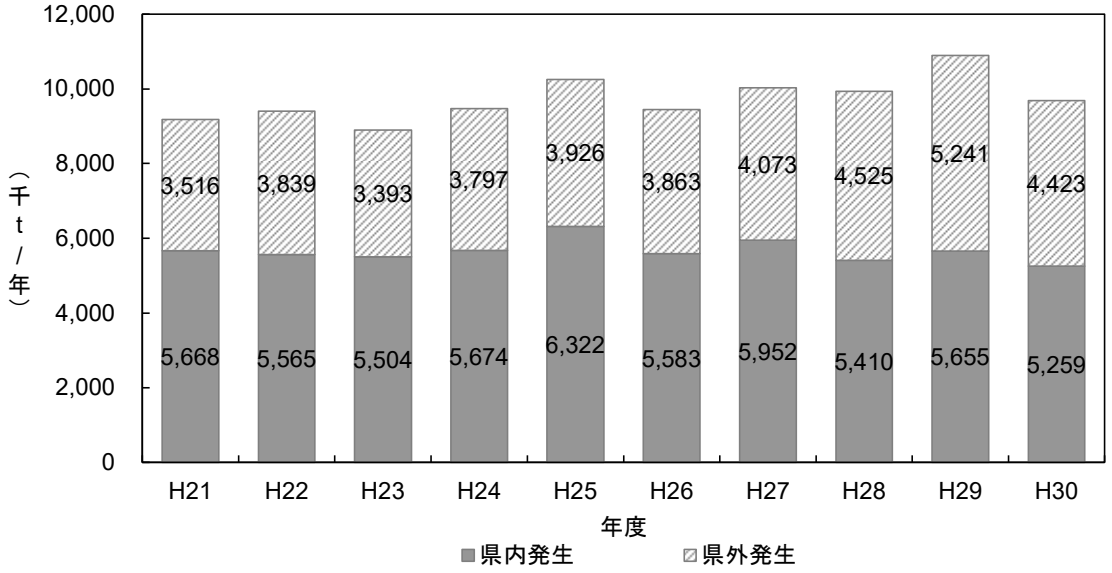

※ 千葉市、船橋市及び柏市分を含みます。

（5） 県内最終処分業者の受入実績

県内最終処分業者の受入実績（平成 30 年度）

（単位：t）

		県内廃棄物	県外廃棄物	合　計
産業廃棄物	燃え殻	27,183	1,618	28,802
	汚泥	67,581	27,313	94,894
	うち建設汚泥	0	0	0
	廃プラスチック類	29,552	27,134	56,686
	金属くず	2,501	1,966	4,468
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	40,815	37,246	78,061
	がれき類	61,465	44,482	105,947
	ばいじん	13,881	0	13,881
	その他	3,567	6,879	10,446
	小　計	246,546	146,639	393,184
特別管理産業廃棄物		206	0	206
合　　計		246,751	146,639	393,390
県内・県外の割合		62.7	37.3	100.0

※　千葉市、船橋市及び柏市分を含みます。

※　各項目量は端数処理のため、合算が合わない場合があります。

県内最終処分業者の受入実績の推移

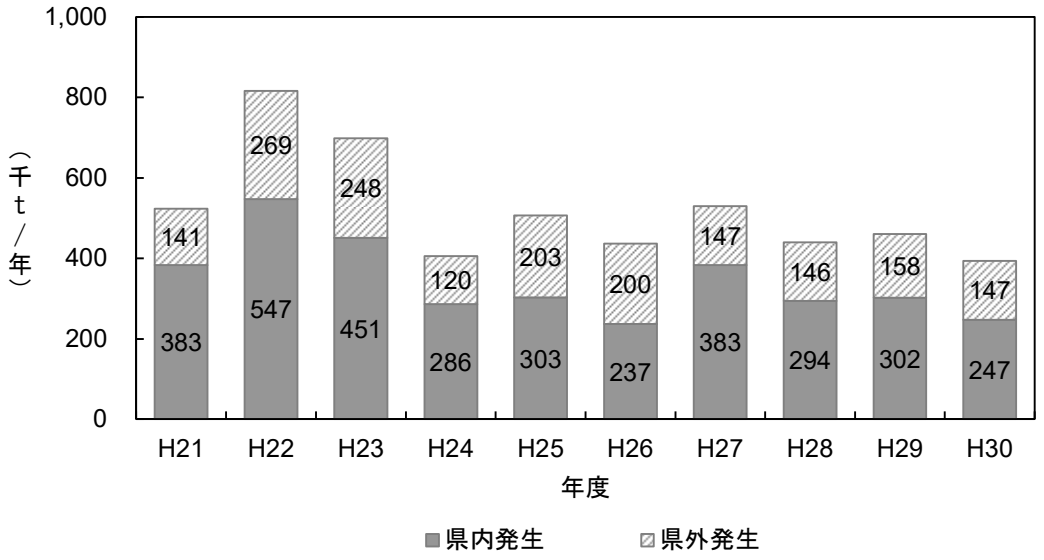

※　千葉市、船橋市及び柏市分を含みます。

（6） 廃棄物処理法第 15 条に規定する許可施設の設置状況

（平成 31 年度末現在）

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	32	24	56
	汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	5	7	12
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	1	1	2
	汚泥の焼却施設	7	24	31
	廃油の油水分離施設	3	20	23
	廃油の焼却施設	9	22	31
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4
	廃プラスチック類の破砕施設	0	97	97
	廃プラスチック類の焼却施設	5	23	28
	木くず又はがれき類の破砕施設	24	226	250
	金属等を含む汚泥のコンクリート固形化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	5	26	31
	合計	93	473	566
最終処分場	安定型	2	8	10
	管理型	4	6	10
	遮断型	1	0	1
	合計	7	14	21

※　千葉市、船橋市及び柏市内の施設を含みます。

※　最終処分場は残余容量が０及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含みます。

※　施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数です。

V　食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

令和２年３月 31 日閣議決定

はじめに

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス[1]が発生している。食品ロスの問題については、2015 年９月 25 日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ[2]において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019 年５月 24 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、５月 31 日に公布、10 月１日に施行された。

本基本方針は、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針ともなるものである。

---

1 「食品ロス」：本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）。

2 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」：2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年９月の国連サミットで採択された、2030 年までの国際開発目標である（外務省ウェブサイト参照）。

Ⅰ 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018 年度の食料自給率（カロリーベース）は 37%となっている[3]。

・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約２兆円程度の費用を支出している[4]。

・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の４分の１を占めている[5]。

・子供の貧困が深刻な状況にあり、７人に１人が貧困状態と依然として高水準である[6]。

世界では、以下のような現状にある。

・世界の食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ３分の１が廃棄されている[7]。食料の生産に伴う CO_2排出量は世界全体の排出量の約 25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにも CO_2が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている[8]。

・世界の人口は増え続けており、2050 年には約 98 億人に達すると推計されている[9]。

・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約８億人いると推計されている[10]。

・2015 年に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標 12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている[11]。

以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGs においても、その削減が重要な課題となっている。

---

3 農林水産省（2019）「食料需給表 平成 30 年度」
4 環境省（2019）「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 29 年度）について」
5 総務省（2019）「家計調査 2018 年（平成 30 年）」
6 厚生労働省（2017）「平成 28 年 国民生活基礎調査」
7 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」
8 Food and Agriculture Organization (2013) , Food wastage footprint: Impacts on natural resources
9 United Nations (2017) , World Population Prospects: The 2017 Revision
10 Food and Agriculture Organization (2019) , THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD
11 目標 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO_2排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できる。

加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物やそれを育んだ自然の恵みや作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録[12]された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。

２ 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間 643 万トン（2016 年度推計）と推計されている[13]。これは、国連世界食糧計画（WFP）による 2018 年の食料援助量約 390 万トンの 1.6 倍に相当する[14]。そのうち、事業系食品ロス量が 352 万トン、家庭系食品ロス量が 291 万トンである[13]。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約４割を占めている[15]。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品[16]」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」、「過剰除去[17]」、「直接廃棄[18]」となっている。

---

12 平成 25 年 12 月４日 登録決定
13 年間 643 万トン：事業系食品ロス量（352 万トン）＋家庭系食品ロス量（291 万トン）
（市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄は含まれていない。）
農林水産省（平成 28 年度推計） 事業系食品ロス量：352 万トン
環境省（平成 28 年度推計） 家庭系食品ロス量：291 万トン
14 国連世界食糧計画（WFP）2018 年実績
15 農林水産省（平成 28 年度推計）
16 規格外品：重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等
17 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例えば、厚く剥き過ぎた野菜の皮など）
18 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手付かず食品。

３ 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
・可能なものから具体的な行動に移す、

ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

Ⅱ 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

１ 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO 等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第２条第２項）の形成の取組

として位置付けることができる。

（１）消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。

・欠品を許容する意識を持つ。

② 食品の保存の際

・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。

・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。

③ 調理の際

・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。

・食卓に上げる食事は食べきれる量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べきるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「３０１０運動」等を実践する。

・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

（２）農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。加えて、国又は

地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

① 農林漁業者

・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

② 食品製造業者

・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。

・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。

・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。

・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。

・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

③ 食品卸売・小売業者

・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（３分の１ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。

・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。

・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。

・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。

・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。

・おいしい食べきりを呼び掛ける「３０１０運動」等の取組を行う。

・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。

・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損して

いなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。

・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。

・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。

・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

（３）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供を含む。）。

（４）マスコミ、消費者団体、NPO 等

前記（１）から（３）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

（５）国・地方公共団体

前記（１）から（３）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記２に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

２ 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

（１）教育及び学習の振興、普及啓発等

国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。その際、消費者、事業者等が前記１に掲げた「求められる役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会[19]等との連携を図る。具体的には以下のとおりである。

・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭で

の食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたらその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。

・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い[20]等、期限表示の正しい理解を促進する。

・消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド[21]」により、外食時の食べきり・持ち帰り（持ち帰り用容器の活用を含む。）等に係る啓発を一層推進する。

・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。

・「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。

・食品ロス削減月間（10 月）、食品ロス削減の日（10 月 30 日）に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。

・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進する。

・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種イベント等での対策実施を推進する。

---

19 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会：「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て３R を推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク。平成 28 年 10 月 10 日に設立。（令和２年２月５日現在 417 自治体が参加）

20 賞味期限： 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。
消費期限： 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

21 消費者庁・農林水産省・環境省 令和元年５月公表

（２）食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。

・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進する。
・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和（取組企業や実施品目の拡大）を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。
・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。
・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。
・小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。
・外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。
・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。
・食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
・過剰な回収につながらないよう食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。
・食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。
・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した ESG 金融[22]の普及を促進する。

（３）表彰

食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。

（４）実態調査及び調査・研究の推進

・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。

・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。

・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。

・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。

・ムーンショット型研究開発制度[23]において、食品ロスの削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。

（５）情報の収集及び提供

・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS 等も活用して紹介する。

・エシカル消費[24]の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。

・食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報発信を行う。

（６）未利用食品を提供するための活動の支援等

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。

・関係者相互の連携のための取組（例：食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ[25]の推進）を含めた、フードバンク活動の支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。

・食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。

・食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。

---

22 ESG 金融：融資判断に ESG（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）要素を組み込んだ金融商品

23 ムーンショット型研究開発制度：我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、司令塔たる総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下、関係省庁が一体となって推進する制度（内閣府）

24 エシカル消費（倫理的消費）：人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動

25 フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

（1）食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる。

（2）食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

① 推進体制の整備

・地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。

・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。

・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携に配意するとともに、必要な支援を検討、実施する。

・食品ロス削減推進計画の策定に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要である。

② 地域の特性等の把握

・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画の策定を行うことが望まれる。

・食品ロス削減推進計画は、一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、策定することが望まれる。

・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることが期待される。

③ 計画策定時

・食品ロス削減推進計画の策定に当たっては、以下について留意すること。

ア 前記Ⅱの２の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

ウ 後記３に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。

エ 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を検討すること。

オ 地方公共団体における SDGs や地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

④ 策定後の推進

・連絡会議等を活用し、定期的に取組の成果を検証し、PDCA サイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

（３）食品ロス削減推進計画の策定への支援

・国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。

・このため、国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援（地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。）、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。

２ 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 106 号）、食育推進基本計画（第３次、平成 28 年食育推進会議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）など多岐にわたる施策に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。

このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。

３ 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年６月閣議決定）、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年７月公表）において、共に 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量[26]を半減させるという目標を設定している。

本基本方針においても、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進する。
また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合[27]を80%とする。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、食品ロス削減推進法施行後おおむね５年を目途に本基本方針の見直しについて検討する。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。

---

26 2000 年度食品ロス量 家庭系食品ロス量：433 万トン（環境省）、事業系食品ロス量：547 万トン（農林水産省）

27 平成 30 年度調査では 71.0% 消費者庁（2019）「平成 30 年度 消費者の意識に関する調査結果報告書」

Ⅵ 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年５月 31 日号外法律第 19 号

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については 2015 年９月 25 日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

ここに、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第１条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条 この法律において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条第１項に規定する医薬品、同条第２項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

２ この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

（国の責務）

第３条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を

有する。

（地方公共団体の責務）

第４条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

（消費者の役割）

第６条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

第７条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進）

第８条 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。

（食品ロス削減月間）

第９条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

２ 食品ロス削減月間は、10 月とし、特に同月 30 日を食品ロス削減の日とする。

３ 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第 10 条 政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第 11 条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県食品ロス削減推進計画）

第 12 条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第１項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第５条の５第１項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前２項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

（市町村食品ロス削減推進計画）

第 13 条 市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 前条第２項から第４項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）中「第５条の５第１項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

第三章 基本的施策

（教育及び学習の振興、普及啓発等）

第 14 条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

（食品関連事業者等の取組に対する支援）

第 15 条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体（次項において「食品関連事業者等」という。）の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（表彰）

第 16 条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

（実態調査等）

第 17 条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

（情報の収集及び提供）

第 18 条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

（未利用食品等を提供するための活動の支援等）

第 19 条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動

を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第四章 食品ロス削減推進会議

（設置及び所掌事務）

第 20 条 内閣府に、特別の機関として、食品ロス削減推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第 21 条 会議は、会長及び委員 20 人以内をもって組織する。

（会長）

第 22 条 会長は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第 11 条の２の特命担当大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第 23 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣

二 環境大臣

三 前二号に掲げる者のほか、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第四号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第 24 条 前条第１項第４号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第１項第４号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第 25 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第１条 この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第２条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第 40 条第３項の表に次のように加える。

食品ロス削減推進会議	食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）

（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

第３条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第 13 号の２の次に次の１号を加える。

13 の３ 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）第 11 条第１項に規定する食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

Ⅶ 第59回県政に関する世論調査の結果について

令和元年度に実施した「第 59 回 県政に関する世論調査」のうち、調査の概要と食品ロスに関する調査結果を以下に示します。

1 世論調査の概要

（１）調査対象：千葉県在住の満18歳以上の男女個人

（２）標本数：3,000人

（３）抽出方法：層化二段無作為抽出法

※層化二段無作為抽出法とは、行政単位と地域によって県内をブロックに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して（二段）、各地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うものである。

（４）調査方法：郵送法・オンライン調査法の併用（郵送配付－郵送・オンライン回収）

（５）調査時期：令和元年11月22日～令和元年12月13日

（６）回収結果：有効回収数（率） 1,359件（45.3%）

調査結果については、「第 59 回県政に関する世論調査報告（令和元年度）概要版」に基づき作成。

2 調査の結果

（１）「食品ロス」が問題となっていることの認知度

「食品ロス」が問題となっていることを知っているか聞いたところ、「よく知っている」（46.0%）と「ある程度知っている」（45.5%）を合わせた『知っている』（91.5%）が９割を超えて高くなっている。

一方、「あまり知らない」（6.5%）と「全く知らない」（1.3%）を合わせた『知らない』（7.9%）は１割未満となっている。

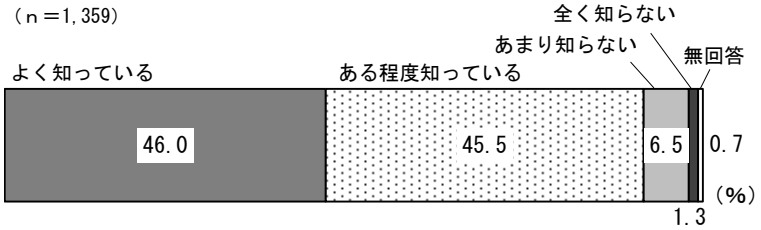

（２）「食品ロス」の削減の取組状況

「食品ロス」の削減に取り組んでいるか聞いたところ、「取り組んでいる」（17.8%）と「どちらかといえば取り組んでいる」(64.1%）を合わせた『取り組んでいる』(81.9%）が８割を超えて高くなっている。

一方、「どちらかといえば取り組んでいない」(11.7%）と「取り組んでいない」(5.1%）を合わせた『取り組んでいない』(16.8%）は１割台半ばとなっている。

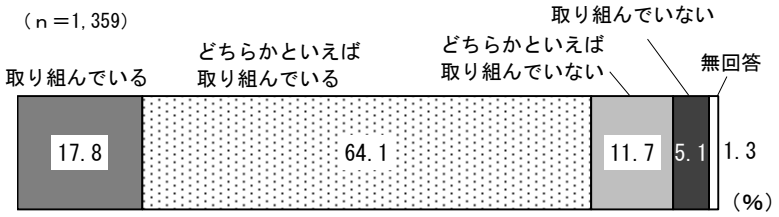

（２－１）普段の生活の中での取組

「食品ロス」の削減に「取り組んでいる」、「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した 1,113 人を対象に、普段の生活の中で取り組んでいることを聞いたところ、「食べきれる量を購入・調理する」（66.2%）と「賞味期限切れでもすぐに捨てずに自分で判断する」（65.0%）が６割台半ばで高く、以下、「冷凍保存を活用する」（60.3%）、「残さず食べる」(57.1%)、「冷蔵庫等の食材の在庫をこまめに確認する」（52.9%）が続く。

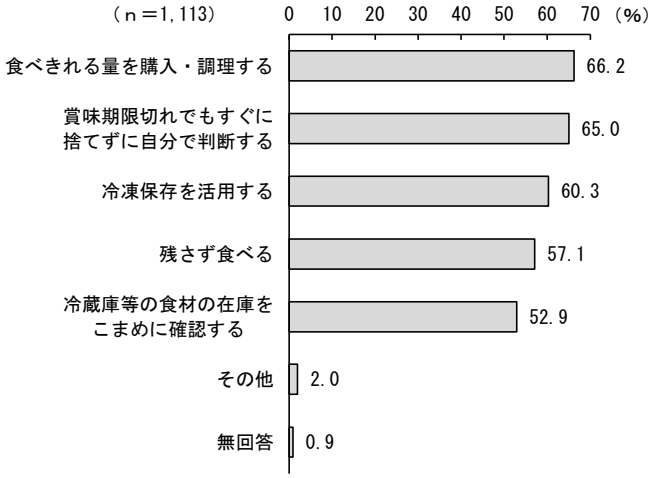

（２－２）外食や宴会での取組

「食品ロス」の削減に「取り組んでいる」、「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した 1,113 人を対象に、外食や宴会で取り組んでいることを聞いたところ、「食べきれる量を注文している」(79.1%）が約８割で最も高く、以下、「苦手な料理や量が多いときは食べられる人に食べてもらっている」（37.6%）、「お店に了解を得て残った料理を持ち帰っている」（26.9%）、「宴会終了直前・終了後に残った料理を食べきるようにしている」（15.3%）が続く。

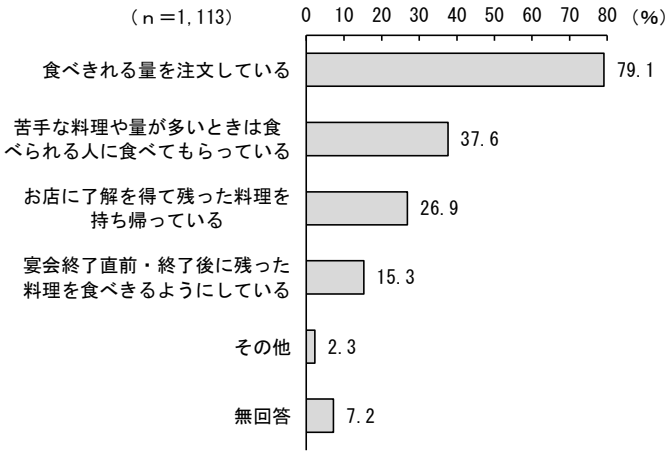

（３）「ちば食べきりエコスタイル」の認知度

千葉県が食べ残しの削減に向けて推進している「ちば食べきりエコスタイル」を知っているか聞いたところ、「知っている」（4.5%）が１割未満となっている。
一方、「知らない」（92.3%）は９割を超えて高くなっている。

（３-１）「ちば食べきりエコスタイル」を知った方法

「ちば食べきりエコスタイル」を「知っている」と回答した 61 人を対象に、どのような方法で「ちば食べきりエコスタイル」を知ったか聞いたところ、「ちば県民だより」（70.5%）が７割で最も高く、以下、「市区町村の広報誌等」（44.3%）、「千葉県の配布するリーフレット・パンフレット」（14.8%）、「店のポスターやステッカーなどの掲示物」（11.5%）が続く。

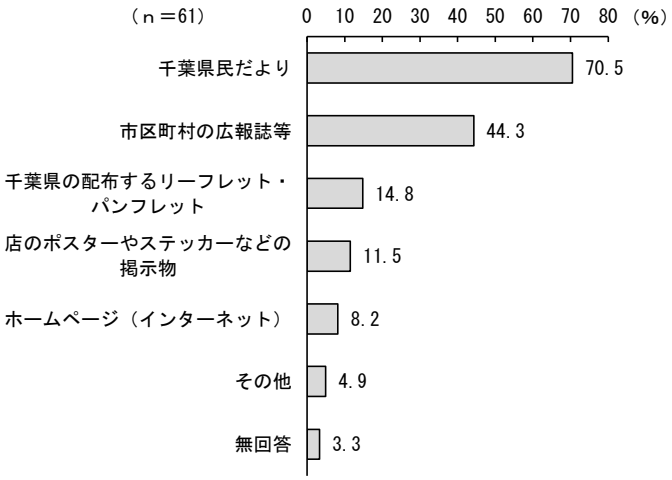

《「食品ロスについて」の自由回答（抜粋）》

（回答人数：214人）

○フードバンクなどへの寄付やおすそ分け等贈答品でもらった食べ物などが好みでなかったりする場合活用したいと思います。

○給食がある小・中学生のうちに食品ロスについて教育でもっと教えるべきだと思う。

○農業、漁業においても取れすぎると価格が下落し、廃棄処分にするという話を耳にしますが、規格外の物、取れすぎた物をうまくさばける流通方法があるといいと思う。見た目が悪くても安い方がいいので。

○食品や食材が廃棄となった場合、受け入れ団体を作ってそこで配布、調理し、足りない所へ回す仕組みを作ってほしい。子ども食堂、公共施設への配布など。

○スーパーや飲食店に小分けタイプや少量タイプの商品を充実させて欲しい。パン屋など、小ぶりのものが増えるとありがたい。

○残った料理を持ち帰れるお店が増えたらいいと思う。

○「食品ロス」は知っていたが、千葉県の取組みは知らなかった。飲食店とのコラボなどで広く知ってもらうとか、学校を通して子供たちへの教育とつなげて広めるなどはどうでしょうか。

○千葉県内にフードバンク組織はあるのでしょうか。もしあったら、食べきれないレトルト、缶詰、米などの保存食を賞味期限前に寄付したいのですが。

○スーパーなどでは、賞味期限が遅い日付の物を選びがちだが、すぐに食べる予定なら、あえて近い日付の物を選択することも大切かと思います。宴会時の持ち帰りが個人の責任でもう少し気軽にできるようになれば、とも思います。

○ちば食べきりエコスタイルという物を知らなかった。スーパーなど掲示があれば良いと思う。

Ⅷ 用語解説

【あ】

ＩＳＯ（International Organization for Standardization）

国際標準化機構の英語略。国際標準化機構は、国際的な非政府間機関（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としています。

ISO14001 は、ISO が制定した環境マネジメントに関する規格です。

環境マネジメントシステムは、「全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの」です。

アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。以前は建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。しかし、繊維が極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮種など健康に悪影響を及ぼす恐れがあり、また、暴露から発症まで 20 年から 50 年と潜伏期間が長いことが特徴です。

なお、現在では原則として製造等が禁止されています。

一部事務組合

複数の市町村が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織です。隣接する中小規模な市町村が、消防、ごみ処理・し尿処理の運営を行うことが多くなっています。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また、「ごみ」はオフィス等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類されます。市町村は、区域内の一般廃棄物を適正に処理する責務がありますが、排出抑制や資源化のための分別については、一人ひとりの取組が重要です。

≪関連用語：産業廃棄物≫

エコアクション２１

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり、エコアクション 21 に取り組むことにより、中小事業者でも自主的積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。千葉県では、(一財)千葉県環境財団が地域事務局となっています。

ＳＤＧｓ

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標)」の略称です。2030 年までに世界が達成すべきゴールを表したもので、17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。ゴールとは大きな目標を指し、ターゲットとはゴールをより具体的に掘り下げた目標です。地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind)」ことを誓い、ＳＤＧｓは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

ＮＰＯ

「Non-Profit Organization」という英語の頭文字からとったもので、直訳すると「非営利組織」または「非営利団体」となります。言葉の意味としては、現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問いません。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の７物質が温室効果ガスと定められています。

【か】

家庭系ごみ排出量

県では、家庭から排出されるごみのうち、資源ごみを除いたものをいいます。(「生活系ごみ」から「集団回収量」、「資源ごみ」及び「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」を除いたもの。)

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法；平成 10 年法律第 97 号）

家庭で不要になったテレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電４品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務

付けた法律です。

環境学習

環境を学ぶという意味を表す言葉として、「環境教育」と「環境学習」がありますが、両者に厳密な区別はなく、一般的には同義に使われています。県では、県民一人ひとりが自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境教育と環境学習の総称として、「環境学習」という言葉を用いております。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等の情報提供の推進や需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的として、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律；平成 12 年法律第 100 号）が平成 13 年 4 月に施行されています。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律；平成 12 年法律第 104 号）

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し廃棄物（建設工事で出る廃棄物）の分別・リサイクルの義務付けなどを定めた法律です。

小型電子機器等

携帯電話端末、デジタルカメラ、パーソナルコンピュータなどの電気機械器具で、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成 25 年政令第 45 号)」で定めるものをいいます。

古紙ルート

市町村における従来からの古紙（新聞・雑誌・段ボール等）の回収ルートを利用して、主に製紙原料に向く紙製容器包装を集める方法です。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うものです。

化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されています。

≪関連用語：熱回収（サーマルリサイクル）≫

コミュニティプラント

廃棄物処理法第６条第１項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水と併せて処理する施設のことをいいます。

【さ】

災害廃棄物対策指針

都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したもので、平成 26 年３月に策定されました。

最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

産業廃棄物の最終処分場には、がれき類等を埋め立てる安定型、汚泥等を埋め立てる管理型、有害物質を埋立基準以上含む廃棄物を埋め立てる遮断型があります。

一般廃棄物の最終処分場は、管理型と同様の構造をした一般廃棄物最終処分場があります。

≪関連用語：中間処理≫

再使用（リユース）

いったん使用された製品・部品、容器等をできるだけ繰り返し使うことをいいます。回収した容器等をそのまま、若しくは修理して別のユーザーが利用する「製品リユース」、ビール瓶や酒のビンを繰り返し使う「リターナブル」、回収した機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理して再度利用する「部品リサイクル」などがあります。

再生土

建設汚泥などの産業廃棄物を中間処理したもので、埋立て等に利用するものです。

再生利用（リサイクル）

再使用できない廃棄物等を原材料として可能な限り再利用することをいいます。

再生利用には、原材料として再利用する再生利用（資源化）、焼却して熱エネルギーを回収する「サーマルリサイクル」（熱回収）があります。

効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。

なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することを「マテリアルリサイクル」（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することを「ケミカルリサイクル」といいます（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにすることや、廃プラスチックの造粒による高炉還元剤化等）。日本では、可燃性廃棄物の固形燃料化や熱処理により発生する可燃性ガスや可燃油の利用はケミカルリサイクルに分類されています。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙で、具体的には、投込みチラシ、パンフレット、紙袋、紙箱、コピー紙、包装紙などを指します。その他紙、雑紙、ミックスペーパー、雑古紙などの呼び方が使われていることもあります。

産業廃棄物

工場や建設工事などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどをはじめとする「廃棄物処理法」及び政令で定めた 20 種類の廃棄物のことをいいます。

廃棄物処理法の排出事業者責任に基づき、適正な処理が図られる必要があります。

≪関連用語：一般廃棄物≫

指定廃棄物

１キログラム当たり 8,000 ベクレルを超える放射性物質を含み、環境大臣が指定した廃棄物のことで、これらは放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国が処理を行うことになっています。

集団回収

市町村による用具の貸出し、補助金の交付等の支援により、市町村に登録された住民団体によって資源化物の回収を行うことをいいます。

循環型社会

「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となるこ

とを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画です。平成 15 年に第 1 次計画、平成 20 年に第 2 次計画、平成 25 年に第 3 次計画、平成 30 年に第 4 次計画が閣議決定・国会報告されました。

同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めています。

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

なお、循環型社会は大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。

循環型社会推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制することとし、次に不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、廃使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最後にどうしても適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本原則としています。

循環産業

廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を積極的に循環利用する循環型社会形成に寄与する環境産業のことです。

循環資源

循環型社会推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえます。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念です。

浄化槽

水洗し尿を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置です。

水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽といいます。浄化槽法の改正により、平成 13 年４月以降は原則として単独処理浄化槽の設置が禁止されています。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律；平成 12 年法律第 116 号）

食品循環資源の再生利用、食品廃棄物等の発生抑制及び減量化を促進するため、再生利用事業者の登録制度や食品関連事業者の再生利用等の実施状況の報告などの措置が定められています。

食品ロス

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では平成 29 年度に、約 612 万トンの食品ロス（事業者から約 328 万トン、家庭から約 284 万トン）が発生したと推計されています。

食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律；令和元年法律第 19 号）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とします。

処理困難通知

平成 22 年５月の廃棄物処理法の改正により新たに導入された制度で、産業廃棄物処理業者が、「現に委託を受けている」産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときに、遅滞なく、排出事業者に書面通知しなければならないという制度で、平成 23 年４月から施行されました。

ここにいう「事由」は、故障・事故、事業の廃止、施設の休廃止、欠格要件該当、埋立終了（最終処分場の場合）、行政処分等をいいます。

新型インフルエンザ

季節性のインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なるインフルエンザウイルスが原因で起こる疾病です。一般に、国民は免疫を獲得していないことから、感染が拡大し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。新型インフルエンザウイルスの中には、遺伝子変異により強い病原性を示す場合があると

考えられています。

水銀使用廃製品

水銀等（水銀及び水銀化合物）が使用されている製品が廃棄物となったものです。

３Ｒ（スリーアール）

資源循環型社会をつくるための３つの取組（「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」）の英語の頭文字「Ｒ」をとったものです。

・Reduce（リデュース）：廃棄物自体の発生を少なくなるようにすること
・Reuse（リユース）：使用済みになっても、その中でもう一度使えるものは廃棄しないで再使用すること
・Recycle（リサイクル）：廃棄物を資源として再利用すること。

なお、２Ｒ（ツー・アール）は、リデュース、リユースの２つの取組の英語の頭文字「Ｒ」をとったものです。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）において、リサイクルより優先順位が高くなっております。

生活系可燃収集ごみ

家庭から排出されるごみのうち、焼却施設にて中間処理することを主に目的として収集されるものです。

【た】

多量排出事業者

廃棄物処理法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者で、産業廃棄物の前年度発生量が合計 1,000 トン以上、又は特別管理産業廃棄物が 50 トン以上の事業者が該当し、処理計画書や実施状況報告書の提出が義務付けられています。

千葉県環境基本計画

千葉県環境基本条例９条に基づき策定する本県の環境分野における基本となる計画です。現行の計画は、本県が持つ可能性を最大限に生かし、県民をはじめとする各主体の協力の下、「恵み豊かで持続可能な千葉」の実現を目指すため、平成 31 年３月に策定しました。（計画期間；令和 10 年度まで）

千葉県総合計画（次世代への飛躍　輝け！ちば元気プラン）

県政運営の基本となるもので、本県の施策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。現行の計画は、これまでの実績をベースとし、人口減少・少子高齢化などの課題へ対応するとともに、様々

なチャンスを生かし、次世代が誇れるような光り輝く千葉へ更に飛躍するため、平成29年10月12日に策定しました。

中間処理

廃棄物の無害化・減量化、再資源化あるいは安定化を図るため、焼却、脱水、破砕、選別などにより、できるだけ廃棄物の体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することをいいます。

さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

≪関連用語：最終処分≫

低炭素社会

地球温暖化の原因である温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO_2）の排出を抑制するため、再生可能エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムです。

出口側の循環利用率

廃棄物等の排出量に対する循環利用量（再使用・再生利用量）の割合であり、どれだけの量が循環利用されたかを表す指標です。資源の有効利用、天然資源への依存度低減、最終処分量等の削減等の観点から、原則的には増加が望まれるものです。

電子マニフェスト

マニフェスト制度は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として実施されています。

平成10年12月からはマニフェストの適用範囲がすべての産業廃棄物に拡大されるとともに、従来の複写式伝票（以下、「紙マニフェスト」という）に加えて、電子情報を活用するマニフェスト（以下、「電子マニフェスト」という）制度が導入されています。

≪関連用語：マニフェスト制度≫

特別管理（一般・産業）廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。

他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃ＰＣＢ、廃石綿などが指定されています。

【な】

熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等を焼却してその熱エネルギーを回収・利用することをいいます。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。

【は】

バイオマス

Bio（生物資源）と mass（量）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽エネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素（CO_2）から、生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り、持続可能な資源です。

廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

バイオマスタウン

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域をいいます。市町村が「バイオマスタウン構想」を作成し、国に提出していましたが、平成 21 年の「バイオマス活用推進基本法」制定以後は、市町村は「バイオマス活用推進計画」を策定するよう努めることとなりました。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律；昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物の排出を抑制し、その適切な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準等を内容としています。

廃石綿

「アスベスト」参照。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体をできるだけ抑制することをいいます。循環型社会実現のための

「３Ｒ」の取組の中では、最も優先度が高くなっています。

リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、製品の設計から販売に至るすべての段階での取組みが求められます。

また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さない、などライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

ＰＤＣＡサイクル

①方針・計画の作成（ＰＬＡＮ）、②その実施と運用（ＤＯ）、③点検（ＣＨＥＣＫ）、④改善・見直し（ＡＣＴ）という手順を繰り返し、このサイクルを重ねることにより、目的及び目標を着実に達成していくとともに、より高い目的や目標の実現に向けてステップアップしていくシステムのことをいいます。

放射性物質汚染対処特別措置法（平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法；平成 23 年法律第 110 号）

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散による環境汚染への対処に関し、人の健康や生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、国、地方公共団体、関係原子力発電事業者などが講ずべき措置について定めています。

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）

ＰＣＢ（polychlorinated biphenyls）は、水に溶けない、化学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の性質を持つ工業的に合成された物質です。ＰＣＢは昭和４年に初めて工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。

しかし、残されたＰＣＢ含有機器等が廃棄物となったものについては、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13 年に PCB 特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で令和９年３月末までに処理を終えることとしています。

【ま】

マニフェスト制度

排出事業者が廃棄物を処理業者に引き渡す際に併せて管理票（マニフェスト）を

交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みです。

平成３年の廃棄物処理法改正により創設され、平成５年４月より特別管理産業廃棄物に限って義務づけられましたが、平成９年６月の同法改正によりすべての産業廃棄物に拡大されました（平成 10 年 12 月より）。

≪関連用語：電子マニフェスト≫

【や】

優良産廃処理業者認定制度

優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境をつくるため、平成 23 年から運用されている制度です。通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定します。

容器包装リサイクル

容器包装は、製品・原材料を密閉保存する工業包装と販売のための商業包装、これらを輸送運搬するための物流包装、さらに内容物の保護や表示に直接関係のないサービス包装に分けられます。

容器包装は、購入や消費によって比較的短期間のうちにごみとして排出され、生活系廃棄物に占める割合は容積比で 60%、重量比で 20%に達しているといわれています。80～90 年代、自治体が管理する最終処分場の残存量のひっ迫に対してもっとも影響が大きいと見られたのは、空容積の大きいびん、缶、ペットボトル等のワンウェイ容器の増加でした。このためリサイクルを促進するため「容器包装リサイクル法」が制定されました。

≪関連用語：容器包装リサイクル法≫

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律；平成７年法律第 112 号）

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

ビンや缶、紙パックなどの容器・包装材の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けるもので、平成７年に制定され、平成９年に一部施行、平成 12 年４月から完全施行されています。

≪関連用語：容器包装リサイクル≫

溶融スラグ

ごみや下水道汚泥等を燃やした後の焼却残渣物を高温で溶かし、冷却・固化してできる、直径数ミリから数十ミリのガラス状の物質をいいます。

ちばSDGs

千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

第１０次千葉県廃棄物処理計画

（千葉県食品ロス削減推進計画）

令和３年３月

千葉県環境生活部循環型社会推進課
千葉県千葉市中央区市場町１－１
電話：０４３－２２３－２７５８